

令和元（2019）年度

自己点検・評価報告書

令和元（2019）年 10 月



尚絅大学短期大学部

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
(1) 学校法人及び短期大学の沿革	1
(2) 学校法人の概要	2
(3) 学校法人・短期大学の組織図（令和元年 5 月 1 日現在）	2
(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ・地域社会の産業の状況	3
(5) 課題等に対する向上・充実の状況	6
(6) 学生データ	8
(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要	10
(8) 短期大学の情報の公表について	12
(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について	14
(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム	14
(11) 公的資金の適正管理の状況	14
(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成 28 年度～平成 30 年度）	15
2. 自己点検・評価の組織と活動	18
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	21
基準Ⅰ-A 建学の精神	21
基準Ⅰ-B 教育の効果	29
基準Ⅰ-C 内部質保証	35
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	39
基準Ⅱ-A 教育課程	39
基準Ⅱ-B 教育課程	59
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	75
基準Ⅲ-A 教育の効果	75
基準Ⅲ-B 物的資源	90
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	96
基準Ⅲ-D 財的資源	100
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	106
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	106
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	108
基準Ⅳ-C ガバナンス	113

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

年 月	内 容
明治21(1888)年5月	熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24(1891)年10月	済々黌から独立して、尚綱女学校に改称
明治29(1896)年 4月	尚綱女学校を私立尚綱高等女学校に改称
明治45(1912)年 5月	尚綱財団法人設立
大正 9(1920)年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現九品寺キャンパス）に新築移転
昭和22(1947)年 4月	学制改革によって尚綱中学校発足（昭和 46 年から平成 6 年まで募集停止）
昭和23(1948)年 4月	学制改革によって尚綱高等学校発足
昭和26(1951)年 3月	尚綱財団法人から学校法人尚綱学園に組織変更
昭和27(1952)年 4月	熊本女子短期大学家政科開設
昭和40(1965)年 2月	尚綱学園第 2 校地（現武蔵ヶ丘キャンパス）を購入
昭和42(1967)年 4月	熊本女子短期大学家政科を、家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43(1968)年 4月	第 2 校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44(1969)年 4月	第 2 校地に熊本女子短期大学附属幼稚園を開設
昭和50(1975)年 4月	熊本女子短期大学を尚綱短期大学、熊本女子短期大学附属幼稚園を尚綱短期大学附属幼稚園に改称
昭和63(1988)年 5月	尚綱学園創立 100 周年記念式典を挙行
平成 8(1996)年 4月	尚綱短期大学に専攻科・食物栄養専攻を開設
平成12(2000)年 4月	尚綱短期大学子育て研究センターを開設
平成17(2005)年 4月	尚綱短期大学附属幼稚園新築移転
平成18(2006)年 4月	尚綱短期大学を尚綱大学短期大学部、幼児教育科を幼児教育学科と改称。 家政科を総合生活学科と食物栄養学科に改組 尚綱短期大学附属幼稚園を尚綱大学短期大学部附属幼稚園に改称
平成20(2008)年 4月	尚綱大学短期大学部専攻科・食物栄養専攻募集停止
平成23(2011)年12月	尚綱大学図書館本館（九品寺）完成
平成25(2013)年 5月	尚綱学園長期ビジョン（将来像）及び中長期行動計画策定 尚綱学園創立 125 周年記念式典を挙行 尚綱大学短期大学部子育て研究センターを尚綱子育て研究センターに改組
平成26(2014)年4月	尚綱食育研究センターを開設
平成26(2014)年7月	尚綱ボランティア支援センターを開設
平成27(2015)年4月	尚綱地域連携推進センターを開設
平成28(2016)年4月	尚綱大学短期大学部附属幼稚園を、尚綱大学短期大学部附属こども園（幼保連携型認定こども園）へ移行
平成30(2018)年5月	尚綱学園創立 130 周年記念シンポジウム開催

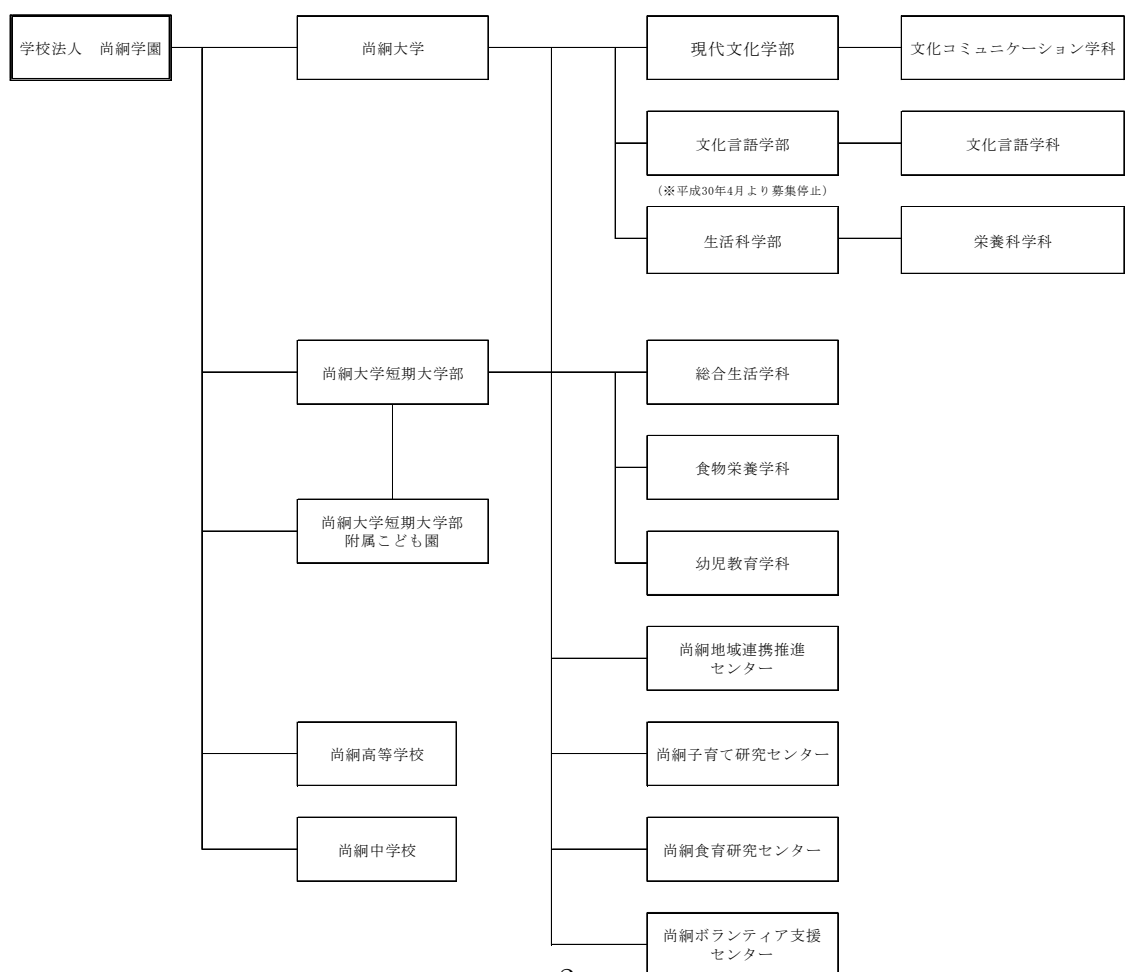
平成31(2017)年2月	台湾・高雄大学との大学間交流協定締結
平成31(2017)年3月	中国・上海杉達学院大学、マレーシア・Southern University College との大学間交流協定締結

(2) 学校法人の概要

(令和元年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
尚綱大学	(九品寺キャンパス) 熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6-78 (武蔵ヶ丘キャンパス) 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8-1	145	600	490
尚綱大学短期大学部	同上	310	620	526
尚綱高等学校	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6-78	320	960	575
尚綱中学校	同上	80	240	67
尚綱大学短期大学部 附属こども園	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8-1	—	290	294

(3) 学校法人・短期大学の組織図（令和元年5月1日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ・地域社会の産業の状況

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

平成 30(2018)年 10 月 1 日現在の熊本県の人口は 175 万 6,442 人であり、平成 10(1998)年の人口 186 万 5,773 人をピークに減少傾向に転じている。

一方、九州地方第三の都市である熊本市は市町村合併を繰り返し、平成 22(2010)年には城南町及び植木町と合併したことにより政令指定都市の要件である人口 70 万人以上を満たし、平成 24(2012)年に政令指定都市へと移行した。政令指定都市移行後の平成 24(2012)年以降の熊本市の人口は、毎年緩やかに増加していたが、平成 28(2016)年度以降減少に転じている。

熊本県及び熊本市の人口の推移（人）※各年 10 月 1 日現在

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
熊本県人口総数	1,794,623	1,786,170	1,774,538	1,765,518	1,756,442
熊本市人口総数	740,204	740,822	739,606	739,858	739,556

※熊本県ホームページ「昭和 50 年～平成 29 年市区町村別人口推移（総数、男女別）」より抜粋

■ 学生の入学動向

学生の出身地別人数及び割合

地域	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
熊本県	295	94.2	267	94.7	264	96.7	266	96.0	237	96.4
福岡県	0	0.0	2	0.7	0	0	3	1.1	1	0.4
佐賀県	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0	0	0.0
長崎県	1	0.3	1	0.4	1	0.4	0	0	0	0.0
大分県	0	0	0	0.0	0	0	0	0	1	0.4
宮崎県	3	1.0	5	1.8	1	0.4	3	1.1	2	0.8
鹿児島県	10	3.2	3	1.1	4	1.5	4	1.4	1	0.4
沖縄県	0	0	1	0.4	0	0	0	0	0	0.0
その他	4	1.3	3	1.1	2	0.7	1	0.4	4	1.6
合計	313	100.0	282	100.0	273	100.0	277	100.0	246	100.0

[注]

- ☐ 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- ☐ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- ☐ 平成 30 年度を起点に過去 5 年間を掲載した。

■ 地域社会のニーズ

熊本県における短期大学に対するニーズは、18歳人口の減少、専門学校との競合、高校生の4年制大学志向などの影響を受けて、近年減少傾向にある。しかしながら、2年間という短い期間で栄養士や保育士等の専門職資格が取得できる短期大学に対する地元のニーズは現在でも根強く、今後も一定の進学者数は期待できるものと思われる。

また、本学を卒業する学生の9割以上が熊本県内の事業所に就職しており、本学が開設以来担ってきた短期大学における専門的職業教育は地元企業の人材ニーズにマッチしているといえよう。

■ 地域社会の産業の状況

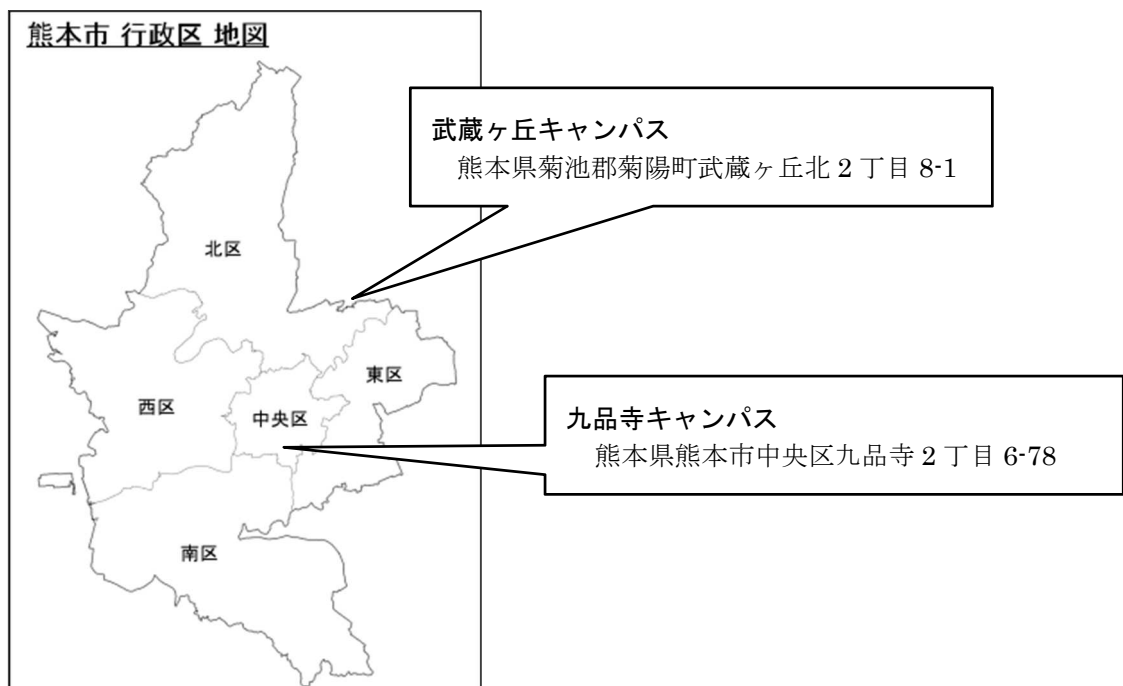
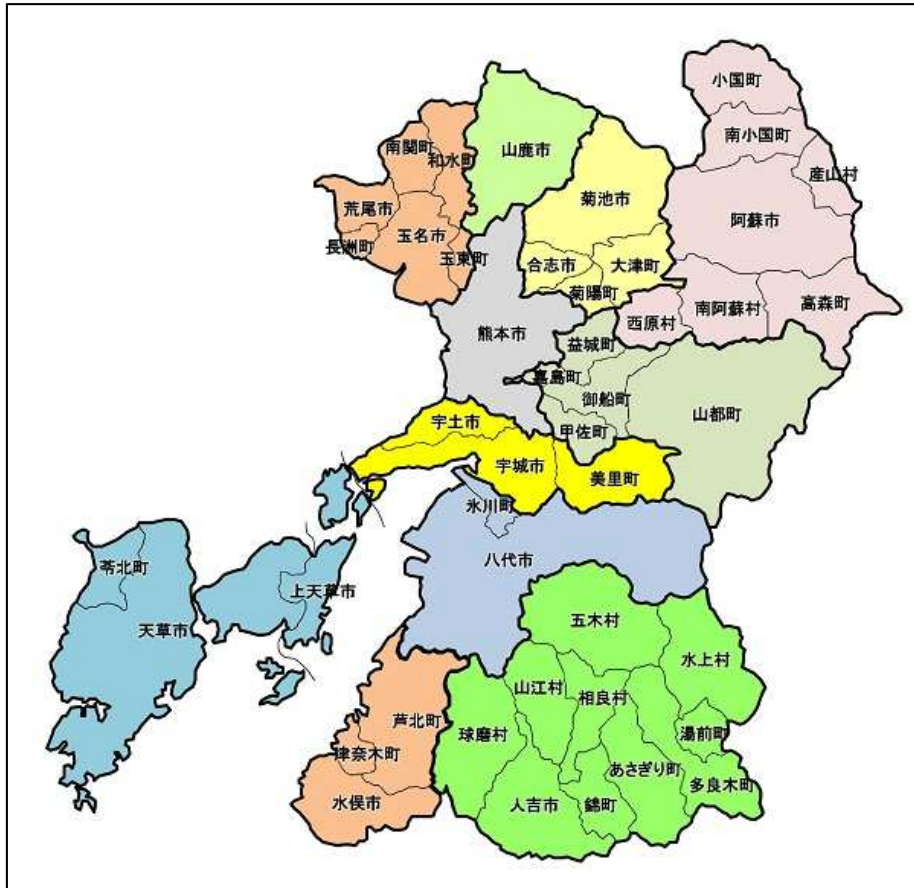
平成27年の国勢調査によると、熊本県の15歳以上の就業者83万4千人の産業別構成比は、第1次産業が9.8%、第2次産業が21.0%、第3次産業が69.1%であり、第3次産業の就業者が圧倒的に多い。第1次産業の構成比は9.8%と少ないものの、平成30年の熊本県の農業産出額は3,423億円（全国6位）、生産農業所得は1,296億円（全国6位）であり、熊本県は典型的な農業県であるといえよう。肥沃で広大な土地及び豊富な地下水を背景に、米や野菜をはじめ、い草、タバコ等の工芸作物、果物等を産出している。特にトマトやスイカの生産量は全国1位を誇るほか、イチゴ（全国3位）や温州みかん（全国4位）の生産も盛んである。

また、漁業については、天草や有明海における真鯛やふぐ、車海老、海苔の養殖が盛んであり、真鯛やふぐは全国2位、車海老は全国3位、海苔は全国4位の生産量である。そのほか、畜産業や林業等、農業以外の第1次産業も盛んに行われている。

熊本県は、九州の中央に位置していることもあり、明治政府が発足してからごく近年にいたるまで、九州における行政の拠点として、多数の官公庁の出先機関が県内に置かれたという歴史的経緯により、第3次産業の割合が高かった。

第2次産業については、熊本県が半導体等のハイテク産業や輸送用機械産業を中心とした積極的な企業誘致を進めてきたこともあり、これらの企業の進出がみられる一方で、建設業は、財政健全化計画の下で公共事業関連予算が削減されたこともあり、県内総生産は減少傾向にある。

短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

<機関別評価結果>

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
卒業後評価の取組として、卒業時アンケート、卒業生アンケート、卒業生の就職先に対するアンケートが実施されているが、それらのアンケートの結果を教職員間で共有し、教員の質向上に向けてより一層活用することが望まれる。	卒業後評価の取組としての各種アンケートについては、実施後速やかに短期大学部教授会や学科会議、部課長会議において情報共有化し、その情報を教育の質向上に活用する。	平成 30 (2018) 年 12 月～翌 31 (2019) 年 2 月に実施した卒業生アンケート、平成 31 (2019) 年 1 月に実施した卒業生の就職先に対するアンケート、平成 31(2019)年 3 月に実施した平成 30(2018)年度卒業時アンケートの各調査結果については、大学企画委員会にて報告した後、各学科会議において情報を共有し、改善を必要とする項目については抽出した後、教育の質向上を図るため、今後検討を行うこととした。
シラバスの記載事項について、「資格」等に適性を欠く記述や欠落が見られるので、点検を強化することが望まれる。	平成 30(2018)年度シラバス作成に向けて制定したシラバス作成ガイドの見直し及び教員への周知並びにシラバス記載内容に対するチェック体制の徹底を図る。	平成 31(2019)年度向けシラバス作成ガイドの見直しを行った。

<基準別評価票>

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
シラバスの記載事項について、「評価方法」、「オフィスアワー」、「資格」等に適正を欠く記述や欠落がみられるので、点検を強化すること、並びに成績評価基準の適正化について教員組織として対応することが望まれる。	平成 30(2018)年度シラバス作成に向けて制定したシラバス作成ガイドの見直し及び教員への周知並びにシラバス記載内容に対するチェック体制の徹底を図る。	平成 31(2019)年度向けシラバス作成ガイドの見直しを行った。

基礎学力の不足する学生や障害を有する学生への学習支援として、併設の大学と合同で、「学修支援センター」が開設されているが、その活動は限定的であるので、全学的な取り組みとして展開することが望まれる。	基礎学力の補習、授業内容の補習、合理的な配慮を必要とする学生への特別支援を目的に開設したが、効果的な運用法について検討する。	教務連絡会議が中心となってその効果的な運用法について継続的に検討し、学力不足の学生や合理的な配慮を有する学生を誘導する仕組み作りを進めており、学生には少しずつ周知が図られている。
専任教員の中にウェブサイト上で教育研究活動に関する情報公開をしていない教員がいるので、情報公開の内容について全学的に点検する体制を整え、情報公開に不備がないようにすることが望まれる。	専任教員の教育研究活動に関する情報公開については、定期的に情報公開の内容に関して不備がないよう点検を行う。	ホームページ上に教員一覧を設け、現職専任教員の教育研究活動に関する情報公開を行っているが、その内容について現時点で不備がないことを点検した。
教職員の海外研修、海外派遣、国際会議への参加等に関する規定が定められていないので、規程を整えることが望まれる。	教職員の海外研修、海外派遣、国際会議等に関する規程についてその必要性も含めて検討する。	関係部署においてその必要性も含めて協議を行っている。
理事長直轄の「内部監査室」を設置し、特に業務監査に関連した監査について、監査の精度を上げる工夫をしているが、監査機能が限定的であるので改善が望まれる。	内部監査室、公認会計士（監査法人）及び監事の三様監査体制による一層の内部統制及び監事監査強化を図る。	内部監査室長については、平成 30（2018）年度から理事長兼務から専任職員に交代するとともに、内部監査マニュアルや年度計画に基づく監査計画を監事等と情報共有し、監査精度の向上に努めている。

②上記以外で、改善を図った事項について

- 全学的な教養科目の見直しを行い、特色ある自校教育の推進及び日本語運用能力の強化を目的に、「熊本学」「日本伝統文化入門」「日本語表現」の科目を令和元年度より全ての学科に新設することを決定し、教養科目の充実を図った。
- 授業改善アンケートについて前後期とも全 15 コマの 6 コマ～9 コマ目にアンケートを実施し、当該授業の全 15 コマ内で改善結果を反映できるようにした。

③過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

- 平成 30 年 4 月設置の尚絅大学現代文化学部を届出した時の設置計画履行状況等調査において、「総合生活学科の定員充足率の平均が 0.7 倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。」とする留意事項が

付されたが、当該学科の同 30 年度入試では入学定員充足率 0.91 倍と回復し、同 29 年度及び 30 年度の平均入学定員充足率が 0.81 倍となったことから、その旨同 30 年度設置計画履行状況報告書において文部科学省に報告したところ、留意事項に対する履行状況は履行済みとの回答を得ている。

(6) 学生データ

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	備考
総合生活学科	入学定員	100	100	80	80	80	
	入学者数	50	45	58	73	41	
	入学定員充足率 (%)	50%	45%	73%	92%	51%	
	収容定員	200	200	180	160	160	
	在籍者数	116	94	103	133	118	
	収容定員充足率 (%)	58%	47%	57%	83%	74%	
食物栄養学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	78	78	74	56	73	
	入学定員充足率 (%)	97%	97%	92%	71%	91%	
	収容定員	160	160	160	160	160	
	在籍者数	157	157	148	128	127	
	収容定員充足率 (%)	98%	98%	92%	80%	79%	
幼児教育学科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	155	150	125	148	132	
	入学定員充足率 (%)	103%	100%	83%	99%	88%	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	312	302	277	272	281	
	収容定員充足率 (%)	104%	100%	92%	90%	94%	

[注]

- ☐ 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- ☐ 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の () に旧名称を記載する。
- ☐ 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- ☐ 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- ☐ 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

②卒業者数（人）

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
総合生活学科	46	60	43	44	55
食物栄養学科	82	76	78	73	70
幼児教育学科	162	154	149	146	118

③退学者数（人）

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
総合生活学科	6	4	2	2	1
食物栄養学科	7	2	5	2	4
幼児教育学科	1	6	1	4	5

④休学者数（人）

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
総合生活学科	1	0	2	3	3
食物栄養学科	1	0	1	1	1
幼児教育学科	1	2	0	3	4

⑤就職者数（人）

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
総合生活学科	33	48	38	37	53
食物栄養学科	68	66	63	60	60
幼児教育学科	156	150	143	142	118

⑥進学者数（人）

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
総合生活学科	5	3	3	2	0
食物栄養学科	10	6	9	10	6
幼児教育学科	1	1	1	3	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

①教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置 基準で 定める 教員数 〔イ〕	短期大学 全体の入 学定員に 応じて定 める専任 教員数 〔ロ〕	設置 基準で 定める 教授数	助手	非常 勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
総合生活学科	2	2	1	2	7	4		2	0	11	家政関係
食物栄養学科	3	3	1	1	8	4		2	3	16	家政関係
幼児教育学科	5	9	0	3	17	10		3	0	26	教育学・ 保育学関係
(小計)	10	14	2	6	32	18 ①		7 ③	3	53	
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							5 ②	2 ④			
(合計)	10	14	2	6	32	23 ①+②		9 ③+④	3	53	

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	38	22	60
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	2	4
その他の職員	2	0	2
計	42	24	66

〔注〕

- ☐ 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- ☐ 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③校地等（㎡）

校地等	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
	校舎敷地	48,783.0	8,949.9	-	57,732.9	6,400	64.2 〔イ〕	尚綱大学
	運動場用地	0.0	3,249.9	4,291.0	7,540.9			尚綱大学
	小計	48,783.0	12,199.8	4,291.0	65,273.8 〔ロ〕			尚綱大学
	その他	-	4,865	5,514.2	10,379.2			尚綱大学
	合計	48,783.0	17,064.8	9,805.2	75,653.0			尚綱大学

〔注〕

- ☐ 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- ☐ 〔イ〕在籍学生一人当たりの面積＝〔ロ〕÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校舎	12,892.7	2,074.8	-	14,967.5	5,950	尚綱大学

〔注〕

- ☐ 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等

	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
九品寺キャンパス	11	1	8	2	0
武蔵ヶ丘キャンパス	5	19	1	2	0

※ 武蔵ヶ丘キャンパスの演習室にはピアノレッスン室（15 室）が含まれる。

⑥専任教員研究室（室）

	専任教員研究室
九品寺キャンパス	17
武蔵ヶ丘キャンパス	15

⑦図書・設備

	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）		視聴覚資料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
	（冊）		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
本 館	128,441 [6,318]	634 [26]	0 [0]	1,819	—	—
分 館	114,591 [11,899]	1,722 [52]	0 [0]	2,609	—	—
計	243,032 [18,217]	2,356 [78]	0 [0]	4,428	—	—

	所在地	面積（㎡）	閲覧座席数	収納可能冊数
図書館	九品寺キャンパス	1,246.2	64	13.1 万冊
	武蔵ヶ丘キャンパス	977.0	100	12.7 万冊

	所在地	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
体育館	九品寺キャンパス	2472.3	卓球場	
	武蔵ヶ丘キャンパス	4268.5	グラウンド	

※大学・短大共有

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的 に関する事	- 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure - 学生便覧
2	教育研究上の基本組織に に関する事	大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure
3	教員組織、教員の数並びに 各教員が有する学位及び 業績に関する事	大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure

4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	- 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure - 大学ホームページ（入試情報→アドミッション・ポリシー） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy - 学生便覧
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	- 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure - シラバス
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	- 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure - 学生便覧
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	- 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure - 大学ホームページ（入試情報→納付金） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/nofu - 学生便覧 - 募集要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	- 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure - 大学ホームページ（就職・キャリア） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/career - 大学ホームページ（キャンパスライフ） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学園ホームページ（情報の公表→事業報告・財務状況） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/disclosure

[注]

☐ 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■学習成果をどのように規定しているか。

本学では、学習成果を各学科の教育目的・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を「カリキュラムマップ（履修系統図）」により各科目と関連づけ、各科目のシラバスに記載されている目標を達成するために要求されている技量や能力の修得を学習成果として位置付けている。

■どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

「カリキュラムマップ（履修系統図）」及び「成績評価マトリックス」を作成し、教育課程を構造化するとともに、学習成果の測定が可能になっている。

この仕組みによって導き出された測定値・成果が、学生個々の学習状況の評価、学科における教育活動の成果・結果であり、これを学生個々人の学習と反省、学科の教育課程、個々の科目の授業課題として取り上げ、学習成果の向上・充実につなげられるようになっている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム

該当なし。

(11) 公的資金の適正管理の状況

文部科学省からの通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、本学では平成 19(2007)年 11 月 1 日に「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程」、を制定し、本規程に基づいて公的研究費を適正に管理している。また、平成 22(2010)年 3 月 1 日に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会規程」を制定し、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定め、研究倫理委員会を設置して組織内の体制を整備した。その後「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、平成 27(2015)年 2 月 1 日に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程」、平成 29(2017)年 5 月 31 日に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程」を制定し、体制整備を行い、公的研究費における不正行為防止に取り組んでいる。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成28年度～平成30年度）

①理事会

	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席 理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
区分	7～9人	9人	平成28年5月27日 13:30～14:40 評議員会開催による 中断後再開 15:20～15:30	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成28年7月15日 14:50～15:30	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成28年10月21日 15:00～15:45	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成28年12月16日 14:20～14:50	7人	77.8%	2人	1/2
	7～9人	9人	平成29年1月24日 14:50～15:10	7人	77.8%	2人	1/2
	7～9人	9人	平成29年3月24日 14:50～15:10	7人	77.8%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成29年5月29日 13:30～15:00	7人	77.8%	2人	1/2
	7～9人	9人	平成29年7月18日 14:30～15:00	8人	88.9%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成29年9月5日 14:20～15:00	7人	77.8%	2人	1/2
	7～9人	9人	平成29年10月31日 14:40～15:40	8人	88.9%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成29年12月18日 14:05～14:35	9人	100%	0人	1/2
	7～9人	9人	平成30年2月19日 14:05～14:35	6人	66.7%	3人	1/2
	7～9人	9人	平成30年3月26日 14:45～16:05	9人	100%	0人	1/2
	7～9人	9人	平成30年5月28日 13:30～13:40 評議委員会開催に よる中断後再開 14:00～14:55 評議委員会開催に よる中断後再開 15:45～16:00	9人	100%	0人	1/2
	7～9人	9人	平成30年7月17日 14:20～15:00	9人	100%	0人	1/2
	7～9人	9人	平成30年10月22日 13:20～13:35 評議委員会開催に よる中断後再開 14:50～15:05	9人	100%	0人	2/2

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席 理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
	7～9 人	9 人	平成30年12月17日 14：40～15：10	9 人	100%	0 人	2／2
	7～9 人	9 人	平成31年2月25日 15：05～15：40	9 人	100%	0 人	1／2
	7～9 人	9 人	平成31年3月25日 14：50～15：50	9 人	100%	0 人	1／2

②評議員会

	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席 評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
区分	18～21 人	19 人	平成28年5月27日 14:45～15:15	16 人	84.2%	2 人	2/2
	18～21 人	19 人	平成28年7月15日 13:30～14:45	18 人	94.7%	1 人	2/2
	18～21 人	19 人	平成28年10月21日 13:30～14:55	15 人	78.9%	4 人	2/2
	18～21 人	19 人	平成28年12月16日 13:30～14:15	17 人	89.5%	2 人	1/2
	18～21 人	19 人	平成29年1月24日 13:30～14:45	15 人	78.9%	4 人	1/2
	18～21 人	19 人	平成29年3月24日 13:30～14:45	16 人	84.2%	2 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成29年5月29日 15:05～15:40	17 人	85%	2 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成29年7月18日 13:30～14:25	17 人	85%	2 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成29年9月5日 13:30～14:15	17 人	85%	3 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成29年10月31日 13:30～14:35	17 人	85%	3 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成29年12月18日 13:30～14:00	19 人	95%	1 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成30年2月19日 13:30～14:00	16 人	80%	3 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成30年3月26日 13:30～14:40	18 人	90%	2 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成30年5月28日 13:45～13:55 理事会開催による 中断後再開 15:00～15:40	19 人	95%	2 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成30年7月17日 13:30～14:15	20 人	100%	1 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成30年10月22日 13:37～13:45	20 人	100%	1 人	2/2
	18～21 人	20 人	平成30年12月17日 13:26～14:36	20 人	100%	0 人	2/2
	18～21 人	20 人	平成31年2月25日 13:25～14:56	20 人	100%	1 人	1/2
	18～21 人	20 人	平成31年3月25日 13:25～14:38	20 人	100%	0 人	1/2

[注]

1. 平成 28 年度から平成 30 年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
2. 「定員」及び「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する(小数点以下第 2 位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

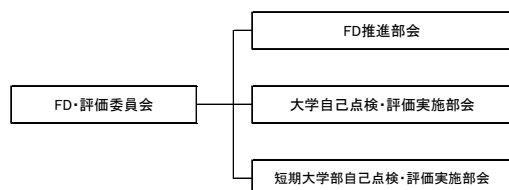
2. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

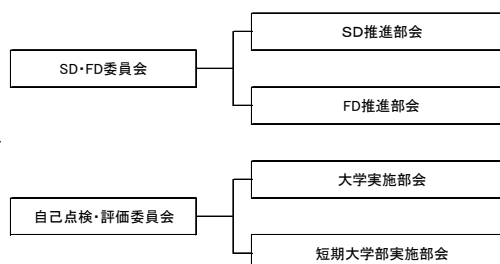
自己点検・評価については、学則第 75 条第 1 項において「本学は、教育研究・教育水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動について、自己点検及び自己評価を行う」旨定められている。

本学では、平成 11(1999)年 9 月の短期大学設置基準の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されたのに伴い、同年 12 月に理事長を議長とする自己点検運営審議会を設置した。その後、平成 16(2004)年度に全ての大学、短期大学、高等専門学校が 7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられたのをきっかけに、組織体制をより強化するため、自己点検運営審議会から FD・評価委員会へと組織改編が行われた。平成 29(2017)年 4 月、FD・評価委員会は、SD 義務化への対応も含めて、以下に示すとおり、SD・FD 委員会と自己点検・評価委員会に分離され、自己点検・評価委員会のもとで自己点検・評価を実施している。

（平成28年度以前）



（平成29年度以降）



自己点検・評価委員会は、大学・短期大学部における教育研究活動等の自己点検・評価に関する事項を審議することを目的に設置され、①自己点検・評価の基本方針の策定に関すること、②自己点検・評価の報告・公表に関すること、③自己点検・評価に関する全学的な連絡・調整に関すること、④認証評価機関の決定に関すること、⑤その他委員会の目的を達成するために必要なことを審議事項とし、委員は、学長、副学長、学長補佐、現代文化学部長兼文化言語学部長及び生活科学部長、短期大学部部长、各学科長、学園事務局長、大学事務局長、学園事務局総務部長、各キャンパス事務部長、大学企画室室長、大学企画室課長、その他委員長が必要と認める者から構成され、学長が委員長を務める。

また、自己点検・評価委員会の下には、大学実施部会、短期大学部実施部会を設置し、このうち短期大学部実施部会については、①自己点検・評価の実施計画の策定に関する

こと、②自己点検・評価項目の策定に関すること、③自己点検・評価の実施組織に関すること、④自己点検・評価の実施に関すること、⑤その他自己点検・評価に関し必要なことを審議事項とし、委員は、短期大学部部長、各学科長、大学事務局長、各キャンパス事務部長、学園事務局総務部長、大学企画室室長、大学企画室課長、その他委員長が必要と認める者から構成され、部会長は自己点検・評価委員長が指名することとしている。

■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 11(1999)年 9 月の短期大学設置基準改正により自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されて以降、本学で刊行した報告書は次のとおりである。

- ・「平成 19(2007)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 22(2010)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 26(2014)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 28(2016)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 29(2017)年度自己点検・評価報告書」
- ・「平成 30(2018)年度自己点検・評価報告書」

上記のとおり、本学では、平成 19(2007)年度から平成 28(2016)年度までは 3 年または 4 年おきに自己点検・評価を実施し、その結果を報告書としてまとめている。また、これまで行ってきた自己点検・評価の結果については、学内の教職員に配付し、結果の共有に努めるとともに、大学ホームページ上には、認証評価を受審した際の「平成 22(2010)年度自己点検・評価報告書」に加え、短期大学部独自の自己点検・評価の結果をまとめた「平成 26(2014)年度自己点検・評価報告書」「平成 28(2016)年度自己点検・評価報告書」を公表している。なお、自己点検・評価の周期については、これまで明文化されたものがなかったため、平成 29(2017)年 4 月に自己点検・評価規程を制定し、同規程第 3 条において、「本学における自己点検・評価は、各種委員会及び各部局に割り当てられた自己点検・評価シートに記載の点検・評価項目に基づき、毎年実施するものとする。」と規定した。これに基づき、平成 29 年度及び同 30 年度に自己点検・評価を実施し、ホームページ上に「平成 29(2017)年度自己点検・評価報告書」「平成 30(2018)年度自己点検・評価報告書」を公表している。

本学の自己点検・評価は、各種委員会及び各部局に割り当てられた自己点検・評価シートに記載の点検・評価項目に基づき行われる。自己点検・評価シートには、「記述の根拠となった資料（エビデンス）を必ず明記」し、「自己点検・評価シート提出の際には、記述の根拠となった資料（エビデンス）も添付」する旨記載しており、大学企画室において提出された自己点検・評価シートの記述と添付されたエビデンスの照合を行うとともに、エビデンスに不足がある場合は提出を求め、自己点検・評価の客観性を確保して

いる。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年 月 日	内 容
平成 31 年 4 月 19 日	自己点検・評価委員会大学・短期大学部合同実施部会において、2019 年度自己点検・評価報告書作成スケジュール、自己点検・評価シート及び自己点検・評価シート担当部局一覧表が承認された。
平成 31 年 4 月 25 日	自己点検・評価委員会において、2019 年度自己点検・評価報告書作成スケジュール、自己点検・評価シート及び自己点検・評価シート担当部局一覧表が承認された。
令和元年 5 月 9 日	九品寺キャンパスにおいて、2019 年度自己点検・評価シートの書き方についての説明を行った。
令和元年 5 月 10 日	武蔵ヶ丘キャンパスにおいて、2019 年度自己点検・評価シートの書き方等について説明を行った。
令和元年 5 月 10 日	自己点検・評価シート担当者に対し、短期大学部自己点検・評価シートの作成依頼を行った。（責任者への提出期限：令和元年 6 月 14 日）
令和元年 6 月 17 日	各責任者において、担当部局より提出された自己点検・評価シートのとりまとめを開始。その後、大学企画室に提出。（提出期限：6 月 28 日）
令和元年 7 月 1 日	大学企画室にて、自己点検・評価シートの校正開始
令和元年 7 月 22 日	自己点検・評価委員会合同実施部会において、令和元(2019)年度自己点検・評価報告書（案）が承認された。
令和元年 8 月 1 日	自己点検・評価委員会において令和元(2019)年度自己点検・評価報告書（案）が承認された。
令和元年 8 月 30 日	大学・短期大学部評議会において、令和元(2019)年度自己点検・評価報告書（案）が承認された。
令和元年 9 月 26 日	外部評価委員会において、令和元(2019)年度自己点検・評価報告書の評価及び提言を受けた。
令和元年 10 月 21 日	理事会において、令和元(2019)年度自己点検・評価報告書を報告した。

基準 I 建学の精神と教育の効果**基準 I-A 建学の精神**

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-A	建学の精神
区 分	基準 I-A-1	建学の精神を確立している。
担 当	評議会、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。

2. 現状**(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。**

尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）は、学則第 1 条に目的及び使命を次のように定めている。

（目的及び使命）

第 1 条 尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、専門的知識と実践的技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

学園の建学の精神、教育理念、使命は、全学グランドデザインの体系のなかの最上位「組織全体の存在意義」を示す「ミッション」に位置づけられ、このもとに「ビジョン」としての「学校の理念」「学校の使命・目的」が設定されている。

本学園では、建学の精神を次のように確認している。

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」

本学園は、明治明治 21(1888)年に創設された済々黌附属女学校をその源としており、同校創設に際して創立者の佐々友房らが遺した「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中には、女子教育の必要性、女子教育の理念などについて縷々述べてあり、その中から建学の精神を表す箇所について要約したものである。

明治 24(1891)年、本黌から独立したのを機に校名を尚綱女学校と改めた。本学園は校名の「尚綱」を次のように学園全体の教育理念としている。

「尚綱 表面を飾らず内面の充実に努める」

本学園は、校名である「尚綱」の二字に凝縮された言葉をもって教育の理想の姿とし、本学園の教育理念としている。

「尚綱」とは、中国の古典『中庸』の一節「衣錦尚綱」（錦を衣て綱を尚ふ）、すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという君子の道のあり方を説いた句に由来する。この句には、表面を飾らず内面の充実に努めるという、人としての心構え、あり方が含意されている。

これらを受けて、本学及び併設の尚綱大学は、次のように学校の理念を制定し、全学グランドデザインの体系に「ビジョン」を位置づけて、このもとに本学の目的及び使命を学則第1条に掲げている。

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する

本学の学則第1条に定められた目的及び使命は、このように本学園の建学の精神を頂点とする全学グランドデザインの体系に組み込まれている。これにより、本学園の建学の精神は本学の教育理念・理想を明確に示していると判断している。

(2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

本学の学則第1条には、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与する」ことが明記され、併設の尚綱大学とともに掲げる「智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する」という学校の理念もまた、これらの法令の趣旨に沿うものである。

本学は、学校法人尚綱学園が設立する短期大学である。尚綱学園は、その寄附行為第3条「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」に基づき、自主的に運営されている。寄附行為に定める目的及び全学グランドデザインにミッションとして位置づけられた建学の精神「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」は、高い公共性を備えている。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

本学園は、全学グランドデザインの制定に伴い、建学の精神、教育理念、使命について再確認を行い、本学園のホームページ及び各設置校のホームページにそれらを掲載するとともに、尚綱学園の理事・評議員、全教職員、各設置校の学生、生徒等に配布される尚綱学園紹介誌「尚綱 GUIDEBOOK」（平成31(2019)年3月発行）にも掲載している。このほか、すべての新入学生及びすべての教職員に配布する「学生便覧」にも建学の精神及び教育理念を掲載している。

また、毎年度作成して高校生、その保護者、高等学校の関係者に配布して本学及び併設の尚綱大学の教育・研究活動、入試情報、奨学金等を紹介する入試広報「SHOKEI CAMPUS GUIDE」に、建学の精

神及び教育理念を平易に説明している。

さらに、建学の精神及び教育理念を教室、会議室、ホール、職員の執務室等の目に付きやすい場所に掲げ、教職員、学生に周知を図り、学外からの来訪者に対しても表明している。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

本学園の理事会及び評議員会において、建学の精神、教育理念、学園の使命は、学園の「全学グランドデザイン」の階層の最上位に「組織全体の存在意義」すなわち「ミッション」として位置付けた。

ついで、常勤理事会は全学グランドデザインの制定に着手し、学園のミッションのもとに「ビジョン」として各設置校の理念、各学校の使命・目的の制定又は再確認を指示した。

また、学生便覧に建学の精神、教育理念、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念、本学の目的及び使命（学則第1条）、本学における教育・研究目標を掲載するとともに、全学共通の初年次教育科目「基礎セミナー」（必修）の、主として1回目に「尚絅学園・尚絅大学・尚絅大学短期大学部—建学の精神・教育理念・歴史—」の授業を毎年実施している。

(5) 建学の精神を定期的に確認している。

本学は必要に応じて3つのポリシーの見直しを行っている。3つのポリシーは各学科の目的、本学の目的及び使命、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念、さらにはその上位のミッションに相当する建学の精神、教育理念、使命に基づき策定されている。したがって、3つのポリシーの見直しにあたっては、その体系のもとで一貫性を有しているかどうかを常に点検される。このような機会に、本学は定期的に建学の精神を確認することになる。

また、本学は自己点検・評価を毎年度実施することとしており、その実施の際に常に建学の精神と教育理念に関する点検・評価を行うこととし、定期的な確認が行われている。

3. 課題

本学に入学したすべての学生に、建学の精神、教育理念について、1年次の必修科目「基礎セミナー」の1コマを充てて講義しているが、教材に明治の文章、中国古典が含まれており、学生には難解に感じられるため、平易な資料と教授法の工夫が必要である。また、当該コマについて、現在は学長が担当しているが、多くの教員が担当できるようになることが望ましい。

4. 改善計画

令和元(2019)年度に「基礎セミナー」（必修）に使用する教材で「I. 尚絅学園および尚絅大学・尚絅短期大学部について」の章の明治の文章、中国古典に記載されている現代語訳に改善を加え、学生により深く理解できるよう工夫を行う。

5. 事業計画への反映

なし

基準 I-A-2

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-A	建学の精神
区 分	基準 I-A-2	高等教育機関として地域・社会に貢献している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、地域連携推進センター運営委員会、食育研究センター運営委員会、子育て研究センター運営委員会、ボランティア支援センター運営委員会、公開講座委員会	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

2. 現状

(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

尚綱公開講座は、平成 30(2018)年度で 29 回目を迎え、9 月 3 日（月）から 9 月 7 日（金）の 5 日間、九品寺キャンパスにおいて 10 講座（1 講座 90 分）を 10 名の講師により開講した。講師の内訳は尚綱大学 5 名、本学 5 名であった。受講者実数は 110 名(前年比 37 名増)で 5 日間の延べ受講者数は 566 名（同 16 名増）であった。受講者年代は 10 代から 80 代まで幅広く、60 代から 70 代が全体の 67.3%を占め、今回初めての受講者が全体の 48%であった。

総合生活学科では、各教員が県や市の教育委員会等の依頼を受けて、地域・社会に向けた公開講座や生涯学習事業に取り組んだ。リカレント教育への取り組みとしては、福祉現場に勤務している本学科の卒業生を対象とした「介護福祉士国家試験受験対策講座」を実施しているが、平成 30(2018)年度は受講生がなく、講座は中止となった。

食物栄養学科では、栄養士として勤務する卒業生の職場での業務における能力向上と管理栄養士国家試験を目指す卒業生等の受験勉強支援のために、毎年卒後研修会（以下、夏期研修会という）を開催している。夏期研修会は例年 9 月中旬に開催され、本学科教員が専門分野に関して午前 2 コマ及び午後 2 コマの講義を行っている。専門分野における新しい知識や情報、国家試験の傾向や変更点等について詳細な説明を行い、多くの受講者から受験勉強への意欲が高まったという声が寄せられている。昼食時には卒業生と本学科教員との交流の場を設け、就職先の業務内容、職場環境や在学生の状況などの情報交換を行い、それらの情報を在学生の学修指導や就職指導に役立てている。夏期研修会は昭和 63(1988)年に始めた取り組みであり、平成 30(2018)年に 31 回を数えるに至った。また、管理栄養士国家試験模擬試験も年 2 回実施し、受験予定者の便宜を図っている。加えて、夏期研修会および模擬試験については、地域社会貢献の一環として卒業生以外の管理栄養士国家試験受験希望者にも広く門戸を開いている。本年度は、夏期研修会のでこ入れについて学科会議で検討し、改善策を取りまとめた。

幼児教育学科では卒業生の卒後研修として、また地域の保育関係者を対象として「サマーセミナー」を毎年開催している。これは地域・社会に向けた公開講座としても位置付けられている。33 回目となる平成 30(2018)年度は「生きる土台を育む—食育と保幼小の連携」「保育現場に求められる保護者支援について」「乳幼児の救急法」「実践わらべうた」「保育の音環境における子どもの音表現」「消しゴムでオリジナ

ルのハンコづくり」「保育 cafe」の7講座を実施した。

(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

尚綱地域連携推進センターでは、子育て・子育てについての調査や研究を領域横断的に行うことを通して地域社会への貢献を目指す尚綱子育て研究センター及び尚綱食育研究センターとともに食育全般に関する調査を行った。同センターは、尚綱子育て研究センター、尚綱食育研究センター、尚綱ボランティア支援センターの各センター長に職員を加えたメンバーにより構成され、組織的かつ継続的に地域連携推進活動を行っている。同センターは、過年度において、両キャンパスの所在地自治体である熊本市、菊陽町及び隣接する合志市等と包括連携協定を締結して課題に取り組んできた。平成 30(2018)年度は、これらの協定に加えて、東海大学九州キャンパスとの包括連携協定及び天草地区漁業士会との食育推進活動実施に関する協定を締結した。

尚綱子育てセンターでは、熊本県内の保育所、認定こども園や地域型保育事業等の保育・教育機関と連携し、「乳児保育研究会」を毎月定例で開催し、主に 0,1,2 歳児の保育・教育の質保証に貢献している。また、熊本県地域型保育連絡協議会と連携し、家庭的保育・小規模保育に携わる現任者研修会等の企画・運営を行い、7 月より 7 回シリーズで研修会を開催して保育力の向上に貢献した。さらに、保育者の早期離職予防の一環として、保育経験豊かな保育アドバイザーを配置し、「保育 café」を 8 月から 3 月まで開催し、「若手保育者も気軽に保育の悩みを話し合える場」づくりを行った。加えて、3 ヶ所の保育施設と連携し、11 月から 2 月まで「保育の質保証・保育者への相談支援」を実施した。そこでは、保育実践の豊富な経験をもつ指導員が、実際の保育場面での助言指導や管理者と現場職員との橋渡し役となり、具体的な保育の課題を解決していく活動に取り組んだ。地域の子育て支援に関しては、よかあんばい JAPAN（子育て支援団体）と連携し、7 月から 2 月まで「子育て café」（「ぼちぼちカフェ」）を開催した。親子の交流の場としての役割だけでなく、食生活の見直しや日本の伝統食への関心のきっかけとなった。

尚綱食育研究センターでは、菊陽町との協定に基づき、毎年 11 月に「すぎなみフェスタ」において、毎年尚綱食育研究センターのブースを設け参加して食育活動を行っている。平成 30(2018)年度は、ファミリー層の参加が多いという地域の実情を考慮し、「野菜のスタンプ」「野菜クイズ」「食育カルタ」や「菊陽町特産品のつり堀」等、体験型の食育ブースを設け、100 名以上の参加者があった。また、熊本市との協定に基づき、市の特産品であるトマトを使った学食レシピコンテストを実施した。大学及び短期大学部より 199 点の応募があり、その中から優秀作品を審査し、上位 5 点を実際に学食で提供した。熊本市及び JA 熊本市より、トマトやミニトマトの提供があり、学生や教職員だけでなく一般の方にも提供し、とても好評であった。さらに、(株) NECXO 西日本九州支社および(株)九州産交リテールと協定を締結し、九州自動車道上下線の宮原 S A のレストランやフードコートにおいて、本学学生が考案した「あか牛のトマトすき焼き丼」と「あか牛のビビンバ丼」が、11 月から 2 月末まで提供され、予想以上の売り上げで好評であった。

その他、天草地区漁業士会との連携事業として、同会所属の 6 名の漁業士の方々を講師に招きし、「魚のさばき方」や「熊本漁師飯」等の郷土料理教室を実施した。加えて、女子学生の「魚の摂取状況及び漁業に関するイメージ調査」を実施し、実態把握に努めた。また、東海大学九州キャンパスとは、連携事業の一環として、「弁当プロジェクト」に取り組み、地元の食材を活用した弁当レシピ開発を行い、令和元(2019)年度中の発売を目指している。

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

尚綱ボランティア支援センターは、平成26(2014)年7月に開設されて以来、様々なボランティア活動を支援してきた。地域社会への貢献を目的としたボランティア活動として、幼児教育現場での運動会や発表会などの行事運営サポート、各種イベント（大津地蔵祭り、江津湖花火大会、熊本城マラソン、ゆうきフェスタ2018、等）の運営サポートなどを行った。この他に、「外国から来たこども支援ネットくまもと」、「こ

ども食堂」等の活動に関わってサポートなどを行っている学生もあり、地域社会への貢献に寄与している。

3. 課題

尚綱公開講座は、前年度と比較し受講者実数、延べ受講者数いずれも増加した。本年度は学園創立 130 周年という記念すべき年でもあり、サブテーマも「一原点から未来へ」設定したために、例年以上に興味深い講座となり受講者数の増加にもつながったと思われる。次年度も継続して増加につながる方策が必要である。

総合生活学科では、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、リカレント教育への取り組みについて、全教員に積極的に取り組むように啓発している。

食物栄養学科では、夏期研修会終了時に実施するアンケート調査の集計結果によれば、研修会に対する受講者の評価は概ね高いが、近年は受講者数が減少している（平成 30(2018)年度の参加者は 5 名）。勤務先の多忙な日常業務により国家試験受験のための勉強時間の確保が困難な状況にあることや、学力不足のため受験を躊躇っている卒業生が増えつつあることなどが原因と考えられる。卒業時に夏期研修会について詳細に説明し、本研修会を通じて国家試験受験を支援していることを告知しているが、今後更なる周知の徹底が必要である。2 年生の校外実習時の実習先訪問の際に、訪問先の栄養士の方々に夏期研修会及び管理栄養士国家試験模擬試験の告知を行う取り組みを開始したが、国家試験受験を目指す卒業生への研修会案内状の送付や電話での勧誘に加えて電子メールでの告知を取り入れるなど、従来から行っている取り組みを一層強化することも必要である。

幼児教育学科では、サマーセミナーと公開シンポジウムの同時開催を始めて 5 年が経過した。継続的な努力により毎年、在学生、卒業生、保育者、保育行政担当者等、多数の参加者がある。今後もこれまで同様、地域連携に向け、多くの保育関係者が求めるテーマ設定を行い、さらに地域に開かれた公開講座にすることが課題である。

尚綱地域連携推進センターでは、協定先との情報交換が不十分であるという点が課題に挙げられる。先述のように本センターは、3 つの地方自治体に加え、教育機関、団体との協定を結び共同事業を実施しているが、さらに充実した連携事業を実施するためには、緊密な情報交換を行う必要がある。この緊密な情報交換を可能にする組織づくりが本センターの課題である。

尚綱子育て研究センターでは、「乳児保育研究会」について、令和元年(2019)年度も「乳児保育研究会」を毎月定例で開催し、熊本県内の保育・教育の質保証に取り組む。保育・教育に関する実践カンファレンスに加えて、保育・教育技術の向上も視野にいたれた専門家による実践演習も行う。引き続き、熊本県地域型保育連絡協議会と連携し、保育現場の課題に即した研修や講演会を企画し、5 回以上、開催する。保育者の早期離職予防の一環として、引き続き令和元年(2019)年度も「保育 café」の開催及び保育施設と連携し「保育の質保証・保育者への相談支援」を実施する。また、各保育・教育機関の課題点の共通性と特性を明らかにし、今後、研究論文としてまとめていく。地域の子育て支援については、地域の未就園児親子やひとり親世帯の親子など、これまで関わりの薄かった対象にむけて「子育て café」及び「交流会及び相談会」を開催していく。

尚綱食育研究センターでは、専任職員がいないという人的不足に起因しており、その結果、現在連携事業に限定された活動に留まっている。具体的な課題としては、「尚綱食育研究センターの研究力向上と活動の活性化」及び「尚綱食育研究センターのさらなる地域連携と地域貢献」が挙げられる。

尚綱ボランティア支援センターでは、外部から依頼のあったボランティア募集については、その募集ポスターを学生支援課の掲示板に随時掲示及び同センターWEB にアップし、教職員及び学生のボランティア活動への参加を呼びかけている。そこから情報を得て学生はボランティアに参加しているが、事前にボランティア登録をしている学生数は少なく、登録している学生数の増加とその学生にメール等でボランティア情報を配信し、よりタイムリーに情報を提供することが必要である。なお、本年度から同センターでは、学生が安心してボランティア活動に専念できるように、ボランティア参加者の保険加入手続きを行った。

4. 改善計画

尚綱公開講座の受講者の増加策については、講座の認知方法として高い新聞を通しての広報や、チラシについても早めに作成し、同窓会も含め幅広く効果的に配布できるような広報活動に取り組む。また、アンケート結果も反映させながら受講者増につなげる。

総合生活学科では、前年度の活動実績を示しながら、学科会議等で、全教員に積極的に公開講座、生涯学習事業やリカレント教育へ取り組むように啓発していく。

食物栄養学科では、2年生の校外実習時の実習先訪問の際に訪問先の栄養士の方々に夏期研修会及び管理栄養士国家試験模擬試験の告知を行う取り組みを開始した。さらに平成30(2018)年度は、卒業時に登録のあった電子メールアドレスを夏期研修会及び管理栄養士国家試験模擬試験の告知に利用していく。これらの対策の効果については結果（参加者数の推移）を学科会議で検証して、次年度以降の夏期研修会及び管理栄養士国家試験模擬試験の実施計画に反映させていく。これに加えて、夏期研修会受講者へのアンケート調査結果などを学科会議で分析・検討した結果、これまで平日1日の開催だった夏期研修会を、令和元年度は試験的に金曜日と土曜日の2日間の開催とすることを決定した。

幼児教育学科では、サマーセミナー参加者アンケートを分析することによりテーマ設定を行い、学科会議において検討を行い次年度のテーマを設定していく。講座担当者は専任教員と専任教員以外のバランスを考えながら決定する。

尚綱地域連携推進センターでは、連携先のニーズを把握し、充実した協力体制を構築するため、ヒアリングやミーティングを実施する計画である。

尚綱子育て研究センターでは、「乳児保育研究会」を令和元(2019)年4月から令和2(2020)年3月までの12回のテーマを参加者との話し合いの中で決め、月1回水曜日の14～16時に開催する。また、熊本県地域型保育事業連絡協議会と連携し、令和元(2019)年6月22日、7月14日、7月26日、9月29日、10月27日及び12月1日の各日程において、保育現場の課題にそった講演会、実践研修、現任者研修会を計画し開催する。加えて、令和元(2019)年9月から令和2(2020)年3月までの期間で、「保育の質保証・保育者への相談支援」活動を行うとともに、平成31(2019)年4月から令和2(2020)年2月の月1回火曜日夜刻に「保育 café」開催し、実践経験豊富な保育アドバイザーを配置する。さらに、令和元(2019)5月から令和2(2020)年1月までの期間で、未就園児親子を対象とした「子育て café」を開催するとともに、ひとり親世帯を対象とした「交流会及び相談会」を開催する。

尚綱食育研究センターでは、「尚綱食育研究センターの研究力向上と活動の活性化」については、尚綱子育て研究センターと連携し、幼児期の食生活の課題分析及び評価、食育プログラム作成の研究を進める一方、「尚綱食育研究センターのさらなる地域連携と地域貢献」については、菊陽町及び熊本市との連携活動を継続するとともに、天草地区漁業士会と連携して魚介類を通した食育推進活動を行っていく。また、包括協定を締結した東海大学九州キャンパスとの連携事業として「弁当プロジェクト」に取り組み、地元の食材を活用した弁当レシピ開発を行い、地域産業の活性化に寄与していく。さらに、一般企業との共同プロジェクトなどを通して、本学が有する知的資源を積極的に社会に還元していく。

尚綱ボランティア支援センターでは、外部から依頼のあったボランティア募集について、これまで通り学生支援課の掲示板に募集ポスターを随時掲示すると共に、本学ホームページに開設している同センターのウェブサイトにもボランティア募集内容をアップロードしているが、ボランティア募集の情報発信をこれまで以上に強化する。また、本年度から行ったボランティア保険加入については、毎年予算計上を行い、学生に保険制度の説明等を行い周知する。

5. 事業計画への反映

尚絅地域連携推進センターでは、包括協定先との定期的な情報・意見交換に基づき、食品開発などの産学連携事業や自治体との共同事業に取り組む。

尚絅食育研究センターでは、次に示す 3 項目について令和 2(2020)年度事業計画の具体策として反映させる予定である。即ち、① 天草地区漁業士会と連携した尚絅食育の日の開催、② 天草地区漁業士会との交流会及び③ 東海×尚絅弁当プロジェクトを推進していく予定である。

尚絅ボランティア支援センターでは、ボランティア募集の情報発信の強化、ボランティア参加希望者の登録やボランティア参加者の保険加入登録などの手続きの周知に取り組み、学生がボランティアに参加しやすい仕組みの構築を検討する。

基準 I-B 教育の効果**基準 I-B-1**

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-B	教育の効果
区 分	基準 I-B-1	教育目的・目標を確立している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。 (学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

2. 現状**(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。**

尚綱学園では平成 28(2016)年度に全学グランドデザインが策定され、その一環として学園の「建学の精神」「教育理念」の再確認が行なわれた。これに基づき、本学の目的及び使命について、学則第 1 条において、次のとおり規定している。

(目的及び使命)

第 1 条 尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、専門的知識と実践的技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

上記の目的及び使命に基づき、学則第 4 条において、総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科は各学科の教育目的・目標を次のとおり規定している。

総合生活学科は、情報・福祉・衣食住などを基礎的総合的に学び、現代生活への理解を深め、より良い家庭や地域を創造する能力と実践的技能を身につけた人材を育成することを目的とする。

食物栄養学科は、食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的とする。

幼児教育学科は、子どもの心、遊び、発達、健康などについて基礎的総合的な理解を深め、健やかな生活、遊びを導く実践的な保育者の技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭・保育士・保育教諭を養成し、地域社会の保育の発展に寄与することを目的とする。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

各学科の教育目的・目標は、学生便覧や学科ごとに作成している新入生向けガイドブックなどに明記しているほか、入学前教育でのスクーリングや入学時オリエンテーションなどでも説明を行い、周知に努めている。また、学科の教育目的・目標は、大学ホームページの学部・学科紹介ページにおいても、表明している。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

総合生活学科では、「学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか」について、学科会議や就職懇談会で定期的に点検している。

食物栄養学科では、2年生の校外実習(6, 8 及び 9 月)の際の実習先訪問の機会を利用して、学校・保育所、病院や事業所の現場で働く栄養士・管理栄養士の方々から本学科の教育・人材養成についての意見を収集している。収集したデータは実習担当者が整理・点検している。学科全体での教育目的・目標に基づく人材養成において重要と思われる案件については、学科会議で検討することとしているが、近年は個々の学生の問題に帰する事案のみである。

幼児教育学科では、県内幼稚園・保育園・認定こども園等の保育現場との懇談会を実施し人材養成についての意見を収集することにより点検を行っている。

3. 課題

総合生活学科では、学科会議や就職懇談会で学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか点検した結果、必ずしも十分にできていないとの意見もあっており、人材育成についてさらなる取り組みが必要である。

食物栄養学科では、学科卒の栄養士の評価も含めて、学科の教育目的・目標に基づく人材養成に関する多様な意見の収集先の拡大が課題である。加えて、今後、栄養士以外の職種への就職が増えた場合、状況に応じた対策が必要になる可能性がある。

幼児教育学科では、保育現場との懇談会だけでなく、今後はさらに学内外で学科の教育目的・目標の定着を図り、社会の認知を得ていく必要がある。

4. 改善計画

総合生活学科では、「学科の教育目的・目標に基づく人材養成」が社会的認知を得られるような取り組みを検討し、実施する。

食物栄養学科では、来年度の卒業予定者の進路希望は例年通り「栄養士としての就職」が多いので、当面引き続き栄養士を中心に本学科の教育・人材養成についての意見を実習先等から収集していく。平成 30(2018)年度末に本学と県栄養士会との間に包括協定が締結されたことをうけ、これを利用して学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成に対する意見の収集先の拡大と本学科卒の栄養士が地域・社会の要請に応じているかどうかの定期的点検に繋げることを検討している。その場合、本学生活科学部栄養科学科とも協力していく。

幼児教育学科では、保育現場との懇談会以外に実習連絡協議会、公開シンポジウムやサマーセミナー、実習巡回等の機会を利用して社会の認知を得ていく。

5. 事業計画への反映

なし

基準 I-B-2

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-B	教育の効果
区 分	基準 I-B-2	学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。
担 当	短期大学部教務委員会、総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘 キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。 (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

2. 現状

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

短期大学部の学生が在学中に修得すべきことが期待される学習成果については、各学科の学位授与方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）ディプロマ・ポリシーにおいて明確化している。またディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び各学科の教育目的・目標のもと体系的に位置付けられている。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

短期大学部では、以下に示すように、各学科の教育目的・目標に基づき学習成果を定めている。

総合生活学科では、学生が在学中に習得すべきことが期待される学習成果については、学科のディプロマ・ポリシーにおいて明確化しており、学科のディプロマ・ポリシーは、建学の精神、学科の教育目的・目標に基づき、体系的に定められている。

食物栄養学科の学習成果は、当該学科の教育目的・目標に基づき定めている。食物栄養学科では、食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的としている(学則第4条2項)。この目的に基づき、学科の学習成果はディプロマ・ポリシーにおいて明確化している。

幼児教育学科では、学生が在学中に修得すべきことが期待される学習成果については、学科のディプロマ・ポリシーにおいて明確化している。またディプロマ・ポリシーは、建学の精神、学科の教育目的・目標のもと体系的に定められている。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

各学部では、学期終了時に「成績通知書」及び「学修評価表」で学生に通知し、到達度を確認できるようにしている。また、学習成果はディプロマ・ポリシーとして、学生便覧や各学科が独自に作成する新入生向けガイドブック等に記載して新入生に配布したり、新入生オリエンテーション等で説明しているほか、大学ホームページで公表するとともに、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）においても公表している。また、学習成果としての資格取得状況についても、大学ポートレート（私学版）においても公表しており、食物栄養学科では、栄養士実力認定試験の結果も大学ホームページ上で公開している。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

総合生活学科では、学習成果について、学期終了時に「成績通知書」及び「学修評価表」で学生に知らせ、到達度を確認できるようにしている。また、学習成果は学校教育法の短期大学の規程が改定された場合、学科会議や教務委員会、教務連絡協議会、教授会等で点検し、法令順守に努めている。

食物栄養学科では、学校教育法の短期大学の規程をはじめ、栄養士法など学科教育に関連する各種法令に照らし、毎年、学科会議、教務連絡協議会及び教授会においてシラバス作成や時間割編成等を通して学習成果の確認、点検を行っている。また、栄養士実力認定試験の結果も学習成果の量的データとして点検に活用している。

幼児教育学科では、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正があった場合は、学科会議や教務委員会、教務連絡協議会、教授会等で改正内容に対応し法令順守に努めている。平成 30(2018)年度は教職課程の再課程認定、保育士養成課程の見直しに対応するための点検を行った。

3. 課題

短期大学部共通の課題としては、「(3)学習成果を学内外に表明している」に関して、学生自身が「学修評価表」の内容を理解するとともに、それを活用して各々の履修計画に反映できるような通知の仕方を検討することが挙げられる。

総合生活学科では、在学中に習得すべき学習成果について、学生の理解が十分ではない部分があることが課題として挙げられる。

食物栄養学科では、法改正等に応じて学科の目的や学習成果を適宜見直す必要が発生した場合の対応が今後課題となりうると認識している。

幼児教育学科では、令和元年度より教職課程の再課程認定、保育士養成課程の見直しによる新カリキュラムへの移行が実施されるため新カリキュラムにおける学習成果を点検することが課題である。

4. 改善計画

各学科の意見を集約した後、短期大学部教務委員会において「学修評価表」の内容を学生が理解できるような通知の仕方を短期大学部全体で検討する。

総合生活学科では、学期初めと終わりのオリエンテーションや各授業などの様々な機会に、卒業要件、成績評価基準及び免許・資格取得とディプロマ・ポリシーとの関連について、繰り返し説明を行って、「習得すべき学習成果について」学生の理解を図る。

食物栄養学科では、今後も法改正等に応じて学科の目的や学習成果の見直しを行っていく。

幼児教育学科では、教務課と連携しながら幼児教育学科教務委員会、学科会議において新カリキュラムにおける学習成果の点検を進める。

5. 事業計画への反映

なし

基準 I-B-3

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-B	教育の効果
区 分	基準 I-B-3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 (4) 三つの方針を学内外に表明している。

2. 現状

(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科では、本学の目的及び使命に基づき、学科の教育目的・目標が規定され、それに則り学科のディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーに掲げている素養・能力を修得させるために、学科のカリキュラム・ポリシーを定め、その方針に従ってカリキュラムを編成している。この教育課程の編成・実施方針を遂行するために必要な資質を有する人材について表したものが、アドミッション・ポリシーである。このように、三つの方針は関連付けて一体的に定めており、整合性がとれている。

(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科では、三つの方針を、学科会議、教務委員会、教授会及び大学・短期大学部評議会（以下、「評議会」という。）と組織的に論議を重ね、整合性がとれているか確認しながら策定している。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科では、アドミッション・ポリシーに掲げられた必要な資質を有する人材を入学生として迎え、カリキュラム・ポリシーに則った1年前・後期及び2年前・後期の4期に亘ってカリキュラム編成された授業の積み重ねによって、卒業時にディプロマ・ポリシーに掲げている素養・能力を修得できるように教育活動を実践している。

また、三つの方針について、進学説明会、オープンキャンパス、オリエンテーションや基礎セミナー等で詳細な説明がなされている。シラバスには授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連についての記載があり、習得した学習成果とディプロマ・ポリシーとの関連を可視化した成績評価マトリックスを学生にフィードバックすることにより、三つの方針を踏まえた教育活動の効率を高めている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科では、三つの方針を学生便覧や新入生向けガイドブックなどに明記しているほか、進学説明会や入学前教育におけるスクーリング、入学時オリエンテーション、

基礎セミナーなどでも説明を行い、周知に努め、大学ホームページの学部・学科紹介ページにおいても明確に表明している。

3. 課題

総合生活学科では、非常勤講師の一部において「三つの方針を踏まえた教育活動」の定着が不十分である。食物栄養学科では、現状において課題があるとは認識していない。幼児教育学科では、三つの方針の点検を行う場を設ける必要がある。

4. 改善計画

総合生活学科では、非常勤講師を対象とした説明会の実施や個別の説明を行うことにより理解の定着を図る。幼児教育学科では、幼児教育学科教務委員会、学科会議において定期的に点検を行う。

5. 事業計画への反映

なし

基準 I-C 内部質保証

基準 I-C-1

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-C	内部質保証
区 分	基準 I-C-1	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。
担 当	自己点検・評価委員会、大学企画室	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

2. 現状

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学での自己点検・評価は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会規程（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）及び尚綱大学短期大学部実施部会規程（平成 23(2010)年 4 月 1 日制定）に基づいて設置されている自己点検・評価委員会及び短期大学部実施部会において遂行されている。なお、平成 30（2018）年 4 月 1 日より、尚綱大学短期大学部実施部会規程は尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会実施部会規程に改められた。

(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。

毎年度、評価基準、テーマ、区分に基づき、観点に従って自己点検・評価を行っている。自己点検・評価は、区分毎の作成担当者及び取り纏め責任者を決め、作成担当者が作成し、責任者が作成の取り纏めを行った後、自己点検・評価委員会の下部組織である短期大学部実施部会、自己点検・評価委員会及び評議会において、点検を行い、課題を抽出し、課題に対する改善計画を立て、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。自己点検・評価の結果は、学内の教職員に配布し、結果を共有している。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

自己点検・評価の結果については、報告書を作成して学内外に公表している。本学ではこれまで 6 度の自己点検・評価を実施してきた。平成 29(2017)年度の自己点検・評価の結果を取りまとめた「平成 29(2017)年度自己点検・評価報告書」については、認証評価機関である短期大学基準協会より「適格」認定を得ており、これを大学ホームページにて公表している。加えて、本学が独自に実施した平成 26(2014)年度、同 28(2016)年度、同 30(2018)年度の自己点検・評価報告書も同様に大学ホームページにて公表している。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

本学における自己点検・評価は、各種委員会及び各部局に割り当てられた自己点検・評価シートに記載された点検・評価項目に基づいて実施されている。自己点検・評価シートの作成に際しては、全教職員が何らかの委員会または部局に所属していることから、自己点検・評価活動にも全教職員が関与している。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

現状、行っていない。

(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

各種委員会及び各部局が作成した自己点検・評価シートは、自己点検評価委員会及び評議会の議を経て、自己点検・評価委員長名で各種委員会及び各部局に確定版を配布している。各種委員会及び各部局は、この確定版を改革・改善に活用している。また、これを大学ホームページにて公開することにより、改革・改善への活用に資するよう図っている。

3. 課題

今後は評価の観点に加わった「自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れる」について、令和元(2019)年度に外部評価委員会を設置し、委員に高等学校教員を加えることを計画している。

4. 改善計画

今後、自己点検・評価は毎年行うこととなっているので、その都度見直し・改善を行い、確固としたPDCAサイクルの確立に繋げる。その一助として外部評価委員会を設置する。

5. 事業計画への反映

大学企画室が中心となって、令和元年度に「尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会規程」を作成し、尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会を設置する予定である。当該委員会は本学が設置した自己点検・評価の結果について、評価を行い、本学の教育・研究水準の向上に資する提言を行う。

基準 I-C-2

基 準	基準 I	建学の精神と教育の効果
テ ー マ	基準 I-C	内部質保証
区 分	基準 I-C-2	教育の質を保証している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。 (2) 査定の手法を定期的に点検している。 (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。 (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

2. 現状

(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

学習成果の査定（アセスメント）の手法に関しては、先ず各教員がシラバスに担当科目の到達目標を明示するとともに、学習成果を高めるために事前・事後の学習を具体的に指示している。授業はシラバスに沿って進められ、シラバスに記載された評価基準、定期試験や授業中の小テストおよび受講態度等に従って成績評価が行われている。また、成績評価は、「成績評価マトリックス」や「履修カルテ」に集積され、オリエンテーションや授業で学生に周知することによって、学生が学習成果を適切に理解・把握できる仕組みを整えている。加えて、各授業の 6～9 回目（必須）および終了時（任意）には、学生による「授業改善アンケート」を実施し、学生からの意見や要望等を把握することとしている。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

各科目における評価方法に関しては、毎年度シラバスを作成する際に、教務連絡協議会より発出される「シラバス作成要領」をもとに点検している。平成 29(2017)年度認証評価における指摘[学生の成績評価（秀、優、良及び可）の割合についての指摘]に関しては、学科会議、教務委員会及び教務連絡協議会等で議論を重ね、FD 研修会を通じて評価方法における相対評価と絶対評価に関する共通理解を深めつつある。また、「授業改善アンケート」の内容に関しても、FD 推進部会において毎年度議論しており、必要に応じて改定を行っている。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルは、「授業改善アンケート」において活用されている。「授業改善アンケート」は平成 29(2017)年度前期までは前期・後期の各 1 回実施されてきたが、平成 30(2018)年度は、平成 29(2017)年度後期同様、迅速な授業改善の達成を目的として、中間期に「中間授業改善アンケート」を実施した。前期及び後期の中間期での実施に加え、終了時期にも任意で実施した。「授業改善アンケート」の結果について、担当教員の改善報告書の提出を義務付けるとともに、評価結果の概要および改善報告書は、学内専用サイトにおいて教職員および学生に公開されている。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の改正があった場合は、学科会議、短期大学部教務委員会、短期大学部教授会及び評議会等で改正内容に迅速に対応し、法令順守に努めている。

3. 課題

平成 29(2017)年度認証評価において、学生の成績評価における各評価の割合（秀・優・良・可）の差が大きい科目があると指摘された。評価方法における相対評価と絶対評価に関して、学科会議及び教務連絡協議等で議論を行い、この問題についての共通理解を深めつつある。しかし、現状、明確な結論を出せておらず、今後さらなる学内での議論が必要である。

4. 改善計画

学生の成績評価における各評価の割合（秀・優・良・可）について、令和元(2019)年度中に明確な結論を出すことを目指し、学科会議、FD 推進部会及び教務連絡協議会等で審議を継続する。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ 教育課程と学生支援**基準Ⅱ-A 教育課程****基準Ⅱ-A-1**

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-1	短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。 (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

2. 現状

(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 学科の卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシーという。）は、平成 25(2013)年度に総合教育センター運営委員会（現在の教務連絡協議会）において策定された。その後、平成 28(2016)年度に全学グランドデザインが制定され、その一環として学園の建学の精神及び教育理念の再確認が行なわれたことに伴い、各学科のディプロマ・ポリシーの見直しが行われた。各学科のディプロマ・ポリシーは、以下の通り定められている。これらを反映して、学則第 4 章「試験、単位の認定、卒業の認定、短期大学士の学位、免許状及び資格」の第 23 条から第 35 条にかけて、本学における、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件が定められている。 <総合生活学科のディプロマ・ポリシー> 総合生活学科は、建学の精神のもと、講義、演習、実技および実験・実習を通して以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（生活学）」の学位を授与します。 (1) 文化・社会や自然に関する知識を体系的に理解するとともに、主体的な学びを通して豊かな人間性を培い、良識のある社会人としての教養や態度を身につけている。 (2) 生活に関連する情報、福祉・健康、アパレル・インテリアの領域において専門的知識・実践的技能を身につけ、実生活に活かし役立てることができる。 (3) 自らの倫理観・職業観を確立し、現代社会の諸問題に対して主体的に考え、行動することができる。 (4) 様々な手法による情報活用能力を身につけ、様々な人々とコミュニケーションをとりながら、自らの意見を適切に表現し、良好な人間関係を発展させることができる。 (5) 多様な立場の人々を理解するとともに協力しあい、地域社会に貢献することができる。 <食物栄養学科のディプロマ・ポリシー>

食物栄養学科は、建学の精神のもと、講義、演習、実技および実験・実習を通して以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（食物栄養学）」の学位を授与します。

- (1) 文化・社会や自然・生命に関する広い知識を身につけている。
- (2) 食物、栄養および健康に関する深い専門的知識を身につけている。
- (3) 食物、栄養および健康に関する諸問題に対して興味・関心を持ち、自ら分析・解決するための思考・判断力を身につけている。
- (4) 食を通じて人々の健康の増進・疾病の予防に貢献するための実践的技能を身につけている。
- (5) 多様化する社会の要求に柔軟に対応するための豊かな表現力とコミュニケーション力を身につけている。
- (6) 知識を基にさまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な意欲・態度を身につけている。

＜幼児教育学科のディプロマ・ポリシー＞

幼児教育学科は、建学の精神のもと、講義、演習、実技及び実験・実習を通して以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（幼児教育学）」の学位を授与します。

- (1) 保育・教育に関する基本的な理解ができている。
- (2) 子どもの権利、福祉についての見識、問題意識が備わっている。
- (3) 子どもの成長、発達、健康、保健、食などについて、生活や活動を発展・充実させるための総合的な理解ができている。
- (4) 子どもの表現や遊び、生活・活動等を豊かにする保育・教育の実践的な技量が備わっている。
- (5) 子どもの発達や子どもを取り巻く環境などを理解し、適切に対応しようとする態度が備わっている。
- (6) 保育についての実践と省察を重ね、保育者としての資質・能力が備わっている。
- (7) 保育の世界や地域社会に関わる態度と意欲が備わっている。

(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

上記(1)の①に記載の通り、各学科ではディプロマ・ポリシーを定めており、卒業認定の要件、学位授与の方針を明確に示している。

(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

総合生活学科のディプロマ・ポリシーは、介護職員初任者研修課程研修や情報処理士資格取得、秘書士及び上級秘書士資格取得に関する規定に基づき作成されており、社会的に通用性がある。

食物栄養学科のディプロマ・ポリシーは、栄養士法等の法令に基づき作成されており、社会的に通用性がある。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーは保育者養成（幼稚園教諭二種免許・保育士）の要件等を基本に作成されており、社会的に通用性がある。

また、短期大学士の学位は、海外では Associate Degree（準学士）に該当することから、各学科のディプロマ・ポリシーは国際的にも通用性がある。

(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

学科のディプロマ・ポリシーに関しては、平成 28(2016)年度に全学グランドデザインが制定され、その一環として学園の建学の精神及び教育理念の再確認が行われたことに伴い、ディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーの見直しを行っており、各学科とも学科会議等において定期的に点検している。

3. 課題

課題抽出のため、ディプロマ・ポリシーの定期的な点検を継続する。

4. 改善計画

今後も継続して、学科会議等においてディプロマ・ポリシーの点検を実施する。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-A-2

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-2	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 ①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。 ③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。 ④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。 ⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。 (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。 (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

2. 現状

(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 各学科の教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシーという。）は、平成28(2016)年度の全学グランドデザイン策定に伴い見直した。各学科のカリキュラム・ポリシーは、以下の通りである。卒業認定・学位授与の観点から、ディプロマ・ポリシーに対応、すなわちディプロマ・ポリシー中に提示した習得すべき各素養・能力を各学科の教育課程を通して身に付けることを念頭に置いて、カリキュラム・ポリシーを策定している。 ＜総合生活学科のカリキュラム・ポリシー＞ 総合生活学科は、学則に掲げる目的に基づき、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力を習得させるために、以下のような方針でカリキュラムを編成します。 (1)教養科目と専門教育科目の履修を通して、学習能力と基礎学力を向上させます。教育方法として、必修科目にも少人数教育を取り入れます。評価方法は、成績評価マトリックスや GPA を用いて、自己評価と他者評価で測定します。学期毎にカリキュラムマップ等を活用して、教員による個人面談を実施します。 (2)「情報ビジネス」「福祉ウェルネス」「生活デザイン」の3つの領域の履修を通して、専門的知識と実験や実習による実践的技能を身につけます。 (3)教養科目やキャリア科目の履修を通して、主体的に考え行動するアクティブラーニングを取り入れ課題解決能力を育成します。 (4)インターンシップ体験や課外活動等を通して、身につけた知識・技能を活かす実践力を伸ばします。成果発表を行い、学びの振り返りを促します。 (5)ボランティア実習や卒業演習を通して、地域社会で貢献できる女性を育成します。

＜食物栄養学科のカリキュラム・ポリシー＞

食物栄養学科は、学則に掲げる目的に基づき、健康づくりの担い手としての思いやりと責任感を併せ持ち、そのうえで幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある栄養士を育成するため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1)さまざまな思考様式や価値観を理解し、文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修める人間教育を目的とした教養科目と栄養士としての専門的知識・技能を身につけるための専門教育科目から構成されるカリキュラムを設置します。このカリキュラムは、段階的に基礎を固め、その上に専門的知識を積み上げられるよう、初年次教育をも念頭に置いて系統立てて編成します。
- (2)教養科目のうち、人間教育上必須となる科目および特に専門教育科目の基礎と位置づけられる科目を必修科目とします。
- (3)栄養士法施行規則に基づき、専門教育科目を「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」および「給食の運営」の6領域に区分します。
さらに、質の高い栄養士の育成を目的として「その他関連項目」を配置します。
- (4)専門教育科目のうち、栄養学的専門知識とその理論を習得する上で必須と位置づけられる科目を必修科目とします。さらに、選択科目の中でも特に栄養士業務を遂行する上で習得が必須となる科目を「栄養士免許必修科目」として設置します。
栄養士免許必修科目は卒業要件とはならないが、栄養士免許取得には必須となる科目です。
- (5)専門教育科目の中に、栄養学の理論と知識を基礎とし、さらに栄養士としての実践能力および技術を身に付けるための実験・実習科目を設置します。具体的な到達目標は、「食品、調理素材の特性や地域性を生かした献立作成能力と調理技術の修得」「疾病の予防と治療のための食事療法の理解と実践能力の育成」「成長期の子どもから高齢者までのライフステージ別の特徴に応じた栄養管理法の修得」および「大量調理における衛生管理や対象者の嗜好に配慮した給食の運営方法の修得」です。また、2年次には実践活動の場として3箇所（学校・保育所、事業所および病院）での校外実習を行います。
これらの専門教育科目は学生の能動的学修の充実を図るものであり、同時にキャリア教育の一環としても位置づけます。

＜幼児教育学科のカリキュラム・ポリシー＞

幼児教育学科は、学則に掲げる目的に基づき、また幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の認定・指定養成課程（施設）を有する学科として、保育に関する専門的・実践的な能力の育成、専門職としての保育者及び社会生活に相応しい教養、判断力、人間性等を高めることを目指し、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1)幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得するための科目を、各分野ごとに基礎から系統的に深めるとともに、保育実習や教育実習での実践とも関連づけて学ぶことができるように配置します。
- (2)個性ある保育者（幼稚園教諭及び保育士）を養成するためにピーク制を導入し、各自の得意分野を深めるため、小グループのゼミ形式で行う「専門研究Ⅰ・Ⅱ」や各領域の専門性を深める選択科目を配置しています。
- (3)保育者としての知識や技能を効率的に深めるため、附属こども園での実習を基礎にして、学外のこども園、幼稚園、保育園、施設等で保育を実践的に深めていくことができるよう、2年間で10週間の実習を配置します。
- (4)2年次後期に演習科目「保育教職実践演習」を配置し、保育に関する2年間の学修を統合すると共に、各自が「履修カルテ」により学修状況を振り返り、現時点における長所や課題を明らかにして、保育者として成長するための方法や方向付けを学ぶことができるようにします。
- (5)教養科目には、1年次に、本学科における学修を効率的に進めるための「基礎セミナー」（フレッシュャーズセミナー）や「キャリアデザイン」を配置するとともに、2年間で専門職としての保育職や実際の社会生活に必要な判断力、人間力、基礎的教養を高めるように科目を配置します。

各学科のカリキュラム・ポリシーは、「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」「履修カルテ」により、ディプロマ・ポリシーとの対応を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」により、授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を明確にし、学習成果に対応するよう、授業科目が編成されている。

②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

学則第 14 条において、「学科は、学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 学年に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」としており、本学短期大学部履修規定第 7 条の 2 により、「学期ごとに履修科目として登録できる単位数は、28 単位を上限とする」と定めている。

③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

成績評価の基準は短期大学設置基準等にのっとり、シラバスに明示され、「成績評価マトリックス」「履修カルテ」により学習成果の獲得を判定している。

④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

シラバスに、「到達目標」「授業概要」「事前・事後学修および期間中の学修」「授業計画」「課題と評価の方法」「教科書」「参考資料」等、明示されている。

⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

各学科では、通信による教育を実施していない。

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

各学科の教員は経歴・業績を基に、短期大学設置基準第 20 条第 1 項に基づき授業科目と担当教員の専門分野との適合性やカリキュラム編成上の科目の重要性に応じて適切に配置されている。採用時には、採用に係る規定に基づいた経歴や業績の厳格な審査を経て、選考委員会において適格者を選考している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

教育課程の定期的な見直しについては毎年、学科会議、短期大学部教務委員会、短期大学部教授会で定期的に検討・見直しを行っている。また各学科特有の免許、資格等に関する法改正等が行われれば、それに対応した教育課程の見直しを行っている。平成 30(2018)年度は、平成 31(2019)年度からの全学共通教養科目（短期大学部では教養科目）の新設並びに教職課程の再課程認定、保育士養成科目の見直しに伴い、カリキュラム・ポリシーの見直しを実施した。

また、各学科では、平成 30(2018)年度より学科会議において、三つのポリシーの定期点検を行う場を設けている。

3. 課題

学生の基礎学力や学習成果の向上を目的に、時代のニーズに合わせた教育課程の点検及び見直しが必要である。

4. 改善計画

教育課程について、各学科の学科会議等において定期的に点検する。その上で必要に応じて教務連絡協議会、教授会において見直しや改正を行う。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-A-3

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-3	教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

2. 現状

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学短期大学部の教養教育においては、建学の精神および教育理念に則り、学則第1条に基づき、「専門的知識と実践的スキル」を修得し、「智と徳を兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性」の育成を図るため、その教育課程について「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮」（学則第9条の2）して、カリキュラムを編成するものとしている。具体的には、社会人として求められる汎用的能力と専門の学修に必要な基礎学力を確実に身につけ、さまざまな思考様式や価値観があることを理解して、個々の人間性を重んじることができる人材となるための幅広く深い教養の学びを核とすることを方針としている。

上述の教養教育の方針に基づき、現在の教養科目を全学的に検討・整理した結果、以下の3科目を平成31(2019)年度より全ての学科において開講することとした。

- ①日本語運用能力を養成する「日本語表現」
- ②地域社会の現状や特性を学ぶ「熊本学」
- ③日本伝統文化への理解を深める「日本伝統文化入門」

また、上記3科目に加え、各学科と教育内容を同じくする教養科目の合同開講に向けて、全学的な時間割の調整を行った。

総合生活学科では、ディプロマ・ポリシーの内、特に「文化・社会や自然に関する知識を体系的に理解するとともに、主体的な学びを通して豊かな人間性を培い、良識のある社会人としての教養や態度を身につけている。」及び「自らの倫理観・職業観を確立し、現代社会の諸問題に対して主体的に考え、行動することができる。」に焦点を当てた教養教育の内容を設定している。

食物栄養学科の教養科目は、カリキュラム・ポリシーに示す通り、さまざまな思考様式や価値観を理解し、文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修める人間教育を目的に編成されており、その内容と実施体制が確立している。

幼児教育学科では、カリキュラム・ポリシーに示す通り1年次に本学科における学修を効率的に進めるための「基礎セミナー」や「キャリアデザイン」を配置するとともに、2年間で専門職としての保育職や実際の社会生活に必要な判断力、人間力、基礎的教養を高めるように科目を配置しており教養科目の内容と実施体制が確立している。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

各学科では教養科目と専門教育科目を、段階的に基礎を固め、その上に専門的知識を積み上げられるよう、初年次教育をも念頭に置いて系統的に配置している。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の各科目はシラバスに示された評価方法によって成績評価が行われ、学則 23 条に定められた 5 段階評価で学生に周知される。

各学科では「成績評価マトリックス」により教養科目の学習成果を測定するとともに、卒業時アンケートにて教養科目の授業満足度を調査し、評価・改善の判断材料としている。GPA による成績評価システムも導入しており、学生、教員ともに学期間や学年間の成績比較を行うことができ、教養教育の効果を測定・評価し、それを基にして改善に取り組んでいる。

3. 課題

現状の(1)に記述した3科目について、受講者数や授業満足度等の結果から、授業終了後に授業内容や開講時限等の評価を行う必要がある。

食物栄養学科では、教養科目の卒業要件 12 単位以上に対し、必修科目が 10 単位（令和 2(2020)年度より 11 単位）と選択の余地が少ないことから、必修科目の見直しを行う必要がある。また、現在単位化されていない 2 年次の「就職指導」について、授業として新設することも併せて検討する必要がある。

4. 改善計画

課題に記述した 3 科目の評価を実施し、必要に応じて改善を行う。

食物栄養学科の教養科目の再編成について学科会議等で検討し、必要に応じて学内・学外での手続きを進める。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-A-4

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-4	学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児養育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

2. 現状

(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

本学短期大学部の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は以下に示す通り、各学科において明確である。

総合生活学科では、職業への接続を図る職業教育科目として、教養科目では「社会人マナー」「トータルビューティー論」「実用観光韓国語」を開講している。専門教育科目では「インターンシップ」「秘書実務」「オフィススタディ」「医療事務総論」「医療事務実務」「ビジネスコミュニケーション・企画力」「マーケティング論」「介護概論」「介護技術」「福祉住環境論」「インテリアコーディネート論」「インテリア計画」「インテリア演習」「アパレル材料学」「アパレルデザイン論」「ファッション販売論」「ファッションビジネス論」「ブライダル入門」「ブライダル演習」を開講している。

食物栄養学科では、教養科目の1年次前期開講の「基礎セミナー」において、栄養士の資格取得に必要な授業科目の基礎を学び、専門職としての栄養士への理解を深められるようにしている。また、平成30(2018)年度より授業回数を8回から15回に増やし、後半はグループ学習を取り入れ、少人数教育の充実を図っている。昨年度の課題に挙げていた日本語運用能力の向上についても、このグループ学習の中に演習を組み入れている。1年次後期開講の「キャリア教育」では、働くことや就職活動に関する情報を提供し、社会人に必要なマナーやコミュニケーションスキルが身につけられる内容を編成している。専門教育科目では、2年次開講の「給食管理実習Ⅱ」において、栄養士が働く学校・保育所、病院、事業所での3箇所の校外実習を経験し、栄養士の役割・業務等について学習する。

幼児教育学科では、ディプロマ・ポリシーが学則第4条の「学科の目的」と対応させて定められており保育者養成の要件に基づき作成されている。専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確であり、保育者としての力を身につけさせるものとなっている。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

総合生活学科では、取得できる資格への積極的な挑戦を学生に促し、資格取得実績を通して、職業教育の効果を測定・評価を行うとともに、学科会議等で取り組みの点検を行い、改善に取り組んでいる。平成30(2018)年度の資格取得実績は、上級秘書士28名、秘書士41名、情報処理士21名、介護職員初任者研修課程資格20名、レクリエーションインストラクター1名である。

食物栄養学科では、職業教育の効果は、学生の栄養士免許取得率や就職率の高さに表れている。平成

30(2018)年度（平成 31(2019)年 3 月）卒業生の栄養士免許取得率は 94.3%、就職率は 100%で、そのうち栄養士で就職した学生が 82.0%であった。これらの結果を踏まえて、日本語運用能力の修得を目的とした新規開講科目の検討、「基礎セミナー」の内容の充実、「卒業セミナー」の新規開講に向けた内容の検討など、改善に取り組んでいる。

幼児教育学科では、成績評価、GPA、履修カルテ、実習先からの評価などにより職業教育の効果を適切に測定・評価している。職業教育の効果は、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格といった免許・資格の取得により具現化され、それを基にして改善に取り組んでいる。平成 30(2018)年度卒業生の就職率は 100%、専門職（幼稚園・保育所・認定こども園・施設）への就職率は 97%であった。また幼稚園教諭二種免許状取得率は 100%、保育士資格取得率も 100%であった。これらの結果を踏まえて「基礎セミナー」「キャリアデザイン」「キャリアトレーニング」の内容検討など、改善に取り組んでいる。

3. 課題

総合生活学科では、職業教育の効果を測定・評価できるシステムを構築する必要がある。

食物栄養学科では、社会人に必要な日本語運用能力を身につけるための新規科目の開講の検討が必要である。また、専門職に特化した課題として、栄養士に必要なパソコン（栄養計算ソフト）の活用技術の修得が挙げられる。この件については、授業等での指導が必要不可欠と考えられる。加えて、平成 31(2019)年度より 2 年次後期に開講する「卒業セミナー」では、栄養士の仕事等、就職後の業務遂行に役立つ知識・技術等を盛り込んだ内容の検討が必要である。

幼児教育学科では、教職課程の再課程認定、保育士養成課程の見直しに対応するため開講科目、開講時期、単位数の見直しを平成 30(2018)年度に行ったところであり、新カリキュラムにおける職業教育の再編について検討することが課題である。

4. 改善計画

総合生活学科では、職業教育の効果を測定・評価できるようなシステムを構築する。

食物栄養学科では、平成 31(2019)年度より 1 年次前期に新たに「日本語表現」を開講し、大学生活や就職後に必要な日本語の表現技術を学び、その運用能力を修得できるよう準備を進めている。栄養計算ソフトについては、平成 30(2018)年度の学科予算で購入し、情報処理実習室のパソコンへ導入、学生がいつでも使用できるよう開放している。活用の指導に関しては、平成 31(2019)年度より 1 年次前期の「基礎セミナー」のグループ学習にソフトを使った実践演習を導入予定である。また「卒業セミナー」では、職業への接続を図るような教育・研究内容を検討中である。

幼児教育学科では、幼児教育学科教務委員会、学科会議において職業教育の見直しを進める。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-A-5

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-5	入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
担 当	入試管理委員会、総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課、入試課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。 (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (7) アドミッション・オフィス等を整備している。 (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

2. 現状

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 アドミッション・ポリシーは平成 21(2009)年に策定後、必要に応じて見直しを行い、平成 30(2018)年度入学者向けアドミッション・ポリシーとして編成されており、学習成果に対応している。具体的には入学者に求める意欲や基礎学力や知識・技能、また各入試区分にて志願者に求められる能力と評価方法までを明記し、志願者の持つ学力や能力を多面的・総合的に評価する方針を示すものとし学修成果に明確に対応している。 (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 学生募集要項に学科のアドミッション・ポリシーを明確に示して、一般入試、大学入試センター試験利用入試、推薦入試、自己推薦入試、AO 入試、社会人入試、外国人留学生入試において、能力や資質を多面的・総合的に評価選抜している。 (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 総合生活学科においては「高等学校等において、国語、英語、社会などの基礎学力（知識・思考力）を習得し、高等学校等における活動を通じて豊かな表現力を身につけていることを望みます。これらに関する能力は、入学後の講義、演習、実習等を通じて、様々な分野で主体的に協働できる能力を身につけるために必要となります」と入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 食物栄養学科においては「高等学校等において、栄養学の基礎となる生物学や化学などの理数系科目の基礎知識と思考力を習得し、また、他者とのコミュニケーションを円滑に行うために国語や英語の基礎学力を身につけていることを望みます。これらの学力は、入学後の授業等において専門性の高い問題に対する自己解決能力の基礎となることは勿論、他の学生と協働して様々な課題を探究・解決するための能力を
--

育成するためにも必要となります」と入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

幼児教育学科においては、「中学校や高等学校等において集団的な活動、社会的な活動を通じた主体性・協働性を身につけ、国語を中心とした思考力とコミュニケーション力の基礎を身につけていることを望みます。これらに関する能力は、入学後の講義、演習、実習等において、様々な世代や環境において、他者と協働できる能力を育成するために必要となります」と入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

(4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。

総合生活学科の入学者選抜の方法は、「推薦入試、自己推薦入試、一般入試、AO 入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試を採用し、能力や資質を多面的・総合的に評価する」と明示している。

食物栄養学科の入学者選抜の方法は、前掲の通り、「推薦入試、自己推薦入試、一般入試、AO 入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試を採用し、上記のような能力や資質を多面的・総合的に評価する」と明示している。

幼児教育学科の入学者選抜の方法は、前掲の通り、「推薦入試、一般入試、AO 入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試を採用し、上記のような能力や資質を多面的・総合的に評価する」と明示している。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

総合生活学科・食物栄養学科・幼児教育学科ともに、学生募集要項や本学ホームページにおいてアドミッション・ポリシーを明示するとともに、入試説明会、進路ガイダンスや高校訪問の機会等を通じて周知に努めている。入学者選抜については、それぞれの選考基準を明確に設定しており、公正かつ適正に実施している。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費については、募集要項や本学ホームページに明示している。また、本学主催の入試説明会、進学相談会や高校訪問の機会等を通じて周知に努めている。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

本学において入試業務を統括し、アドミッション・オフィスとしての機能を有している部署が「入試センター」であり、大学事務局に「入試センター事務室」を置き、両事務部に入試課を置いている。入試センター事務室は入試課長 1 名及び課員 3 名にて構成されており、各学部学科と共同して、志願者募集や選抜に係る一切の業務を遂行している。

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験の問い合わせについては志願者個人からの直接の問い合わせ、高校からの問い合わせ、及び各種ガイダンス会場での問い合わせなどに対し、入試課員により正確にかつ適切に対応している。また、必要に応じて各学部学科の教員とも連携して対応にあたっている。更に学校行事等によりガイダンス、オープンキャンパス等に参加できない希望者・保護者等に対しては個別での対応を図るなど適切に対応している。

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

アドミッション・ポリシーは、平成 21(2009)年度に策定後、教育課程の変更や改正、新たな「短期大学評価基準」、中央教育審議会答申にある（短期）大学教育の質保証の観点等から、平成 25(2013)年度に点

検し見直した。以降も高校訪問やガイダンス、入試説明会等の機会を利用して高等学校関係者の意見を聴取して点検を行っている。近年においては平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度、同 30(2018)年度にも点検・見直しを行っており、各学科では、平成 30(2018)年度より学科会議において、三つのポリシーの定期点検を行う場を設けている。

3. 課題

高大接続の観点により、志願者の持つ知識・技能、文化・スポーツ活動・ボランティア活動等のより具体的な情報を適切に評価し、総合的・多面的な評価を可能とする入学者選抜の方策を検討している。さらに社会的な動向（人口推移等）を反映した広報活動の在り方についても継続的な検討が必要である。

4. 改善計画

- ・ 高校生及び社会のニーズの調査と分析・・・動向調査（アンケートの実施）
- ・ 入試方法の改善・・・入試制度改革に則した多面的、総合的判断を可能とする入試方法の検討
- ・ 広報活動の活性化・・・広報ツールの検証とオープンキャンパスの実施時期・内容の検討
- ・ 高大連携の推進・・・入学前授業・出前授業・高大連携授業等の積極的展開と内部進学率の向上
- ・ 同窓会との連携強化・・・情報の収集・提供等の拡大

5. 事業計画への反映

- ・ 入試方法についての検証を継続する。
- ・ 入試広報戦略の強化のために高校生及びニーズの調査と分析を継続し実施する。
- ・ 社会人入学生受入の強化の具体策の策定と実施を行う。
- ・ 高大連携の推進と内部進学率の向上を行う。

基準Ⅱ-A-6

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-6	短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学習成果に具体性がある。 (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3) 学習成果は測定可能である。

2. 現状

(1) 学習成果に具体性がある。

短期大学部の教育課程は以下に示す通り、各学科において明確であり具体性がある。

総合生活学科の専門教育科目のなかの重要領域である①医療事務・情報ビジネス、②福祉ウェルネス、③生活デザインの3つの領域に関して、指定科目の単位取得としての学習成果として、認定資格や任用資格、公的資格の取得が設定されている。それは、情報処理士、秘書士、上級秘書士（メディカル秘書士）、介護職員初任者研修課程、社会福祉主事、レクリエーションインストラクターの6つの資格である。また、医療事務検定、医療事務認定実務者、2級医療事務実務者、メンタルヘルスマネジメント検定Ⅲ種、インテリアコーディネーター、福祉住環境コーディネーター、ファッションビジネス能力検定、ファッション販売能力検定といった検定資格に対応した授業も実施しており、学習成果として、それら検定資格の取得に反映されている。

食物栄養学科の教育課程は、栄養士法施行規則（第9条）に基づいて構成されている「社会生活と環境」・「人体構造と機能」・「食品と衛生」・「栄養と健康」・「栄養の指導」・「給食の運営」の専門教育科目6分野と教養科目を通じて、栄養士に必要な専門的知識及び技術を修得できるよう編成されている教育課程となっているため、提示された学習成果には具体性がある。

学習成果は、ディプロマ・ポリシーや栄養士免許に関わる法令に基づくものであり、社会的通用性があり、栄養士免許取得に向けた実質的な価値を有するものである。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーには「所定の単位を修得した学生に卒業を認定」することを明記し、ディプロマ・ポリシーに対応した成績評価基準により単位認定を行っているほか、「カリキュラムマップ」「履修カルテ」に示される関連科目レベルでも学習成果を適切に把握しており、具体性がある。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

総合生活学科の6つの認定資格や任用資格、公的資格の取得は、短期大学卒業時に取得可能である。また、検定資格の挑戦に関しても、授業の履修期間及び履修修了後に挑戦・獲得が可能である。

食物栄養学科の各科目はカリキュラムマップ（履修系統図）に示されているように、在学期間に体系的に学習できるよう配置されており、シラバスにも到達目標が明記されているので、学習成果は十分達成可能であり、在学期間内で獲得可能である。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーにおいて明示される学習成果は、在学期間内の学習で達成・獲得

が可能となるようにカリキュラム上に配置されており、シラバスにも到達目標が明記されているので、学習成果は十分達成可能である。

(3) 学習成果は測定可能である。

総合生活学科については、資格の取得をはじめ、成績評価や GPA、成績評価マトリックスなど、多角的に学習成果の測定を図っており、測定可能である。

食物栄養学科については、学習成果は、通常の成績評価に加え、学科独自に作成したカリキュラムマップ（履修系統図）や成績評価マトリックスなどで明示されているため、各科目の到達目標や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連や達成度が明確に把握できるように工夫してある。

幼児教育学科のディプロマ・ポリシーに明示された学習効果は幼稚園教諭二種免許・保育士の免許・資格取得により具現化されるとともに、シラバスに示す成績評価方法や GPA により測定が可能である。

3. 課題

現状、課題は把握していないが、定期的な点検を通して課題の抽出に取り組む。

4. 改善計画

なし

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-A-7

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-7	学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

2. 現状

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

短期大学部は学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを以下に示す通り各学科において持っており、それを活用している。

総合生活学科では、学期始めのオリエンテーションにおいて、前学期分の成績一覧表及び単位取得状況、GPA 分布、成績評価マトリックスのデータを各学生に還元している。これにより、学生はこれまでの学習状況や成果の見直しをはかるとともに、その後の履修計画の再構成を行っている。また、教員もこれに基づき履修指導を行っている。

食物栄養学科では、学習成果の獲得状況を、科目平均点、GPA、単位取得率、学位取得率、栄養士免許取得率、成績評価マトリックス、栄養士実力認定試験結果及び授業改善アンケート等により測定している。

幼児教育学科では、教務課が作成した GPA 分布、単位取得率、学位取得率、幼稚園教授二種免許取得率、保育士資格取得率は幼児教育学科教務委員会、学科会議にて報告され、今後の指導のために活用されている。学生の業績の集積は履修カルテに示され教員は指導の参考にするための資料として活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

総合生活学科では、1 年後期必修科目の「キャリアサポート」において、同窓生を招き「職種や業種の特徴、就職活動で工夫したこと、学生時代に取り組むべきこと」などの体験講話の時間を設けている。また、1 年次においてはインターンシップを必修化しており、就職活動へのスムーズな流れを作りだしている。

食物栄養学科では、学習成果の測定には、「卒業生の就職先に対するアンケート」、インターンシップへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率及び就職率等に加えて、「学生生活における実態調査結果」や「校外実習評価票」も活用している。

幼児教育学科では、学生による自己評価（履修カルテ）や個人面談、学生生活における実態調査結果において学生の学習成果の獲得状況を測定している。同窓生や雇用者に対しては「卒業生の就職先に対するアンケート」、「実習先訪問」、「実習連絡協議会」、「保育現場との懇談会」等を利用して調査を行っている。就職課、教務課が作成した個別実習への参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などは

学科教員にも報告され、今後の指導の参考資料として活用されている。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

総合生活学科では、学習成果の質的データとしては、成績一覧表及び単位取得状況、GPA 分布、「成績評価マトリックス」として、学生各々に還元している。就職率といった学科全体としての学習成果の量的データは学科ホームページ及び情報公開のページにて公表している。また、質的な評価に関しては、インターンシップの成果報告といった外部にもオープンにできるような報告会の実施をもって公表している。

食物栄養学科では、各教科における学習成果は授業改善アンケートにおける量的・質的データを統計処理し、公表することにより学生へのフィードバックを図っている。また、学生が獲得した学習成果は、科目平均点、GPA、評価マトリックス及び栄養士実力試験結果を必要に応じてクラス担任や学科教員が共有している。一方、本学科は栄養士の養成を目的としていることから、就職率に加えて栄養士実力認定試験の結果および卒業生の栄養士としての就職割合も学習成果の量的データとしてホームページ等で公表を行っている。

幼児教育学科では、学期終了時に「成績通知書」及び「学修評価表」で学生に通知し、到達度を確認できるようにしている。また学習成果はディプロマ・ポリシーとして、学生便覧や各学科が独自に作成する新入生向けガイドブック等に記載し、新入生に配布しているほか、新入生オリエンテーション等で説明している。またディプロマ・ポリシーは大学ホームページで公表するとともに、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）においても公表している。

就職率はキャンパスガイド、大学ホームページ、大学ポートレート（私学版）において公表している。

3. 課題

総合生活学科では、インターンシップの成果報告会を充実させていきたい。

食物栄養学科、幼児教育学科では現状、課題は把握していないが、定期的な点検を通して課題の抽出に取り組む。

4. 改善計画

インターンシップの成果報告会の充実に取り組む。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-A-8

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-A	教育課程
区 分	基準Ⅱ-A-8	学生の卒業後評価への取り組みを行っている。
担 当	大学企画委員会、大学企画室	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

2. 現状

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

平成 31(2019)年 1 月中旬から 2 月末にかけて、大学企画室において「卒業生の就職先に対するアンケート調査を実施した。その目的は「就業から約 2 年経過した本学卒業生に対する評価を調査することにより、学修成果の評価・点検を行い教育の質の向上を図る」ことである。平成 31(2019)年 3 月に「卒業生の就職先に対するアンケート 2018 調査結果」としてまとめ、常勤理事会、評議会、教授会において報告し授業改善等に役立てている。調査対象は、平成 29(2017)年 3 月に本学の大学及び短期大学部を卒業した学生を採用した事業所 283 社であり、当該人事・採用担当者宛てアンケート用紙を郵送し、返信用封筒にて回収する方法で実施、153 社から回答（回収率 54.1%）を得た。調査結果は別添報告として分析し整理を行っている。なお、アンケート調査は、当該年度より毎年度実施することとした。

また、就職懇談会において多くの卒業生に関する評価を聴取している他、実習を実施している学科においては、校外実習先に卒業生が就職している場合は、実習先訪問の際に卒業生の評価を聴取している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

「卒業生の就職先に対するアンケート」では、「本学卒業生に求めていること」の他、「本学卒業生の能力に対する評価」、「その他の意見（自由記述）」について質問を行い、その調査結果を報告書として学部・学科毎に分析・整理し、大学企画委員会において、大学企画室より報告を行った。その後、同委員会委員でもある学部長及び学科長はそれぞれ教授会・学科会議において調査結果を協議したうえで学習成果の点検を行い、改善が必要な事項を整理し、今後の学生に対する教育指導に活かしている。

また、卒業生に関する評価を聴取した結果から、卒業生に求められている学習成果を検討し、その学習成果に関連する科目の強化や既存科目への学習成果の取り入れ等を検討し、評価マトリックスの改訂を行っている。

3. 課題

平成 29(2017)年度第三者評価機関別評価結果において、「卒業後評価の取り組みとして、卒業時アンケート、卒業生アンケート、卒業生の就職先に対するアンケートが実施されているが、それらのアンケートの結果を教職員間で共有し、教育の質向上に向けてより一層活用することが望まれる」との指摘をうけ、平成 30(2018)年度からは、教授会、学科会議などでの情報共有を図っており、令和元(2019)年度からは情報共有に加え、アンケートに記載された否定的な意見に対する改善策にも取り組む。

4. 改善計画

卒業後評価の取り組みとしての各種アンケートの調査結果に関しては、教授会や学科会議において情報共有化し、その情報を教育の質向上に役立てる。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-B 教育課程

基準Ⅱ-B-1

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-B	学生支援
区 分	基準Ⅱ-B-1	学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、図書館運営委員会、IT化推進支援室、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。 (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。 (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。 ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

2. 現状

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 教員は、自身が予めシラバスにて提示した定期試験や課題等といった成績評価基準に従って、学習成果の獲得状況を評価している。 ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。 教員は、シラバスに示した成績評価基準に基づいて決定した成績に加え、成績評価マトリックスもしくは履修カルテを活用して、学習成果の獲得状況を把握する一方、関連科目との関係についても適切に掌握している。 ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 前後期に少なくとも1回の学生の評価による「授業改善アンケート」を実施している。アンケートの結果は、科目毎に集計・分析がなされた後、担当教員に返却される。教員はそれに基づいた改善報告書を提出し、その報告書は学内専用サイトで公開されることによって学生にフィードバックされており、授業の
--

改善に寄与している。

④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

3 学科ともに、後期に年 1 回の「オープンクラス・ウィーク」を実施している。授業を参観した教員に対し参観レポートの提出を義務付けており、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。食物栄養学科ではこれまでも、関連科目担当教員間で教育内容・教育方法について意思の疎通、協力・調整を行なってきた。平成 30(2018)年度はこれに加えて、担当者同士による打ち合わせの場を設けることを学科会議で決定し、平成 31(2019)年 1 月までにこれを実行した。

⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、個別の科目についてシラバスに示した成績評価基準に基づいて決定した成績や成績評価マトリックスもしくは履修カルテに示される関連科目において、教育目的・目標の達成状況を適切に把握・評価している。これに加えて食物栄養学科では、2 年次 12 月に行われる全国栄養士養成施設協会主催の「栄養士実力認定試験」を通して、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

3 学科共通の取り組みとして、学生への適切な教育・指導を行うためにクラス担任を配置しており、履修及び卒業に至る指導を行なっている。毎学期の初めと終わりにオリエンテーションを実施して、学修への心得、履修システム、卒業に必要な単位数や学生便覧及びシラバスによる科目の授業内容の説明等を行っている。

総合生活学科では、1 年前期の「基礎セミナー」、同後期の「キャリアサポート」、2 年前期の「キャリアサポート応用」や同後期の「卒業演習」を必修科目として、学科全教員がこれらを担当し、月 1 回の個人面談を通した履修指導を行いながら、卒業に至る指導に取り組んでいる。

食物栄養学科では、殆どの学生が栄養士免許の取得を目指しており、担任教員及び授業担当教員はその目標を見据えた指導を「学生便覧」や「フレッシュャーズガイド」を基に行なっている。さらに、4 年制大学への編入学を希望する学生には、それに向けた履修指導を行っている。栄養士免許取得を断念した学生に対しても、卒業後の進路を念頭において履修及び卒業に至る指導を行っている。

幼児教育学科では、教務委員が学生便覧や幼教ノスメに基づいて学修への心得、履修上のシステム、卒業に必要な単位数及びシラバスによる科目の授業内容の説明等を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

教員からの採点結果（成績）については、教務システムを通して管理している。また、履修登録期間の前・後に、単位修得状況と履修状況を相互にチェックして学修状況を管理し、必要に応じて関係部署と情報を共有している。全ての学科において、学生に学修成果を示した「成績評価マトリックス」を作成・配付し、前学期の振り返りと次学期の目標を学生自身が考える機会を設けている。その他にも、授業改善アンケートを授業期間の中間（必須）及び終盤（任意）に実施し、授業の改善に取り組んでいる。

②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生の履修状況及び成績は教務システムにて管理されており、システムを通して卒業判定資料の作成、免許・資格の取得（見込み）判定や卒業（見込み）判定を行い、学科会議、教務委員会及び教授会で達成状況を把握している。

平成 30(2018)年度より授業担当者向けにシラバス作成方法、授業の運営や成績評価に係る手引書として、「シラバス作成から授業実施に関する手引き」を作成し、非常勤講師を含むすべての授業担当者に配布している。また、シラバス作成の説明会を実施するなど、授業運営の平準化を図っている。

③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

平成 30(2018)年度入学生より、初年次教育テキスト「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS」を作成している。「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS」には、履修方法、単位認定、定期試験の受験及び各学科のカリキュラムマップ等を掲載しており、新入生が入学後に就学のイメージが持てるよう工夫している。

また、平成 29(2017)年度より学修支援センターを立ち上げ、基礎学力に不安のある学生のサポートを授業外で実施している。平成 30(2018)年度は、両キャンパス合わせて 306 名が利用している。

④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

学生の成績及び学籍に関する記録は、教務システムにより管理されており、出学（卒業、退学、除籍）の際に、学籍簿及び成績原簿を作成し、金庫にて保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

本学図書館は九品寺キャンパスに本館、武蔵ヶ丘キャンパスに分館をそれぞれ設置しており、併設の大学と共用している。本館は九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階に、また分館は武蔵ヶ丘キャンパス 2 号館 2 階に位置している。各館とも適切な面積を確保しているが、分館が位置する武蔵ヶ丘キャンパス 2 号館にはエレベーター等の設置がなく、バリアフリー対応の点で課題がある。

図書館運営に関する事項の審議を行うため、図書館運営委員会を設置し、本館部会、分館部会にて各館の運用を行っている。

各館とも利用者の利便性を考慮して資料を配置している。各館には専任職員を配置し、年間を通じて図書館資料の収集や閲覧、個人貸出のほか、学生の質問や相談に応じており、個人やグループでの学習支援にも対応している。また、図書館職員は、教職員への資料の提供や施設の利用の呼びかけ、学生への挨拶や声かけ等コミュニケーションを図ることで、学生の学習向上の一助になるよう努力しているほか、利用者教育として、新入生オリエンテーションを中心に図書館利用案内の配布や見学を実施している。

本館では、閲覧席（64 席）のほか、グループ学習室（3 室）及びラーニング・コモンズスペースを設置し、グループでの学習支援に対応しているほか、一部の授業に活用している。個人で利用できるコンピューター（10 台）を配置し、レポート作成等に利用できるようにしている。また、学生に対する利用教育及び学習支援の一環としてサポートデスクを設置している。分館では、閲覧席（100 席）を設けているほか、蔵書検索機と共用のコンピューター（10 台）の配置、ノートパソコンの貸出やサイレントスペースの設置、授業に関連した参考図書の展示等学生の学習向上のための支援を行っている。また、幼児教育学科関連の雑誌の一部を短大 2 号館 1 階の雑誌閲覧室に配架し、幼児教育学科学生・教職員の閲覧の利便を図っている。

開館時間は、本館が 9 時から 19 時まで、分館が 9 時から 18 時までとしている。なお、夏季休業期間などの長期休業期間中は、本館、分館とも 9 時から 16 時半までとしている。

利用者へのサービスとして、図書館資料の館外貸出、利用者からの参考調査や文献検索、図書館ウェブサイトから蔵書検索が行えるほか、本館分館間での資料の相互貸借、学外から文献を取寄せるなどのサービスを行っており、学生の学習向上のための支援に努めている。また、新聞記事検索データベースの提供も行い、図書・雑誌等の印刷資料に留まらず、多様な情報資源の提供に努め、利便性の向上を図っている。なお、新聞記事検索データベースについては、その充実を図るため、平成 30(2018)年 6 月から 7 月にかけて「ビジュアル版」の試行提供を行ったところ、多くの利用があった。さらに、本学卒業生や地域住民、公開講座受講生といった社会人を対象とした図書館の地域開放を行っており、図書館資料の館内閲覧及び館外貸出を行っている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

平成 29(2017)年 10 月に九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスに設置してある情報処理教室のパソコン並びに関連サーバ、ネットワーク機器を更新設置し、平成 30(2018)年度は順調に稼働中である。

情報処理教室は九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスにそれぞれ 2 つの情報処理教室が設置されており、九品寺キャンパスでは情報処理教室Ⅰに 46 台、情報処理教室Ⅱに 44 台で合計 90 台のパソコンが設置されている。武蔵ヶ丘キャンパスでは第 1 情報処理教室に 60 台、第 2 情報処理教室に 24 台で合計 84 台のパソコンが設置され、両キャンパスとも大学及び短期大学部で共用されている。各キャンパスの情報

処理教室は 2 教室の間のパーティションを取り除くことで、1 つの情報処理教室として運用することが可能で、人数に応じた適切な運用形態が可能であり、授業などで施設を適切に使用している。また、情報処理教室は、授業だけでなく課題レポート等学生の演習活動及び自学自習にも利用されている。更に、教職員等が大学運営で必要な作業なども行っている。

情報処理教室外にもパソコンが自由に使用できる情報処理演習環境のパソコンがあり平成 30(2018)年に追加更新を行った。情報処理演習環境パソコンは、情報システム委員会で審議を行い、情報処理教室で使用しているシンクライアントシステムを利用する形で追加更新し、情報処理演習環境パソコンの設置が完了した。具体的には、九品寺キャンパスの図書館のパソコン 10 台、学生ホールのパソコン 10 台とプリンタ 2 台があり合計 20 台のパソコンを更新した。武蔵ヶ丘キャンパスでは、幼児教育学科のパソコン自習室にパソコン 20 台とプリンタ 2 台を設置していたが、パソコン自習室の 20 台を更新し 5 台を増設更新した。学生ホール 2 台および学習支援センターのパソコン 5 台についても合わせて更新した。情報処理教室以外のパソコンも情報処理教室と同じネットブートシステムへ統合することで、学生にとって統一された学習環境のシステムとなっている。

④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

両キャンパスの全ての建物、体育館、教室、各教職員室には学内 LAN が敷設されている。また両キャンパスの情報処理教室に設置されたパソコンは全て学内 LAN に接続され、ファイアウォールを経由して SINET へ接続されている。入学時に学生全員に電子メールアドレスが付与され、授業やオリエンテーションなどで電子メールの利用設定方法や注意事項の指導を行い、授業に限らず学生間や学生と教職員間の連絡に活用されている。本学園のメールシステムは Gmail を基盤としたシステムを採用しており、学内外や端末を問わず利用でき、授業や学業のみならず台風などの非常変災についても活用されている。また、教職員は学内 LAN へパソコンを接続し学園より配布された電子メールアドレスを利用して、授業及び教職員間の業務連絡を含めて各種業務を行っている状況である。

更に平成 30(2018)年度に情報システム委員会で無線 LAN システム構築について複数回の検討や業者選定発注作業を行い、平成 30(2018)年度末に無線 LAN システムが完了した。これにより、無線 LAN を利用できる環境が実現できた。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

教育課程及び学生支援充実のため、情報リテラシー（パソコンの基本操作、電子メール、セキュリティ、ワープロ・表計算・プレゼンテーション等）について、授業や CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS などの配布し情報活用技術の向上を図っている。さらに、教員が提出課題の状況をアップロードし、学生が自分の課題の提出状況を参照することができるようになっている。レポートを作成する際にも、インターネットを活用してレポート作成に必要な情報収集を行い学習活動に生かしている。九品寺キャンパスの情報処理に関する授業科目では、情報処理教室を開放し、放課後の時間等を活用し、自発的な利用を促すようにしている。また、ウェブサイトを通して、学内外を問わず学生が自主的に学習できるようなプログラム（学習支援システム）を作成・公開している。武蔵ヶ丘キャンパスでは、学内 Web ページに出席状況や課題提出状況、授業で使用する資料などを公開している。

3. 課題

総合生活学科では、学修支援センターに学力不足の学生を誘導する仕組みが不十分である。また、障がいを持つ学生等への対応についても、個々の事案に適合した対応を検討する必要がある。

食物栄養学科では、現状、殆どの学生が栄養士免許を取得している。さらに、例年 80%以上の卒業生が栄養士として就職しているように、教員は学習成果の獲得に向けた責任をしっかりと果たしていると考えている。今後は、少子化などの理由により意欲や能力に乏しい学生が多数入学してくることが予想される。さらに、平成 30(2018)年度から AO 入試を導入したことから、これまでとは異なる状況が発生してくる可能性もある。様々な背景を有する学生に対して、これまでのように学習成果の獲得に向けた責任をしっかりと果たしていくことが課題となる。基礎セミナー及び卒業セミナーの有効な活用とその検証を行う。

幼児教育学科では、学力的に厳しい学生や学習意欲の乏しい学生が例年みられることから、そのような学生の学習成果の獲得に向けてどのような方法が有効であるのか検討を行うことが課題である。

教務課の課題としては、平成 29(2017)年度認証評価で指摘を受けた「学修支援センターの全学的取り組みへの展開」への対応として、学修支援センターへの学力不足の学生を誘導する仕組みの構築が挙げられる。また、障がい有する学生等への対応についても、現行の補助的な学修では対応できないことから、新たな対応を検討する必要がある。成績評価について成績評価マトリックスを活用しているが、これは科目群の得手不得手を相対的に評価する仕組みとなっており、「学生がどの部分が理解できていないか」を抽出しうる評価システムの構築を別途検討する。

図書館では、ラーニング・コモンズといった能動的な学習の支援を行う環境を整備し、学習支援を進めていく。また、データベースや電子ジャーナル、電子書籍などの新たな情報源の提供を進める。

IT 化推進支援室では、平成 30(2018)年度末に、無線 LAN システムをセキュリティが高い形で構築したが、無線 LAN についての運用管理や使い勝手等について随時確認し、本学にとってセキュリティと利便性の両立を図ったシステムの構築を図る。

なお、平成 29(2017)年度認証評価での「シラバスでの資格、評価方法やオフィスアワー等に適性を欠く記述や欠落が認められる」との指摘については概ね改善されているが、新任教員や新規非常勤講師への周知が不十分であり、今後一層点検の強化に努める。

4. 改善計画

総合生活学科では、学力不足の学生を学修支援センターに誘導する取り組みを検討し、実施する。また、障がい有する学生等の対応についても、学修支援センターでの取り組みを検討する。

食物栄養学科では、意欲や能力に乏しい学生も含めた全学生に対して、学習成果の獲得に向けた責任を果たすこと等を目的として基礎セミナーの拡大を行ったが、今後に向けた課題抽出を学科会議で行っていく。また、卒業セミナーは、令和元(2019)年での初めての開講に向けて引き続き準備を進める。さらに、学力不足の学生を学修支援センターに誘導するために、ある程度強制力を伴った施策を行う予定である。

幼児教育学科では、学力的に厳しい学生や学習意欲の乏しい学生に対して教務委員会や学科会議において学習支援の在り方を検討し学習支援を進めていく。

教務課では、学力不足の学生に対する学修支援について、各学科から特定の学生を学修支援センターに誘導する取り組みを進めている。学修支援センターの仕組みのなかで、障がい有する学生等の対応について、学内で実態を調査し、現況把握に努める。成績評価の仕組みについては、学内での検討を進める。

図書館では、ラーニング・コモンズの整備と充実を継続的に進めていくとともに、専門資料や免許資格等取得のための資料の充実を図る。分館のバリアフリー化については、武蔵ヶ丘キャンパス全体の改修に合わせて段階的に対応することを計画している。また、新聞記事検索データベースの充実について、平成 30(2018)年度の試行実施の状況を踏まえ、平成 31(2019)年度から「ビジュアル版」への移行を行う。

IT 化推進支援室では、平成 30(2018)年度末に、無線 LAN システムをセキュリティが高い形で構築したが、無線 LAN についての運用管理や使い勝手等について随時確認し、本学にとってセキュリティと利便性の両立を図ったシステムの構築を図る予定である。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-B-2

基準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テーマ	基準Ⅱ-B	学生支援
区分	基準Ⅱ-B-2	学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
担当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。 (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。 (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。 (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

2. 現状

(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

総合生活学科では、入学手続き者に対して、12月に「課題レポート」の提出を求め、2月と3月に各1回「入学前スクーリング」を実施している。「入学前スクーリング」において、大学での授業や時間割の立て方、学生生活について解説し、4月からの大学生活をイメージさせると共に様々な情報を提供している。

食物栄養学科では、AO入試及び推薦入試の入学手続き者を対象とした「入学前スクーリング」を2月に実施している。そのなかで、大学での授業や時間割の立て方、学生生活について情報を提供し、入学前に準備・学習しておくべき内容について説明している。AO入試合格者に対しては、入学前に事前学習用テキストを配布し、郵送による課題の提出および学科教員による添削を実施している。

幼児教育学科では、AO入試及び推薦入試の入学手続き者を対象とした、「入学前スクーリング」を12月から3月にかけて実施している。そのなかで、大学での授業や時間割の立て方、学生生活について情報を提供し、入学前に準備・学習しておくべき内容について説明している。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

入学者に対し、入学式当日の入科式、4月初めに2日間の新入生オリエンテーションを実施している。学生便覧や新入生ガイドを利用して、「学生生活の手引き」「履修の手引き」や在学証明書等の「証明書の交付手続き」に基づいて、学科教員や教務課の事務職員から、学生生活、履修、事務手続き及び校舎・掲示板案内等の全体的な説明が行われている。

また、各学科では、入科式や新入生オリエンテーションの他に1年次前期開講の授業「基礎セミナー」において、CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS、フレッシューズガイドや幼教ノススメ等を用いて履修方

法等を詳細に説明している。

(3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法の周知や授業科目の選択のために、教員の指導によるオリエンテーションやガイダンスを行っている。

学科教務委員は、学生便覧や諸印刷物に基づいて、修学への心得、履修上のシステム、卒業に必要な単位数や講義概要（シラバス）による科目の授業内容の説明など、学生の履修計画における科目選択のためのガイダンスを行っている。また、これらは、各学科での資格取得や実習の在り方に合わせて学生の進路の目標に見合った学習方法や科目選択を周知するためのガイダンスとしても機能している。

その他にも、各学科では、入科式や新入生オリエンテーションの他に1年次前期開講の授業「基礎セミナー」において、CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS、フレッシュャーズガイドや幼教ノススメ等を用いて学習の動機付けを行っている。

(4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

学習成果の獲得に向けて、発行されている学習支援のための印刷物は、基本的に学生便覧、新入生ガイドブック（CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS、フレッシュャーズガイドや幼教ノススメ）及び時間割である。また、本学の公式ホームページでもシラバスを含め、学習支援のための新情報を適宜掲載している。

(5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

数学などの「基礎学力が不足している」学生については、実情に応じて多様な方法（個別指導や補習授業）で学習支援を行っている。教員は補習教育が必要な学生に対しては、オフィスアワー等を利用して指導を行うほか、特別課題等を課すなど、学生への個別指導を随時実施して対応している。平成29(2017)年4月に、基礎学力の不足している学生への指導などを行うため、大学と合同で、「学修支援センター」を開設した。

食物栄養学科では、1年次後期の2月に「特別講義」を開催し、2年次の校外実習に向けた準備と復習を実施している。加えて、「調理学実習Ⅱ」では調理技術が未熟な学生に対して、基礎的な包丁の使用方法、食材の切り方・扱い方や調理器具の使い方等の種々の項目について一定基準に達するまで実技補習を行っている。また、2年次の「給食管理実習Ⅱ（校外実習）」において、成績不良等により校外実習保留となった学生を対象に、漢字テスト、食材発注等の計算問題や専門用語の理解度テスト等の補習を実施し、基礎学力不足の学生に対する支援を行っている。

幼児教育学科では、基礎学力が不足する学生に対しては個々の教員による個人レッスンによる補習、実習記録等の添削指導、教務委員による個別指導、補習授業を行っている。

(6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

全学科共通の指導助言の体制として、学習上の不安や悩みを抱える学生が相談できるよう全教員がオフィスアワーを設定し、学習内容の疑問点、学習方法や課題作成等について細やかな指導助言を行っている。また、必要に応じて保健室の教員や心理カウンセラー、教務課、庶務会計課や学生支援課等と連携しながら対応を協議している。さらに疲労蓄積度調査が実施され、専門家による分析結果が学科にフィードバックされて指導に活かされている。

総合生活学科においては、学期毎に「基礎セミナー」「キャリアサポート」「キャリアサポート応用」や「卒業演習」というゼミ形式の必修科目を設置している。加えて、月1回程度の個人面談を実施しているほか、学習上の不安や悩みを抱える学生が相談できるよう全教員がオフィスアワーを設定し、学習内容

の疑問点、学習方法や課題作成等について細やかな指導助言を行っている。基礎学力の不足が学習意欲を低下させ、ひいては就学意欲の減退につながることもあり、個々の教員のみでの対応では困難であるため、福祉的な視点も導入して、総合的な学習・生活支援を行っている。また、学生生活の継続と学習成果の獲得を支援する「退学防止対策班」を設けており、必要に応じて保健室の養護教諭や心理カウンセラー、教務課、庶務会計課や学生支援課等と連携しながら対応を協議している。更に、保護者や外部（高校時代の担任等）との連携も図っている。

食物栄養学科では、担任が学生の学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を与えるシステムを構築している。これに加えて、オフィスアワーや各授業の開始前や終了後等に学生が気軽に質問できる時間を設けるといった対応を行っている。

幼児教育学科では、定期試験前に希望の学生を集め試験準備の相談会を開くと共に、再試験を2科目以上上抱えた学生に対して個別に面談を行い、その相談指導に当たっている。

(7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学では、通信による教育を実施していない。

(8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援の方策は、各学科の特性を反映した物となっており、全学科共通の施策は存在せず、各学科個別の対応となっている。

総合生活学科では、進度の速い学生や優秀な学生に対する学修上の配慮や学習支援については、難関合格である「公務員試験」や日本情報処理検定等への挑戦のための自主学習等を勧めることで対応している。

食物栄養学科では、専門教育科目に10科目の選択科目を開講し、優秀な学生に対して高度な教育内容を提供している。学生は、それぞれの進路や興味関心に応じて選択科目を受講し、一定の学習成果を獲得している。加えて、意欲のある学生がさらに学修を深められるよう、新たに取得可能な資格として「フードサイエンティスト」及び「食育指導士」を導入した。平成31(2019)年2月には熊本県から「食品衛生監視員・食品衛生管理者」養成校の承認を受けた。

幼児教育学科においては、得意な専門分野を持つ個性豊かな保育者を養成するために、特定の教科や分野について深く専門的に学ぶピーク制を採用しており、ゼミ形式の「専門研究Ⅰ」「専門研究Ⅱ」において学生たちは自分の得意な分野のゼミを選択し、それぞれの興味関心に基づき、知識・技能を伸ばすことができるよう指導している。速度の速い学生や優秀な学生に対しても、それぞれの能力に応じて課題を与え、さらに能力を高める指導を個人差に応じて行っている。

(9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

3学科ともに、協定に基づく慈済大学（台湾）及び仁徳大学校（韓国）との交換留学、短期語学留学を実施している。平成30(2018)年度は、仁徳大学校（韓国）への短期語学留学に、総合生活学科4名及び食物栄養学科2名の計6名が短期大学部から参加した。留学生の受け入れについては、これまでの実績はない。

(10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

学習成果の獲得状況の量的、質的データに基づいた学修支援方策として、平成29(2017)年4月に「学修支援センター」を開設して、基礎学力が不足している学生への学習支援に取り組んでいる。

総合生活学科では、「基礎セミナー」「キャリアサポート」「キャリアサポート応用」のゼミ形式の必

修科目において、基礎学力の向上のための授業内容を取り入れ、学科教員が工夫を凝らして学習支援に取り組むと共に、学習支援方策についても、定期的に学科会議に諮って点検している。

食物栄養学科においては、学生の学習成果の獲得状況について、GPA、成績評価マトリックス、就職率、大学編入学率、卒業率、栄養士免許取得率や栄養士実力認定試験結果などの量的・質的データに基づいて把握し、個々の学生に応じた学習支援方策を各教員が点検・実施している。また、平成 30(2018)年度は学科会議において教員同士の意見交換の機会を設け、点検を行った。

幼児教育学科においては、学生の授業への出席状況、単位修得状況を定期的に調査・集計し、その情報は担任、副担任、教務委員会、学科会議等に報告される。学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、教務委員会等で学修支援計画を作成し実施している。学習支援方策については定期的に点検を行い、改善に努めている。

3. 課題

平成 29(2017)年度認証評価で指摘を受けた「学修支援センターの全学的取り組みへの展開」への対応として、学修支援センターのより一層の効果的な運用が今後の課題である。また、AO 入試や自己推薦入試での入学者に対する入学前教育の時期や内容に検討が必要である。これに加えて、基礎学力が不足する学生や、校外実習に向けて課題を有する学生を対象とした補習授業等についても検討が必要である。さらに、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援方策について、定期的に点検する機会を設けるよう検討する。

食物栄養学科では、平成 31(2019)年度入試より AO 入試や自己推薦入試を開始し、AO 入試合格者を対象に「現状の(1)」に記述した入学前教育を実施した。今後は教育効果の検証とそれに伴う教育内容の検討が必要である。

4. 改善計画

教務連絡協議会等が中心となって、学修支援センターの効果的な運用法を検討し、実施する。

食物栄養学科では、「課題」にも記述した通り、AO 入試合格者対象の入学前教育の実施後の評価（教育内容の検討および教育効果の検証等）を学科会議等で行うよう検討する。令和元(2019)年度入学生を対象に、入学後すぐに基礎学力の確認テスト（化学・生物・数学）を実施し、点数が低い学生は学修支援センターの講座を受ける仕組みを作り、学修支援センターの積極的活用を図る予定である。進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援に関して、令和元(2019)年度より 2 年次後期に「卒業セミナー」を開講し、学生の得意分野や興味・関心のある分野の知識・技能を伸ばす指導を行う予定である。校外実習に向けて課題を有する学生には、実習に行くために必要な学力や調理技術の修得を目指す補習授業を検討する。学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援方策について、引き続き学科会議等で定期的に点検する機会を設ける。

幼児教育学科では、学科入試委員会や学科会議等で入学前教育の時期や内容の検討を進める。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-B-3

基準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テーマ	基準Ⅱ-B	学生支援
区分	基準Ⅱ-B-3	学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
担当	学生支援委員会、武蔵ヶ丘キャンパス学生支援課、九品寺キャンパス学生支援課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。 (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。 (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。 (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

2. 現状

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 学生の生活支援組織として、大学と短期大学部の教職員から構成される学生支援委員会を設置し、下部組織として各キャンパスに部会（九品寺キャンパス部会、武蔵ヶ丘キャンパス部会）を設置しており、審議事項に沿って適宜、キャンパス部会、両キャンパスの合同部会、そして全学の委員会を開催している。また、各キャンパスの事務部には、学生支援課を設置し、教職協働による学生生活の支援体制を整備している。
(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 学生の自治組織である学生会はキャンパスごとに組織され、各キャンパスの学生会が主催する新入生歓迎会、学園祭、スポーツ大会等の行事については、学生の主体性を尊重しながら、各種行事に教職員が参加し、運営等に関する助言を行っている。クラブ・同好会の数は多くないが、学科の特性を生かしたクラブ・同好会が、教職員の助言及び指導を受けながら活動している。クラブ・同好会の尚絅学園後援会による課外活動支援金及び学生会によるクラブ活動費については、学生支援委員会が関与することにより、適切に申請・配分・使用し、円滑なクラブ活動等の推進を支援している。
(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 九品寺キャンパスでは、1号館1階に学生食堂及びコンビニエンスストアが設置されている。4号館1階には尚絅サポートセンターと学生ホールを設置している。尚絅サポートセンターでは教科書や実習用品等、

コンビニエンスストアでは販売していない物品の取り扱いを行っている。学生ホールには、談話用のテーブル、椅子を設置するとともに、自習用の個人机、パソコン（10台）、給湯器、電子レンジ等も設置している。九品寺5号館地下1階には、学生ロッカー室を設置し、学生1人につき1台を貸与している。

武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学と共用の学生ホールに学生食堂を設置している。学生ホールには自由に使えるパソコン（2台）、給湯器、電子レンジ等も設置している。さらに短大3号館に短期大学部専用の学生ホールを設置し、談話用のテーブル、椅子、電子レンジ（2台）、電気ポット（2台）等も設置している。短大2号館の横には、学生ロッカー室も設置し、学生1人につき1台を貸与している。

（4） 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。

学生寮に関しては、武蔵ヶ丘キャンパスに隣接した場所に如蘭学寮を設置している。学生寮には武蔵ヶ丘キャンパスの学生以外に九品寺キャンパスの学生も入寮しており、九品寺キャンパスの学生は、バスやJRを利用して通学している。寮費は月額19,000円で、食費は月額28,800円（1日3食）である。このほかに冷暖房費が年額4,000円必要となる。なお、寮費に対しては後述のとおり免除制度も設けている。その他、熊本地震に際しては、自宅に居住することができない等の学生に対して特別に入寮を許可し、特別入寮生には入寮日から3か月の間、入寮費40,000円、寮費19,000円の免除を行った。

その他にも、九品寺キャンパス近隣に民間会社が運営する食事付きマンションを、セキュリティ面を配慮して法人がフロアごと借り上げ幹旋をしている。月額利用料は65,000円（朝夕2食つき、日曜祝日除く）で、学園の補助により一般の利用者の半額程度で利用が可能となっている。

（5） 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

通学バスについては、平成30(2018)年度より尚綱学園のシャトルバスを武蔵塚駅、武蔵ヶ丘キャンパス、九品寺キャンパス、熊本駅間において運行を開始した。さらに、武蔵ヶ丘キャンパスについては、日照時間が短い11月～2月にかけて、学生の下校時の安全確保のため、予約者のみ最寄りの駅までタクシーによる送迎を行っている。タクシーの運行は最寄り駅の運行ダイヤに合わせて設定しており、予約も学生のニーズに合わせ、メール等でも受け付けている。

両キャンパスとも、学生数に見合った駐輪場を学内に整備しているが、学生向けの駐車場を学内に整備はしていない。ただし、公共交通機関による通学が困難な学生に対しては敷地外の駐車場を契約することを条件に自家用車通学を認めている。また、身体上の理由により自家用車以外での通学が困難と判断される学生については個別に配慮を行っている。

（6） 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

入学時に優れた学生は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部奨励奨学金規程」に基づき、給付型奨学金が給付される。家計の急変等により授業料の納付が困難となった学生は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部授業料免除規程」に基づき、授業料の免除を申請できる。また、武蔵ヶ丘キャンパスにある如蘭学寮に入寮を希望する入学者で、一定の要件を満たした場合は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における如蘭学寮の寮費免除規程」に基づき、寮費が免除される。

一方、本学に姉妹で入学する場合は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における姉妹への入学金免除規程」、また、併設の尚綱高等学校から特別推薦により入学する場合は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における尚綱高等学校からの特別推薦入学者に対する入学金免除規程」に基づき、入学金の一部が免除される。このほかにも、留学を希望する学生には「尚綱大学・尚綱大学短期大学部海外留学奨学金規程」により奨学金が支給される。

（7） 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

各キャンパスの保健室に養護教諭一種免許状取得者を配置し、学生の健康相談、心的支援等を行ってい

る。各キャンパスともカウンセリング室を設置し、臨床心理士の有資格者によるカウンセリングの機会を毎週木曜日の11時から13時に設けている。

学生の健康管理、心的支援に対しては、学科独自の取り組みも行われている。総合生活学科では、学科教員3人からなる退学防止対策班が定期的に連絡会議を開いて対応を協議しているほか、入学時の提出書類の1つである保健調査票の内容を学科内で共有し、支援や配慮の必要な学生への対応に活用している。幼児教育学科では、学科教員及び養護教諭によって構成される特別支援委員会を設置し、学生生活において支援が必要な学生の情報の共有化と対策を検討し、そこで議論された内容及び結果については、学科会議で報告を行っている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するために、毎年8月、「学生生活に関する実態調査」を大学と短期大学部の学生を対象に実施している。集計結果については、結果分析とともに、学生及び教職員に公表している。特に自由記述における学生からの意見や要望については、その全てについて、該当する学科又は事務担当課が回答を行っている。今年度からは学科ごとの対応にばらつきが生じないように、全学統一のルールを設けて回答や分析が実施されている。

このほかにも、意見箱を学生ホールや学生食堂に設置して、学生の意見や要望の聴取に努めている。意見箱に投書された意見については、毎月開催される学生支援委員会の各キャンパス部会において対応が検討され、その結果は掲示板において公表される。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

留学生の学習（日本語教育等）については、学則第10条第2項において、「外国人留学生に対して日本語科目を開設」する旨定めるとともに、学則第11条第2項別表第4において、外国人留学生の特別履修科目として、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」を設けているが、近年、外国人留学生の入学者の受け入れはない。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人学生の学習を支援する体制については、社会人入試により社会人を受け入れるとともに、入学前の既修得単位の認定を行っているほか、科目等履修生及び聴講生に関する規程を定めるなど、社会人に対し学習の機会を提供している。また、平成30(2018)年1月から「専門実践教育訓練講座」の指定を受け、一定の就労経験のある入学生に対して経済的支援をおこなっている。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者の受け入れにあたっては、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における障害をもった学生の修学の支援要項」を定め、身体や聴覚に障がいを持った学生を受け入れてきた。また、施設設備の全面バリアフリー化は多額の費用を要するので、障がいを持った学生が入学する都度、障がいの度合いに応じて必要な措置を講じている。なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」第6条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）」が策定されたことに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を制定し、平成28(2016)年4月1日に施行している。上述の「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における障害をもった学生の修学の支援要項」はこれに伴い廃止された。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

長期にわたる教育課程の履修として、学則第21条第1項において、「学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を

申し出たときは、教授会の議を経て、短期大学部部長は、その長期にわたる計画的な履修を許可することがある。」と規定するとともに、同条第2項において「長期にわたる教育課程の履修に関する規程は、別に定める。」と規定し、「尚綱大学短期大学部における長期履修に関する規程」において長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定めている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

学生の社会的活動については、ボランティア活動に関する調査・研究及び情報の収集・発信を行うとともに、学生のボランティア活動の支援を行い、地域社会へ貢献することを目的に、平成26(2014)年度に尚綱ボランティア支援センターが設立された。ボランティアに関する情報は、大学ホームページに設けられた尚綱ボランティア支援センターの専用ページから、随時発信されている。総合生活学科では、学生の積極的な地域活動・地域貢献を目指して、「ボランティア実習」（専門教育科目・選択）を1年次前期に開講している。

3. 課題

クラブ・同好会活動については、学生の主体的活動は活発であるとは言えないため、クラブ・同好会活動の活性化が課題である。

4. 改善計画

サークル活動に関しては、今年度の学生支援委員会において、その活性化策を検討する。

社会人学生の学習を支援する体制に関しては、長期履修制度を機能させるための検討・整備を教務連絡協議会及び学生支援委員会で引き続き行う。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅱ-B-4

基 準	基準Ⅱ	教育課程と学生支援
テ ー マ	基準Ⅱ-B	学生支援
区 分	基準Ⅱ-B-4	進路支援を行っている。
担 当	就職支援委員会、就職課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

2. 現状

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

本学では就職支援のために、併設の大学と短期大学部の合同による就職支援委員会を設置するとともに、その下部組織として大学就職支援部会と短期大学部就職支援部会を設置している。また、平成 29(2017)年度には教職協働のハブ組織として就職・進路支援センターを開設し、一層の支援体制の強化に努めている。

就職支援委員会及び部会は就職・進路支援センターと協力のもと、夏季と春季の年 2 回開催される「キャリアガイダンス」、事業所の人事担当者と大学側との交流を目的とした「就職懇談会」、就職対策講座の企画・実施、『就職のてびき』の作成等、就職支援のための様々な活動を行っている。

また、各学科においても就職支援のための様々な活動が行われている。総合生活学科では、全教員がゼミ形式科目の「キャリアサポート応用」を担当し、毎月 1 回の学生面談を実施して就職支援や生活指導に取り組んでいる。この他、2 年生の就職活動状況一覧表を定期的に作成し、学科内での情報共有を行い、就職・進路支援センターとも連携を図りながら、就職支援の強化にあたっている。

食物栄養学科では、就職支援委員 2 人が卒業年次の担任 2 人や管理栄養士資格を持つ教員とともに、学科に直接寄せられる求人案内なども含めて情報共有をしながら随時就職支援を行っている。前期は必要に応じて適宜、後期は毎月末に学科会議やメール等で状況報告をしている。

幼児教育学科では、学科内で 5 人の教員と就職課員からなる就職支援委員会を組織し、卒業年次の主担任 4 人と実習委員 1 人の教員を交えて、月 1 回の幼児教育学科就職支援委員会を開催している。この中で、学生個々の就職活動状況について情報を共有し、指導方針についての検討を行うことで、教員間の共通理解を基盤にした個人指導につなげている。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

本学では、就職支援体制の拡充を目的に、平成 29(2017)年度から新たに九品寺キャンパスに就職・進路支援センターを開設した。その下で各キャンパスに就職課を置き、平成 30(2018)年度は九品寺キャンパスに 5 人（内 3 人は学生支援課兼務）、武蔵ヶ丘キャンパスに 5 人（内 1 人は学生支援課兼務）の人員を配置し、支援に当たっている。なお、就職課長と就職課長補佐は両キャンパスを兼務し、就職課長は就職・進路支援センター事務室長を兼務している。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

食物栄養学科では、就職支援を目的とした正課外の「就職指導」を2年次前期・後期に、幼児教育学科では2年次前期に実施した。また、就職・進路支援センターでは、各学科の協力を得て、就職筆記試験対策の一環としてWeb試験対策勉強会を実施した。この他、平成29(2017)年度年度に引き続き、有料の「就職筆記試験対策講座」を九品寺キャンパスで実施するとともに、新たに有料の「日商簿記検定3級講座」を開講した。

(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

総合生活学科では、卒業演習ゼミの担当教員が年間を通して学生の動向把握に努め、2年生全員の就職状況一覧を作成した上で、就職未内定者への個別支援に重点的に取り組んでいる。また、卒業後も、就職・進路支援センターと情報を共有しながら、未就職者への有効な就職支援を行っている。

食物栄養学科では、2年生全員の就職活動が把握できるよう受験先や結果に関するデータを作成し、学科で共有している。特に就職活動が活発になる2年次後期より、就職支援委員から学科長及び卒業年次の担任へ就職活動状況を1ヶ月ごとにメール配信し、就職支援に活用している。また、このデータは集計分析を行い、1年次後期開講の「キャリア教育」と2年次前期開講の「就職指導」において、就職活動を行う際の参考資料として、在学生に提供している。

幼児教育学科では、2年生全員の就職活動が把握できるよう、希望状況、受験先や結果に関するデータを作成し、幼児教育学科教員及び就職課職員が情報を共有して支援に活用するとともに、在学生の就職活動の参考資料として、1年次後期開講の「キャリアデザイン」及び2年次前期開講の「就職指導」において、前年度の就職情報統計資料を提供している。また、卒業後の就労状況についても把握に努め、卒業生の相談にも随時応じることによって早期離職防止に取り組んでいる。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

総合生活学科では、平成30(2018)年度は最終的に進学または留学をした学生はいなかったが、進学等の希望に対しては個別面談等により支援を重ねた。

食物栄養学科においては、毎年10人前後の学生が進学を希望することから、進学支援として、正課外で行われる「就職指導」の中に試験対策や面談対策を組み込んでいる。また編入した卒業生と、編入を希望する在学生の座談会も実施している。平成30(2018)年度は、併設大学へ6人の編入学が決定した。

幼児教育学科では、4年制大学等への進学・編入を希望する学生に対して、前期後半の「就職指導」における支援や個別対応による支援を行っているが、結果として進学者はいなかった。

本学における平成31(2019)年3月卒業生の進学状況は以下のとおりである。なお、進学先として海外へ留学した学生はいなかった。

平成31年3月卒業生の進学状況

学 科	進学者数
総合生活学科	0人
食物栄養学科	6人（内併設大学編入6人）
幼児教育学科	0人

3. 課題

総合生活学科の課題は、学生の希望に沿った業種や職種の中から、ワークライフバランスの実現が可能な事業所と学生を結び付けること、引いては、早期退職の防止に繋げることである。

幼児教育学科では、2年次に正課外で開講される「就職指導」の出席率が回を重ねるに従って低下しており、その向上が課題である。

4. 改善計画

総合生活学科では、課題解決に向け、学科会議で学生一人ひとりの希望と受験先等の現況を確認し、就職・進路支援センターと連携して必要に応じて個別面談を行ない、新たな受験先の提案や受験先変更のアドバイスを行う。

幼児教育学科では、平成 31(2019)年度より、2 年次前期に開講される「就職指導」を、これまでの正課外から、必修科目へと扱いを変更し、名称を「キャリアトレーニング」とすることになっており、これによって出席率と学習成果の向上を図る。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅲ 教育資源と財的資源**基準Ⅲ-A 教育の効果****基準Ⅲ-A-1**

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-A	人的資源
区 分	基準Ⅲ-A-1	学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
担 当	短期大学部教務委員会、総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス庶務会計課、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。 (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。 (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

2. 現状

(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 本学は総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の三学科で構成されており、各学科の教育目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員組織を編成している。 (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 学校教育法第92条第1項に基づき、学長、教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。 令和元(2019)年5月1日現在における専任教員数は、【表Ⅲ-A-1-1】に示すとおり、短期大学設置基準第22条に定めるところの必要専任教員数及び必要専任教授数を十分に満たしている。
--

【表Ⅲ-A-1-1】教員組織の概要（令和元年5月1日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計				
総合生活学科	2	2	1	2	7	4		2	
食物栄養学科	3	3	1	1	8	4		2	
幼児教育学科	5	9	0	3	17	10		3	
（小計）	10	14	2	6	32	18		7	
〔その他の組織等〕	—	—	—	—	—				
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							5	2	
（合計）	10	14	2	6	32	23		9	

（3）専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

専任教員の職位については、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」及び「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」に教授、准教授、講師、助教の資格要件が定められている。採用にあたっては、これらの資格要件を有すると認められる者のうちから、短期大学部教授会及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会の議を経て学長が選考し、理事長が採用を決定する。また、昇任にあたっては、これらの資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会の議を経て候補者を選考し、理事長が昇任を決定する。以上のことから、本学の専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それらはホームページにおいて公表している。

（4）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科のすべての学科において、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、体系的に教育課程を編成するとともに、主要な授業科目については可能な限り専任教員が担当し、それ以外の授業科目についても、兼任教員や兼任教員などの非常勤教員を担当とした方が教育効果を望める場合を除き学科の専任教員が担当となるよう配慮している。

（5）非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

非常勤教員の採用は学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守して非常勤講師委嘱計画を作成し短期大学部教授会にて承認している。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

総合生活学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて実習助手 1 名を配置している。実習助手は、実験実習や演習授業の準備や後片付け、実習・演習の指導補助、クラス指導主任（担任）の補佐、資料等の準備や整理に従事するほか、学科の事務的処理や学内行事における業務の分担などの重要な役割を担っている。

食物栄養学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、実習助手 3 名を配置している。実習助手は、実験・実習の準備・後片付け、指導補助、クラス担任の補佐、学科会議等での資料の準備・整理、校務の補助や学生に対する個別相談等、学科運営に係る多くの業務に従事している。

幼児教育学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて実習助手 2 名を配置している。実習助手は授業の準備、補助、後片づけ、実習関係の資料等の準備や整理、事務的処理に従事するほか、学科の事務的処理や学内行事における業務分担、学生の相談支援等を行い、学科の教学運営の重要な役割を担っている。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

教員の採用については、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」（以下、「教員採用選考規程」という。）に基づき、適正に行われている。選考方法及び手順については、同規程第 8 条に以下のとおり詳細に定められている。

（選考方法及び手順）

第 8 条 教員の採用の必要が生じた場合は、学長は学科の現状及び将来計画に基づき、教育研究領域、職位、採用予定年月日等の基本方針について理事長と協議の上、評議会の議を経て短期大学部部長（以下「短大部長」という。）に教員の選考を指示する。

2 選考に当たっては公募制を採用する。但し、特別な事由がある場合はこれによらず選考を行うことができる。

3 短大部長は、学長と協議の上、前々項の選考の基本方針に基づいて次の各号に関する選考基準及び選考方針を定め、教授会に教員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 選考する教員の職位
- (2) 教育研究分野及び担当する授業科目
- (3) 採用予定年月日
- (4) 募集方法等の選考方法
- (5) 選考日程
- (6) その他必要な事項

4 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 短大部長
- (2) 学科長
- (3) 選考する教育研究分野と同じ、又は関連する分野の教授 2 名
- (4) 選考する教育研究分野と関連しない分野の教授 1 名又は 2 名
- (5) 大学事務局長
- (6) その他学長が必要と認めた者で、尚絅大学の教授又は学外の専門家 5 委員会に委員長を置き、短大部長が指名する。

6 委員会は、委員以外の教員を出席させて意見を聞くことができる。

7 委員会は、教授会の決定に従い公募要領等を作成し、応募者の学歴、教育研究歴、教育研究業績等に関する書類審査を経て、原則として複数の応募者について面接等を行い、候補者 1 名を選考し、履歴書及び教育研究業績表を添えて選考結果報告書を教授会に提出する。

8 教授会は、教授のみの出席により委員会の選考結果報告書等に基づき審議し、その可否を決定する。

委員会報告に対し、異議又は疑義が提出されたときは、委員会による再審査とその報告に基づき再審議し候補者を決定する。

9 短大部長は、教授会の選考結果を学長に報告する。

10 学長は、教授会が選考した候補者に対して他の理事 1 名以上とともに面接を行い、評議会の議を経て最終候補者を選考し、理事長に上申する。

11 理事長は、学長の選考結果報告及び面接を行った理事の報告に基づき採用の可否を決定し、学長に通知する。

教員の昇任については、「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」に基づき、適正に行なわれている。教員の昇任が必要であると認められた場合は、学長は短期大学部評議会の議に附し、短期大学部部長に昇任選考を指示する。選考方法については同規程第 7 条に以下のとおり詳細に定められている。

(選考方法)

第 7 条 学長は、短期大学部部長（以下「短大部長」という。）と協議の上、教員の昇任が必要と判断した場合は、理事長との協議を経て、評議会に附議し、短大部長に昇任選考を指示する。

2 教授会は、昇任選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 短大部長

(2) 尚絅大学短期大学部及び尚絅大学の教授 4 名

(3) キャンパス事務部長 1 名

(4) その他学長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、短大部長が指名する。

5 委員会は、候補者の履歴書、教育・研究業績書及び「尚絅学園大学教員人事評価規程」の評価結果を用いて選考を行い、教授のみが出席する教授会に選考結果を報告する。

6 教授会は、委員会の選考結果報告書、候補者の履歴書及び教育・研究業績書に基づき昇任の適否を審議決定する。委員会報告に異議又は疑義が提出されたときは、委員会による再審査とその報告を受けて再審議し、適否を決定する。

7 短大部長は、学長に選考結果を報告する。

8 学長は、評議会の議を経て、昇任最終候補者を選考し、理事長に上申する。

3. 課題

各学科とも短期大学設置基準に定められている必要専任教員数を満たしているが、教員の年齢構成のバランスが偏った学科もみられる。以前に比べると改善されてきているが、今後も年齢構成の偏りを是正することが課題である。また、総合生活学科においては合理的配慮の必要な入学生の割合が増加してきており、実習助手としての補助教員 1 名では、学科のカリキュラム・ポリシーを確実に実現させることは難しくなっている。幼児教育学科においても、教員の新規採用に関しては年齢構成等のバランスを勘案した採用選考を進めることが課題である。

4. 改善計画

教員の新規採用に関しては学科の年齢構成のバランスを勘案した採用選考を行うことを各学科、教員採用選考委員会が検討を進める。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅲ-A-2

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-A	人的資源
区 分	基準Ⅲ-A-2	専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。
担 当	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科、研究推進委員会、SD・FD委員会、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス庶務会計課、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課、大学企画室	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。 (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。 (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。 (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。 (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。 (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。 (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。 (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。 (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。 (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

2. 現状

「1. 自己点検・評価のための観点」の順番に沿って現状を記述してください。 ※記述の根拠となった資料を必ず明記してください。 ※自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。
(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 本学の各学科には、それぞれの学科の教育目的を達成するために専任教員を配置しているが、なかには他の学科及び併設の尚絅大学の授業を兼任する教員も含まれている。 各教員はそれぞれ教育研究分野に関係のある学会の会員となり、それぞれの学会に出席し、学会での発表や学会誌での論文発表を行っている。各教員の研究成果は、所属学科及び大学全体の教育目的の達成や授業の質の向上に寄与している。したがって、専任教員の研究活動は、学科の教育課程・実施の方針に基づいて成果をあげている。
(2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。 大学ホームページの「教育研究活動等の情報についての情報公表（短大）」のなかに、「修学上の情報等」として「教員組織、各教員が有する学位及び業績」を各学科ホームページにリンクさせて公表している。

また、本学ホームページの各学部学科紹介のページに「教員一覧」を設け、各教員の研究業績を公表している。

(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

平成 30(2018)年 5 月 24 日現在の科研費等外部研究資金の申請・獲得状況は「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 外部研究資金申請・獲得状況」（研究推進委員会資料）の通りである。

短期大学部 3 学科の平成 30(2018)年度の申請及び獲得状況は次の通り。

総合生活学科	科研費	申請 1 件	採択 0 件	現在獲得 1 件
	その他	申請 1 件	採択 0 件	現在獲得 0 件
食物栄養学科	科研費	申請 1 件	採択 0 件	現在獲得 2 件
	その他	申請 1 件	採択 0 件	現在獲得 0 件
幼児教育学科	科研費	申請 3 件	採択 1 件	現在獲得 3 件
	その他	申請 0 件	—	現在獲得 0 件

(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規定
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等に関する不正防止計画
- 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程
- 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等に係る間接経費の取扱要項
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程
- コンプライアンス教育実施要領
- 責任体系
- 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の取扱要項
- 通報窓口
- 相談窓口
- 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程
- 研究活動の不正行為不正使用通報窓口対応者一覧
- 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部共同研究規程
- 尚絅大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部動物実験規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部遺伝子組換え実験安全管理規程
- 尚絅大学・尚絅大学短期大学部生命倫理規程

(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

本学は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会規程を制定し、その第 3 条に委員会の審議事項を定め、第 1 項に「研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること」を掲げている。

また、尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程第 4 条にコンプライアンス推進責任者の配置を定め、「不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する」こととしている。

これに基づき、「コンプライアンス教育実施要領」及び「研究倫理教育実施要領」を策定し、これらの要領に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に行っている。また、平成 30（2018）年度 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等に関する不正防止計画の実施状況（研究倫理委員会資料）により、研究倫理委員会で実施状況を確認している。

(6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

本学は併設の尚絅大学とともに『尚絅大学研究紀要』を毎年度1冊刊行している。

平成30(2018)年度は{A. 人文社会科学編, B. 自然科学編}として第51号を発行した。短期大学部教員は論文3編及び資料1編を発表した。また、尚絅子育て研究センターは毎年度『児やらい』を幼児教育に関する研究成果及び同センターの授業報告を掲載し、研究活動と研究成果を公表している。平成30(2018)年度には第15巻を刊行し、論文10編、研究ノート1編及び実践報告3編に加えて公開シンポジウム報告2編と事業報告を掲載した。

(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

助教以上の専任教員には全員個室の研究室を与えており、助手については助手室を整備している。

(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

専任教員は、勤務時間のうち授業、会議、入試・オープンキャンパス等の校務やオフィスアワー等の学生の指導に当たる時間のほかは、教員みずからの裁量によって授業の準備または研究のいずれにも充てることができる。また、研究費として、基盤研究費・特別研究費が措置されている。これにより学外での調査研究や学会への出席等が可能で、教員の研究・研修等の時間は保証されている。

(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

専任教員の留学に関連する規程としては、職員就業規則第51条の休職事由において「在職のまま理事長から留学を命ぜられたとき」の項目があり、専任教員が留学を希望する場合は、申請により理事長が留学を命ずることとなっている。

専任教員の海外派遣及び国際会議出席に特化した規程は制定していないが、尚絅学園旅費規程に則り海外出張の場合は、同規程第6条第1項第1号に規定する日当、宿泊料を支給し、海外研修の場合は、同規程第6条第1項第3号に規定する日当、宿泊料を支給することとしている。

(10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。**①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。**

併設大学と合同でSD・FD委員会及びFD推進部会を設置し、授業・教育方法の改善に取り組んでいる。具体的なFD活動として、(1)学生による授業改善アンケート、(2)オープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）、(3)FD研修会を実施している。

(1) 授業改善アンケート

平成30年度の授業改善アンケートは、前期及び後期の中間期での実施に加え、終了時期にも任意で実施した。それらの結果を各担当教員へフィードバックし、改善報告書の提出を義務づけ、アンケート結果とともに、一定期間、学内Webにて全教員・学生に公開している。

(2) オープンクラス・ウィーク

教員が相互に授業を参観し授業方法を学び合う目的で、オープンクラス・ウィークとして後期に公開授業の期間を設けて授業の公開を行った。参観レポートの各授業担当者へのフィードバックだけでなく、大学企画室作成による報告書の教員への公表によって、他の授業公開者から学ぶべき事項についても周知することができ、教授能力の向上と組織的教育の確立に役立てられている。

(3) FD研修会

第1回FD研修会では、「良い授業を創るために - 授業の中で工夫していること -」をテーマにした専任教員2人による模擬授業とグループ・ディスカッションを実施した。第2回FD研修会では、「シラバスの書き方について」をテーマに、専任職員による説明を行なった。

(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している

総合生活学科では、教員は学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携しており、学生の学習効果の獲得が向上するように学科教務担当や教務課が提供する学生の成績データや出席データなどを効果的に活用して、学生指導を行っている。また、学生支援課が提供する学生の心身面に関するデータ等を学生相談や学生指導の際に活用して、学習成果の向上に努めており、常に学内の関係部署と連携している。

食物栄養学科では、教員は入学時または学期開始時のオリエンテーションやガイダンスでの各種説明、クラス編成、シラバス作成及び資格の導入に係る調査・手続きとそれに伴う学則の変更等において教務課と連携して学生の学習成果向上を目指している。また、次年度以降、数学、化学や生物が苦手な学生を基礎セミナーの際の基礎力テストで抽出し、個別指導を通して学修支援センターの利用を強く促すことを学科会議において決定した。

幼児教育学科では、教員は教務課が提供する学生の成績データや出席データ又は学生支援課が提供する学生の心身面に関するデータ等を通して学生の学習成果の獲得が向上するように努めている。

3. 課題

平成 29(2017)年度認証評価では、専任教員の中にウェブサイト上で教育研究活動に関する情報公開をしていない教員がいる旨指摘を受け、改善を要求された。現状、専任教員は、ウェブサイト上において「教育研究活動等の情報についての情報公表（短大）」のなかに、「修学上の情報等」として「教員組織、各教員が有する学位及び業績」を各学科ホームページにリンクさせて公表し、本学ホームページの各学部学科紹介のページに「教員一覧」を設け、各教員の研究業績を公表することとしており、現時点では全員が情報公開しているが、引き続き、情報公開漏れがないように注視する。

FD 活動におけるそれぞれの取組みは定着しつつあるが、さらなる改善を求める意見も踏まえて今後も工夫を継続する。平成 30(2018)年度は前後期とも中間期にも授業改善アンケートを実施した。その他の取組みにおいても参加者からの意見を参考にしつつ、授業・教育方法の改善に向けた継続的な FD 活動を推進する。

専任教員は学内の関係部署から提供されるデータ等を活用して学生の学習成果の獲得が向上するよう努力をしているものの、さらに学習成果を向上させるためには、関係部署とのコミュニケーションの強化と学生に関する情報の共有に努めることが必要であることから、専任教員と学内の関係部署との連携のさらなる強化が課題である。また、学修支援センターについては、学生に対してその利用を促してはいるが、実際には授業以外の学習（特に苦手科目）に消極的な学生が多いのが現状である。そのような学生を如何にして学修支援センターに赴かせるかが課題である。

4. 改善計画

専任教員の情報公開については、引き続きその内容を点検する体制を整え、情報公開に不備がないよう留意する。

令和元年(2019)度には、研究推進委員会において外部研究資金獲得のための支援、研究設備・研究機器の計画的整備や研究時間確保のための方策について検討を行い、国際交流委員会等において留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の制定について、その必要性も含めて検討を行う。

学生の学習成果獲得の向上については、引き続き令和元年(2019)度も各学科の教務委員、学生支援委員、実習委員及び特別支援委員等が中心となり、各関係部署との連携強化に努める。また、今学期末までに当該学期における学修支援センターの利用状況を把握し、各学科会議等で利用率向上に向けた対策を検討する。食物栄養学科では、数学、化学や生物が苦手な学生を基礎セミナーの際の基礎力テストで抽出し、個別指導を通して学修支援センターの利用を強く促す予定である。その上で、学修支援センターの利用状況

を把握し、学科会議等で利用率向上に向けた対策を引き続き検討する。

FD 活動についても、学生の要望やアンケートの結果を踏まえ、令和元年度は前期・後期、それぞれの間期と期末での実施に向けた検討を授業改善ワーキンググループが中心となっていく。オープンクラス・ウィーク及び FD 研修会の実施についても、参加者からのアンケート結果も参考にしながら、FD 推進部会委員からなるオープンクラス・ウィークワーキンググループ及び企画・広報ワーキンググループが主体となり効果的な実施計画の策定を行い、今後も効果的な FD 活動を推進させていく。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅲ-A-3

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-A	人的資源
区 分	基準Ⅲ-A-3	学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
担 当	SD・FD委員会、危機管理委員会、情報システム委員会、総務課、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス庶務会計課、武蔵ヶ丘キャンパス教務課、九品寺キャンパス教務課、大学企画室	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 事務組織の責任体制が明確である。 (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。 (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。 (4) 事務関係諸規程を整備している。 (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。 (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。 (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。 (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。 (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

2. 現状

(1) 事務組織の責任体制が明確である。 事務組織については、「尚綱学園事務組織規程」において、事務組織、事務分掌及び職制について詳細に規定し、「決裁権限規程」において、それぞれの職位ごとの権限を限定しており、責任体制は明確である。法人に学園事務局を置き、大学及び短期大学部に大学事務局を、併設の高等学校及び中学校並びに短期大学部附属のこども園に事務室を置いている。学園事務局には総務部を置き、その下に総務課及び経理課を置いている。大学事務局には、各キャンパス事務部に庶務会計課、教務課、学生支援課、就職課、入試課及び図書館をそれぞれ設置している。また、IR機能を備えた大学企画室のほか、学修支援センター事務室、就職・進路支援センター事務室、入試センター事務室には、それぞれに事務所管を定め、責任の明確化を図っている。 (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。 大学事務局は、大学と短期大学部共通の事務組織を有するが、事務職員は、学校教育法、大学設置基準、短期大学設置基準等、担当業務に関連する関連法規及び周辺法規を把握し業務を遂行しているほか、学内外の各種研修会・勉強会等に積極的に参加し、専門性を高めている。 (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。 適切な事務組織の下、上長に対し意見具申が可能な風土の醸成に加え、事務部門会議等で課題や問題点等を協議検討するほか、毎年度「自己申告書」を提出させ、その能力・適性を見極めつつ、人事異動等に活用している。
--

(4) 事務関係諸規程を整備している。

事務関係諸規程については、以下の規程を整備し、業務を遂行している。

- ・職員就業規則
- ・尚絅学園教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程
- ・事務組織規程
- ・決裁権限規程
- ・経理規程
- ・経理規程施行細則
- ・固定資産及び物品調達規程
- ・固定資産及び物品管理規程
- ・資金運用管理規程
- ・旅費規程
- ・旅費規程取扱要領
- ・職員等の自家用車等による出張取扱要綱
- ・在勤地内出張旅費規程
- ・赴任旅費規程
- ・外部資金取扱規程
- ・個人研究費規程
- ・文書取扱・管理規程
- ・公印取扱規程

(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

学園事務局、大学事務局等のいずれも、執務に必要なかつ十分なスペースを確保し、パソコンも一人一台を配備し全ての建物に学内LANを敷設、インターネットに接続可能な環境を構築している。また、業務遂行上必要な事務機器についても、効率性・有効性を判断し必要に応じて配備している。

(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

本学園の様々な危機に対しては、危機管理委員会を設置しているほか、危機管理に関する諸規程を制定し、危機管理体制を整備している。また、防災・減災の観点から災害用備蓄、施設設備の拡充についても計画的に取り組んでいることに加え、緊急時連絡態勢として、学生へは教務システムの活用、教職員へは「安心・安全メール」を導入し適切に機能している。更に、防災面では、法令に従い消防設備等点検を行い、火災避難訓練を少なくとも年1回行っているほか、全学の学生・生徒・園児・教職員参加による地震を想定した避難訓練やシェイクアウト訓練も実施している。防犯面では、教職員の顔写真登録による守衛室での認証の徹底などの対策を講じている。

情報セキュリティ対策については、学内ネットワークと外部ネットワークとの境界に、ファイアウォールを設置し、外部ネットワークからの攻撃を防御するとともに、教職員が有する全てのパソコンにウィルス対策ソフトをインストールしている。また、情報システムについては、ハード・ソフト両面において情報システムに関する基本方針や規程等を整備し、本学園の情報システム態勢を構築している。

(7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28(2016)年3月31日に公布され、平成29(2017)年4月1日から施行されたことに伴い、本学では、平成30年(2018)年4

月 1 日より従来の FD 評価委員会を SD・FD 委員会及び自己点検・評価委員会に組織変更し、SD・FD 委員会の下部組織として SD 推進部会及び FD 推進部会を設置し、各々委員会規程、部会規程を整備した。

SD 推進部会規程では、(1) SD の実施計画の策定に関すること、(2) 大学運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための諸施策の企画及び実施に関すること、(3) その他 SD の推進に必要なことを審議事項とし、平成 30(2018)年 3 月 12 日開催 SD・SD 委員会において当年度年間計画（案）について審議し承認を得た。同(2018)年 4 月 20 日開催 SD 推進部会においては、当年度の実施方針及び活動計画（案）、当年度年間計画（案）を審議した。その後、年間計画に基づき、学外研修会に取組み、研修会に参加した職員はその成果を自らの職務に活かし、教育研究活動等の支援に繋げている。

(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、平成 26(2014)年度から「提案制度」を導入し活用している。本制度は、年度内 2 回の応募期間を設け、業務の見直しや事務処理の改善を実施しているほか、事務職員のモチベーションの向上につながっている。平成 30(2018)年度は第 1 回の応募が無かったが、第 2 回の応募に 2 件が提案された。

(9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

事務職員は、学生の成績データや出席データ又は学生の心身面に関するデータなどを教員や関係部署に提供するなど、学修成果の向上に努めている。各教授会には大学事務局長をはじめ課長以上の事務職員が陪席者として出席し、学修成果に関する情報を得ている。また、大学事務局長、両キャンパス事務部長及び課長で構成される部会長会議を毎月 1 回開催するなど、各部署間及び各キャンパス間との連絡を密にし学生に関する情報の共有に努めている。

授業で得られた学修成果をより向上しやすくするため、授業以外で質問・疑問などを受けられるように全学科において、オフィスアワーを設定し、シラバスに連絡先を記載することとしており、対面形式ではなく、メール等での対応も可能な、学修の向上に取り組みやすい環境を整えている。

基礎学力等の向上の為、学修支援センターを平成 29(2017)年度より設置しており、毎月本学 web ページに学修支援センターでの対応する科目を掲載し、学習成果の獲得が向上するよう取り組んでいる。

3. 課題

事務組織・事務体制及び事務関連規程については、現場の実情を十分把握し不断の見直しを継続することが必要である。事務職員の能力向上やスキルアップを図るため、学外研修は活発に利用しているが、学内研修、特に中間管理層（課長・課長補佐・係長等、以下同様）等への階層別研修が必要である。

危機管理対策については、危機管理態勢の検証・見直しと合せて、機動的な運用を可能にするための全学的な浸透と共有化を図る。また防犯・防災計画の立案と必要な備品等の備蓄に加え、災害等の事象発生時の態勢及び対処法を見直す必要がある。情報セキュリティ対策の重要性については、学内ネットワーク利用者全てに浸透と共有化を図る必要がある。

SD 活動については、学内研修会はテーマ別研修会と階層別研修会に大別されるが、階層別研修会の開催が少なく、数少ない階層別研修会も全て新入職員向けであるため、今後は中間管理層への研修会の機会を検討する。また、テーマ別研修会についてもテーマが偏ることなく、職員の要望を取り入れ、広範囲のテーマを採用する。

事務職員の連携に関しては、オフィスアワーに関して全教員（非常勤講師も含む）がシラバスに記載しているが、学生の利用は十分とはいえない。また、学修支援センターは基礎学力向上を目的として設置したが、学力不足の学生が活用しているとは限らないため、オフィスアワーを利用する学生及び学力不足の学生を事務職員が誘導する仕組みが必要である。

4. 改善計画

新入職員研修は定着しているので、中間管理層への学内階層別研修を行う。

災害等の事象発生時の態勢及び対処法を見直し、リーフレットや大学ホームページ等を活用した災害に対する意識向上や啓発活動を促進する。また、熊本地震時の対応も参考に、近隣自治体や地区・校区との連携・協力体制の確立に努める。

学内ネットワーク利用者全てに情報セキュリティの重要性を認識させ、本学園が保有する全ての情報のセキュリティを確保するため、年度講習計画に基づき、4 種類（基礎講習、定期講習、システム管理者講習、役職者講習）の講習を計画的に実施する。更に、情報システム関連規程を制定したことに伴い、運用・管理の徹底及び管理者向け手順・利用者向けガイドライン・教育カリキュラム・テキスト等を作成する。

平成 31(2019)年度 SD 推進部会において、学内研修会のテーマ等について協議を行い、課題として掲げている中間管理職以上の研修会及びテーマ別研修会のテーマについて決定し、当年度年間計画に織り込むこととする。

オフィスアワー及び学修支援センターの積極活用を誘導するために、オリエンテーション等で学生に対してよりいっそう周知する。

5. 事業計画への反映

中間管理層への研修会開催を実施することとしている。

基準Ⅲ-A-4

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-A	人的資源
区 分	基準Ⅲ-A-4	労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。
担 当	学園事務局総務部総務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

2. 現状

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関する規程としては、「職員就業規則」を基本に、雇用形態により「尚綱大学の教員の任期に関する規程」、「尚綱学園契約教員に関する規程」、「尚綱学園契約職員に関する規程」、「尚綱学園教職員再雇用規程」「非常勤講師・非常勤職員規程」、給与等に関しては「尚綱学園給与規程」「尚綱学園退職金規程」「任期制教員の給与に関する規程」、そのほか「尚綱学園育児休業規程」、「尚綱学園介護休業規程」、「尚綱学園教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程」、「大学・短大教員の他大学等への出講等に関する内規」等を整備し、これらの諸規程は、法令等の改正や実態との乖離が生じた場合は適宜見直し改正している。

(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

これらの諸規程は、規程集としてまとめ、紙ベースで各キャンパス事務部に備え置くとともに、学内専用 Web サイトで常時閲覧できるほか、規程等の制定や改正等があった場合には、その都度通知文書を発出し可及的速やかに周知している。また、新規採用者に対しては、採用時に就業に関する諸規程の説明を含む研修を行うことで周知している。更に、役員及び教職員が遵守すべき行動の基準・指針として「学校法人尚綱学園行動規範」を制定し公表するとともに、教職員はじめ学生・生徒にも目に触れる主要箇所に掲示し周知徹底を図っている。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

教職員の就業は、職員就業規則のほか諸規程等に則って行われており、諸規程に基づく管理も適正に実施している。人事評価に関しては、平成 24(2012)年度に運用を開始した「人事評価制度」に基づき運用され、その評価結果は昇任、昇給、異動に反映されている。また、平成 25(2013)年度から職場実態調査を開始し、職場環境の改善と合わせて職員配置の過不足を検証するなど、人事異動に反映させる仕組みを構築した。更に、「自己申告制度」を導入したことにより、本人の退職動向や配置転換要望を吸い上げることで適切な人事管理の一助となっている。また、契約事務職員 B に関しては 3 年契約で雇用解除としていた制度についても、本人の適性や能力を総合的に評価し、継続雇用も可能とするルールの見直しを行ったことで有用な人材の確保を実現した。その他、時間管理については、業務の効率化・合理化の追求と合わせて、職場環境改善の一環として導入した毎週水曜日の「ノー残業デイ」の定着による残業圧縮や、「バー

スデイ休暇」・「リフレッシュ休暇」の設定による有給休暇取得の向上、事務職員による「提案制度」、優れた教育成果を挙げた教職員に対する「尚絅学園教育優秀職員表彰制度」を制定し、教職員の就業に対するモチベーションアップにつなげている。

3. 課題

法令改正等に伴う諸規程改正、実態との乖離が生じた規程について適宜見直しを行い、他の規程との関連を確認しながら可及的速やかに進めていかなければならない。

人事評価制度については、評価者訓練の充実等により精度向上を図るとともに、確実なフィードバックによって納得性・公平性を担保しつつ、一層の厳格な運用に努める必要がある。

教職員の海外研修、海外派遣、国際会議等に関する規程についてはその必要性も含めて検討する。

4. 改善計画

労務人事に関する法改正や働き方改革等への対応と、規程等の整備を確実に実施する。人事評価は年度初めに年間スケジュールを立て、評価者訓練の実施、フィードバックの実施等が確実に行われるよう対応する。

5. 事業計画への反映

コンプライアンスの観点から、法令及び働き方改革への確実な遵守を事業計画に掲げている。

基準Ⅲ-B 物的資源

基準Ⅲ-B-1

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-B	物的資源
区 分	基準Ⅲ-B-1	学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。
担 当	図書館運営委員会、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス庶務会計課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (10) 適切な面積の体育館を有している。

2. 現状

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

本学は、以下のとおり、二つのキャンパスを有している。

キャンパス名	所在地	設置している学校
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区 九品寺 2-6-78	尚綱大学（生活科学部） 尚綱大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚綱高等学校 尚綱中学校
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町 武蔵ヶ丘北 2-8-1	尚綱大学（現代文化学部、文化言語学部） 尚綱大学短期大学部（幼児教育学科） 尚綱大学短期大学部附属こども園

両キャンパス間の距離は約 10km で、車で移動した場合、約 30 分を要する。両キャンパスの校地面積は、短期大学部の専用部分 48,783.0 m²と併設の大学との共用部分 8,949.9 m²の計 57,732.9 m²である。短期大学設置基準上、必要とされる校地面積は、本学の収容定員 640 人に 10 m²を乗じた 6,400 m²であるが、本学の校地面積はそれを十分に満たしている。

(2) 適切な面積の運動場を有している。

武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学と共有の運動場(3,249.9 m²)を有し、九品寺キャンパスでは、併設の中学・高等学校と共有の運動場(4,291.0 m²)有しており、十分な面積の運動場を有している。

(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

両キャンパスの校舎面積については、短期大学部の専用面積が 12,892.7 m²、併設の大学との共有部分の面積が 2,074.8 m²の計 14,967.5 m²で、短期大学設置基準上必要とされる校舎面積 6,610 m²を十分に満たしている。

(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

最近建設された校舎については、障がい者用トイレや点字ブロックを設置するなどバリアフリーへの対応が行なわれているが、それ以外の校舎については、全面バリアフリー化は多額の費用が掛かるため、障がいを持った学生が入学する都度、その学生の障がいの度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの整備を行なっている。

(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

幼児教育学科のある武蔵ヶ丘キャンパスでは、講義室、図工教室、音楽室、リトミック室、視聴覚室、調理実習室、情報処理教室に加えて、授業時間以外は自由に使用することが可能なピアノ個室（40 室）などを備えている。一方、総合生活学科と食物栄養学科のある九品寺キャンパスでは、講義室、食品加工実習室、生化学・食品化学実習室、給食経営管理実習室、情報処理教室、染色実習室、デザイン演習室、衣服実習室などを備えている。以上述べたとおり、両キャンパスとも各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な整備が行なわれている。

(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

本学では、通信による教育は行っていない。

(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

講義室、実験室、演習室などの各教室には、学習成果を高めるためのプロジェクター、スクリーン、DVD プレーヤー等の視聴覚機器や各種実験を行なうのに必要とされる実験器具など、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うのに必要な機器・備品を適宜配備している。

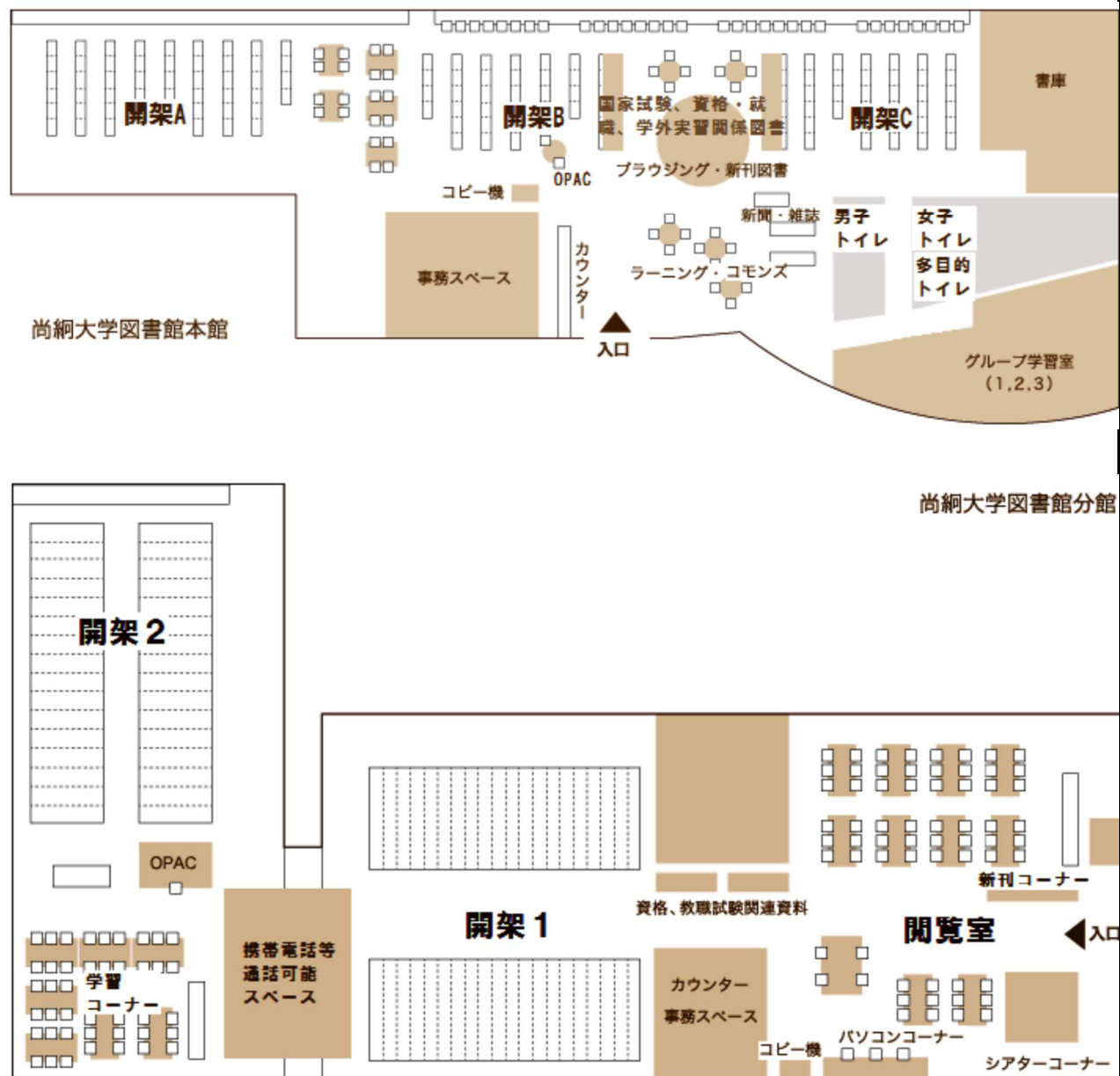
(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

本学図書館は九品寺キャンパスに本館、武蔵ヶ丘キャンパスに分館をそれぞれ設置しており、併設の大学と共用している。本館は九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階に位置し、床面積は 1,246.2 m²である。分館は武蔵ヶ丘キャンパス 2 号館 2 階に位置し、床面積は 977.0 m²である。各館とも適切な面積を確保しているが、分館が位置する武蔵ヶ丘キャンパス 2 号館にはエレベーター等の設置がなく、バリアフリー対応の点で課題がある。

本館では開架スペースを中心として、図書のほか、新聞、雑誌及び DVD 等の視聴覚資料を配置している。館内には、新着図書、就職、資格試験関連のコーナー、利用者専用のコンピューター（10 台）を設けている。また、グループ学習室（3 部屋）に加え、ラーニング・コモンズスペースを設置している。その他、事務スペース及び館長室、書庫を設置している。分館では閲覧室及び開架スペースに、図書のほか、

新聞、雑誌及び DVD 等の視聴覚資料を配置している。閲覧室内には、新着図書のコーナー、雑誌・新聞コーナー、就職・資格試験関連のコーナー、DVD 等の視聴覚資料を視聴できるシアターコーナーを設置しているほか、利用者専用のコンピューター（10 台）を配置したパソコンスペースがある。開架スペース内の学習スペースは、サイレントスペースとして運用している。その他、事務スペースや書庫が設置されている。各館のレイアウトは【図 3-B-1】に示すとおりである。

【図 3-B-1】各館のレイアウト図



(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

平成 31 年 3 月 31 日現在の蔵書数、学術雑誌数、視聴覚資料数及び閲覧座席数については、「1. 自己点検・評価の基礎資料」(7)の「⑦図書・設備」に示したとおりであり、いずれも適切な水準である。

資料の選定にあたっては、本館に「生活科学部・総合生活学科・食物栄養学科資料選定会」、分館に「現代文化学部・文化言語学部資料選定会」及び「幼児教育学科資料選定会」を設置し、「尚綱大学図書館資

料収集方針」に基づき、各館で資料選定会の承認を得て図書・雑誌等の資料の選定を行っている。図書館に各学科から提出された購入希望や学生からのリクエストをとりまとめ、作成した選定リストにより、それぞれ年数回程度、資料選定会を開催又は回覧にて選定を行っている。図書館では、学生及び教職員に必要な資料について常に配慮しながら、カタログや書店からの図書見計らい等で随時選定を行っており、資料の充実、迅速な資料の提供に努めている。また、資料の廃棄については「尚絅大学図書館資料除籍取扱内規」を定めており、廃棄予定リストについて図書館運営委員会の議を経て、除籍簿を作成するとともに、台帳からの削除及び会計処理を行っている。

本学図書館は、各学科の専門領域及び大学図書館として必要な資料の収集を行っており、幅広い分野での資料の収集、整備に努めているほか、就職、資格試験関連のコーナーを整備している。本館では栄養学及び家政学・生活科学分野に関する資料に重点を置いた収集に努めており、管理栄養士・栄養士資格取得に関する資料、臨地実習や疾病別の栄養療法等の実践的な内容の資料の収集を特徴としている。また、食育をはじめとする食に関する資料、家庭生活や社会福祉、熊本に関する資料のほか、新聞、雑誌、他大学から発行される紀要、洋書、視聴覚資料等も収集している。分館では、幼児教育・保育・児童福祉及び文学に関する資料に重点を置いた収集に努めている。また、語学、芸術（特に書道）、図書館情報学に関する資料のほか、児童書（特に絵本）、新聞、雑誌、他大学から発行される紀要、洋書、視聴覚資料等も収集している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

本学は、両キャンパスとも体育館を有している。武蔵ヶ丘キャンパスの体育館の面積は 2,472 m²で、バスケットコート 2 面がとれる 1,200 m²のアリーナに加えて、卓球等も可能な 216 m²の多目的ホールを 2 つ有する。一方、九品寺キャンパスの体育館の面積は 4,268 m²で、併設の中学校、高等学校、大学との共用である。

3. 課題

図書館に関しては、今後増え続ける資料に対応しながら、資料の整理、配置を行う必要がある。また、幅広い分野にわたりバランスの取れた蔵書構成を目指して資料の収集を進める必要がある。分館については、階段の昇降が困難な身体障がい者等の利用に課題があり、バリアフリー化の対応が必要である。

4. 改善計画

図書館については、本館及び分館の施設設備に関する現状の点検を行い、所蔵スペースの狭隘の解消を図るほか、幅広い選書を実施し、専門図書や就職、資格関係の資料の充実を図る。分館のバリアフリー化については、武蔵ヶ丘キャンパス全体の改修に合わせて段階的に対応することを計画している。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅲ-B-2

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-B	物的資源
区 分	基準Ⅲ-B-2	施設設備の維持管理を適切に行っている。
担 当	危機管理委員会、情報システム委員会、学園事務局総務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

2. 現状

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 本学園では、「尚絅学園経理規程」「尚絅学園経理規程施行細則」のほか、「尚絅学園固定資産及び物品調達規程」「尚絅学園固定資産及び物品管理規程」等を整備している。
(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 「尚絅学園行動規範」において、資産・資金等の適正な管理・運営を掲げ、教職員への啓発・理解促進に努めている。また、「尚絅学園固定資産及び物品管理規程」では、固定資産及び物品に関する基準並びに適正な管理を目的に、第2条に管理の原則、第3条に分類、第7条に管理の単位、第7条に管理組織及び管理責任者の任務、第8条に管理帳簿などを明確に定め、それを遵守することで施設設備及び物品等の維持管理を適切に行っている。
(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 本学園の様々な危機に対し危機管理委員会を設置し、危機管理に関する上位規程として「危機管理規程」、学園全体に関する緊急時の行動基準を定めた「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」、選定した危機事象に対する代表的な行動基準や事前準備を定めた「コンティンジェンシープラン（組織別緊急時行動マニュアル、各学校・園・部署別編）」、具体的行動事例を明示した「アクションプラン」を制定している。
(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 施設面での防犯対策や消防法、建築基準法、耐震構造、セキュリティ等に十分配慮し、日常点検、専門業者による点検を定期的に行っている。防災面については、法令に従い消防設備等点検を行い、災害時の火災避難訓練を少なくとも年1回行っている。更に、全学の学生・生徒・園児・教職員参加による地震を想定した避難訓練やシェイクアウト訓練も実施している。 また、昨今の異常気象等による自然災害を視野に、災害備蓄用品等の調査と必要資材の調査を実施し、その結果を踏まえ計画的な備蓄に着手している。特に、災害時の飲料水確保のための自動販売機設置、災害時避難キットや備蓄食糧及びAED（自動体外式心臓動器）の配備に関して充実を図ってきた。また、学

生への緊急連絡方法として教務システムの充実、教職員への緊急連絡方法は「安心・安全メール」を導入し、緊急連絡態勢の整備拡充を図っている。防犯面については、教職員の顔写真登録による守衛室での認証の徹底等により対策を講じているほか、死角となりやすい場所には、順次防犯カメラ等の設置を推し進めている。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

本学のコンピュータシステムは、2つのキャンパス間を専用線で結び、全ての建物に学内 LAN を敷設している。セキュリティ対策は、教員研究室をはじめ、情報処理教室、講義室及び事務室等の学内ネットワークと外部ネットワークとの境界に、ファイアウォールを設置し、外部ネットワークからの攻撃を防御するとともに、教職員が有する全てのパソコンにウィルスソフトをインストールしており、ネットワークの出入口および各クライアント PC においてセキュリティ対策を施している。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

「尚絅学園行動規範」において、自然環境への配慮を掲げているほか、平成 29(2017)年 2 月から「5R 推進運動」「クリーン・アップデー」に取組み、教職員・学生・生徒等へ環境保全・資源保護に対する啓発・理解促進に努めている。また、省エネルギー・省資源対策の一環として、夏季及び冬季にクールビズ・ウォームビズの期間を設けドレスコードの緩和や冷暖房の設定温度等の環境保全対策を講じている。更に、講義室・実習室等の LED 照明化、電力消費量削減のためのデマンド設置等を実施している。

3. 課題

老朽化や経年劣化している固定資産・物品等の把握とともに、優先順位を付けた計画的補修・購入・建替え等を行う必要がある。また、教職員・学生・生徒等に対しては、施設設備を含めた固定資産の維持管理や消耗品・物品等の使用管理の徹底のほか、省エネルギー・省資源など環境保護意識の向上を促す必要がある。

防災、防犯のための規程等は整備され、非常災害時の備えも徐々に整備が進んできているが、教職員・学生・生徒等の防災・防犯意識の向上を図りつつ、施設設備の一層の充実に取り組む必要がある。

Web サーバー及び Mail に続き、他のシステムも抜本的に見直しすることを念頭にクラウド化の研究を進め、セキュリティにも十分配慮した将来的なシステム構築に向けての検討を推進する。また、教職員の情報セキュリティに関する理解認識とスキルアップが課題である。

4. 改善計画

平成 29(2017)年度に策定した施設整備計画に基づき、その実施と進捗把握を行うとともに、より精緻化した実行計画書の作成に着手する。

防災訓練・避難訓練の計画的実施と災害備蓄用品の計画的購入に加え、熊本地震時の対応も参考に、近隣自治体や地区・校区との連携・協力体制の確立に努める。更にリーフレットや大学ホームページ等を活用した災害に対する意識向上や啓発活動を促進する。

ネットワーク再構築に向けた学内の体制強化と計画的な環境整備を実施する。また、情報システム関連規程を更に整備し、年度講習等による教職員への情報セキュリティの理解促進を図る。

5. 事業計画への反映

事業計画において、情報システムに関する危機管理体制の整備とインシデント対応の強化を掲げている。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源**基準Ⅲ-C-1**

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-C	技術的資源をはじめとするその他の教育資源
区 分	基準Ⅲ-C-1	短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。
担 当	IT 化推進支援室	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。 (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。 (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。 (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。 (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。 (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。 (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

2. 現状

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学では、各学科のカリキュラム編成に応じた教育を実現するために、総合生活学科と食物栄養学科がある九品寺キャンパスでは、大学 2 号館 3 階に大学と共用の情報処理教室Ⅰ・Ⅱを設置し平成 29(2017)年 10 月にパソコン等を更新し平成 30(2018)年度は順調に稼働中である。情報処理教室Ⅰには学生用としてパソコン 46 台とプリンタ 3 台が設置され、情報処理教室Ⅱにはパソコン 44 台とプリンタ 3 台が設置されている。なお、2 教室の間のパーティションを取り除くことにより、最大 90 台のパソコンが使用可能な 1 教室に変更できるなど、学科や教育課程編成および学生数に応じた自由な教室形態が可能である。また授業で使用していない場合は、学生の課題等の支援設備として自由に利用可能である。さらに、情報処理教室外にもパソコンが自由に使用できる情報処理演習環境のパソコンを設置し平成 30(2018)年に追加更新を行った。情報処理演習環境パソコンは、情報処理教室と同様なシステムで情報処理教室のパソコンと同等の環境を実現し、4 号館 1 階の学生ホールへパソコン 10 台、プリンタ 2 台を設置している。同様に図書館にパソコン 10 台を更新した。

一方、幼児教育学科がある武蔵ヶ丘キャンパスでも、大学 3 号館 3 階に大学と共用の第 1 情報処理教室・第 2 情報処理教室を設置し、平成 29(2017)年 10 月にパソコン等を更新し平成 30(2018)年度は順調に稼働中である。第 1 情報処理教室に学生用パソコン 60 台とプリンタ 4 台、第 2 情報処理教室に学生用パソコン 24 台と 2 台のプリンタを設置している。九品寺と同様に学生数や授業形態に応じて、2 教室の間のパー

ティションを取り除くことで最大 84 台のパソコンが使える 1 つの教室として使用することで教育課程編成および学生数に応じた自由な教室形態が可能である。また授業で使用していない場合は、学生の課題等の支援設備として自由に利用可能である。さらに、情報処理教室外にもパソコンが自由に使用できる情報処理演習環境のパソコンがあり平成 30(2018)年に追加更新を行った。情報処理演習環境パソコンは、短大 2 号館 2 階パソコン自習室へパソコン 20 台の更新、さらに 5 台を追加設置し、プリンタ 2 台を更新した。学生ホールにもパソコン 2 台を更新し、施設設備の向上充実を図っている。

各キャンパスの情報処理教室では Windows10 と Windows7 の OS を起動時に選択でき、授業で使用するために必要な授業支援システム、Office ソフト（ワープロ、表計算、プレゼンテーション等）、ウイルス対策ソフト、グラフィック関連ソフト等の各種ソフトウェアが利用できるパソコンを導入している。情報処理教室外の情報処理演習環境パソコンでも情報処理教室とほぼ同等なソフトウェアができ OS の切り替えも可能である。また、各キャンパスの情報処理教室で授業を実施する際に、授業をサポートする職員をそれぞれ配置しており、授業時に学生への支援のみならず、授業時間外でも授業演習支援やパソコンを使用する上での専門的な支援を行っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

学生については、学科のカリキュラム編成に基づいて必要な科目を実施しており、情報技術に関する授業も実施している。具体的には実社会で必要となるパソコンの基本操作、ワープロ、表計算、プレゼンテーションソフト等のオフィスソフト、電子メールの操作、セキュリティ、各学科に応じたソフト等について授業時間やオリエンテーションなどで指導している。教職員においては、同様な情報を学内 Web ページへ掲載したり、資料として随時参照できるようにしたり、メールでの連絡を行っている。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

情報処理教室の機器については 4～5 年を目途として計画的に更新を行っており、平成 29(2017)年 9 月に両キャンパスに設置されている情報処理教室関連機器及び関連サーバー、ネットワーク機器の更新を行った。九品寺の図書館や学生ホール、武蔵ヶ丘のパソコン自習室、学生ホール等に設置された情報処理教室外の情報処理演習環境のパソコンは、老朽化により、パソコンの起動時間が遅くなる等の症状が見られるようになってきたため、平成 30(2018)年に情報処理教室と同様なシンククライアントシステムを利用して、情報処理演習環境システム更新を行った。その際に、武蔵ヶ丘キャンパスのパソコン自習室に 5 台の追加更新、および、学生ホール 2 台を更新し、学習支援センターに 5 台を更新し、学生に対して自由にレポート等の課題が作成できる環境の充実を図った。更に、平成 30(2018)年度末に尚綱学園無線 LAN システムの設置が完了し、本格的に無線 LAN が使える環境が整った。

このように計画的に更新し、学生が適切に使用できるように維持管理を行って適切な状態を保っている。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

九品寺では、短大が管理する情報処理教室があり、武蔵ヶ丘では大学が管理する情報処理教室があり、それぞれ大学と短大で共用している。両キャンパスの情報処理教室の機器を更新する際に、各学科に必要なソフトウェアや機器について問い合わせを行い、その際に学科の方針やカリキュラムに従い必要なものを検討している。その後、それらを取りまとめたうえで仕様として定め、情報処理教室の更新作業を行っている。なお、九品寺キャンパスでは、情報処理演習環境システムにおいて、栄養管理システムのソフトウェアを追加してシステムの充実を図っている。このように、教育課程に応じてハードウェアやソフトウェアの資源の適時確認および見直しを行い活用している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

各学科ではカリキュラム・ポリシーが定められており、それに基づいて履修規程および履修科目が定められ、教養教育科目や専門教育科目が編成されている。その科目に必要なハードウェアやソフトウェアを選定し、情報処理教室の整備を行っている。九品寺の学生ホールのパソコンは学生支援課、図書館のパソコンは図書館がそれぞれ管理し、武蔵ヶ丘のパソコン自習室や学生ホール、学習支援センターのパソコンは教務課が管理しており、適切な運用ができるように整備を行っている。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

本学は、九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスの2つのキャンパスを有し、キャンパス間を専用線で接続している。各キャンパスの全ての建物を学内 LAN で接続し、教職員および学生が利用できるパソコンをはじめとするネットワーク機器が学内 LAN へ接続されている。両キャンパス共にサーバー室を設置し、学科等の教育課程で必要となる情報処理教室、講義室及び事務室などが学内 LAN 経由で接続されている。サーバー室には、学生の教育及び授業支援用の情報処理教室用のサーバーや e-Learning のサーバー、ウイルスバスタサーバーなど各種サーバーやネットワーク機器を設置している。さらに、九品寺キャンパスの図書館サーバー室には、図書システムのサーバーや教務システムのサーバー等を設置している。

学内 LAN はファイアウォールを介して SINET 経由でインターネットへ接続している。ファイアウォールは外部から内部ネットワークへの不正アクセス防止、ウィルス対策を行っており、同様に内部から外部へも対策を行っている。更に個別のクライアントもセキュリティ対策の為に、本学が提供しているウィルス対策ソフトを提供インストールしており、ネットワークの出入口および各クライアントパソコンにおいてセキュリティ対策を施している。

また、平成 30(2018)年に情報処理演習環境システム更新を行い、情報処理教室外の情報処理演習環境のパソコンについても整備を行い、学内 LAN を使用したシンクライアントシステムでパソコンが起動するシステムとなっている。

さらに、平成 31(2019)年 3 月末に学生が必要とする教室や学生ホールなどへ無線 LAN システムの設置が完了し、ノートパソコンやスマートフォンなど無線 LAN が利用できる環境を整備された。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

各キャンパスに情報処理教室を設置し情報処理技術を活用した効果的な授業を実施することができる。さらに、各教室には情報コンセントや無線 LAN アクセスポイント、大型モニター、プロジェクターが設置されており、パソコンでネットワーク等を活用した授業を実施することが可能である。

また、総合生活学科と食物栄養学科の情報系科目では、学生が自宅からも予習・復習ができるように学習支援 (e ラーニング) システムを構築し、授業で活用している。

幼児教育学科の情報系科目では、学内 Web サーバーにて出席状況、課題提出状況などの学生演習状況を学生が参照できるようになっており、授業で使用する各種資料を参照することができるようになっている。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

本学では、各学科のカリキュラム編成に応じて教育編成を実現するために、総合生活学科と食物栄養学科のある九品寺キャンパスでは、大学 2 号館 3 階に大学 2 号館 3 階に大学と共用の情報処理教室Ⅰ・Ⅱを設置し、学生用として情報処理教室Ⅰに 46 台、情報処理教室Ⅱに 44 台のパソコンを設置している。なお、2 教室を 1 教室にまとめることにより、最大 90 台のパソコンが使用可能な設備を構築している。このため学科や教育方針および学生数に応じた自由な教室形態が可能である。さらに、学生が自由に演習できるパ

ソコンを学生ホールに 10 台、図書館に 10 台設置し、学生へのサービス向上を図っている。

一方、幼児教育学科のある武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学 3 号館 3 階に大学と共用の第 1 情報処理教室・第 2 情報処理教室を設置し、第 1 情報処理教室に 64 台、第 2 情報処理教室に 20 台の学生用パソコンを設置している。なお、学生の人数や授業形態に応じて 2 教室の間のパーティションを取り除くことにより最大 84 台のパソコンとして使える 1 つの教室として使用することが可能である。授業で使用していない場合は学生の課題等の支援設備として自由に利用可能である。また、武蔵ヶ丘キャンパスの情報処理教室では、CALL システムを構築している。さらに、学生が自由に演習できるパソコン自習室を短大 2 号館 2 階に 25 台設置し、学生ホールへ 2 台設置し学生へのサービス向上を図っている。

3. 課題

学生について、教育課程編成に応じて情報処理技術向上に関する授業編成を整え各教科において実施しているが、教職員については、学内 Web ページでの掲示や、冊子等の配布、質問があった場合の対応に止まっていることから、教職員に対して全学的な情報技術向上に関する講習会等についての検討が必要である。

4. 改善計画

教職員に対する基本的なパソコン操作、メール操作やセキュリティ対策など、学内 Web ページへの掲示や、冊子等の配布、質問での回答となっており、全学的な講習会実施などの対策を最低限 1 年に 1 度は各キャンパスで実施するための議題を情報システム委員会へ提案する。

5. 事業計画への反映

なし

基準Ⅲ-D 財的資源

基準Ⅲ-D-1

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-D	財的資源
区 分	基準Ⅲ-D-1	財的資源を適切に管理している。
担 当	学園事務局総務部経理課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。 ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。 ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。 ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。 ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。 ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。 ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。 ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。 (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。 ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。 ③年度予算を適正に執行している。 ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。 ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。 ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

2. 現状

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。 ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。 ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。

⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

法人全体の資金収支及び事業活動収支について、収入面では、少子化・学生ニーズの多様化等を背景に、設置校、学部・学科によっては入学定員確保が厳しく、収容定員未充足による学生生徒等納付金が減少傾向にある。補助金についても、経常費補助金のうち一般補助における交付金が伸び悩み、特別補助の比重が増加し、交付条件が一層厳しくなっている。一方、支出面では、業務量の増加や多角化により、特に事務職員の人員増に伴う人件費の増加圧力に加え、教育研究の高度化・複雑化に伴い教育研究費も増加傾向にある。総じて財務環境は厳しくなりつつあり、収支バランスは不均衡で財務基盤も不安定となっているが、当面の資金繰りに不安はなく、改善計画も着実に実施している。

貸借対照関係財務比率については、外部負債が僅少で、純資産構成比率は90%程度を維持している。一方、九品寺キャンパス再開発事業や耐震化工事等に伴い、減価償却費の増加に伴う要積立額の増加、減価償却引当特定資産の取崩、その後の収支不均衡などから、積立率は低位で推移している。

短期大学部単体での部門別収支では、基本金組入前当年度収支差額は収入超過で推移しており、法人全体の財政に寄与するとともに、短期大学部の存続を可能とする財政を維持している。

退職給与引当金等の引当金については、学校法人会計基準及び経理規程等に基づき、適正に繰入を行うとともに、その相当額を特定預金として確保している。

資産運用については、「資金運用管理規程」に基づき行われており、毎年度の予算編成と同時にその年度の資金運用方針を策定し、理事会・評議員会において審議・承認を経た後に実行に移している。

教育研究経費は、平成30(2018)年度、経常収入の30%を超えており、教育研究活動の維持・充実のための施設設備及び図書等の学習資源についても十分に資金配分を行っている。特に高額となる実験機器の整備や講義室の改修、IT環境の拡充などは、当初予算編成時に優先順位を付けて計画的に取り組んでいる。

公認会計士の監査は毎年度往査計画表に基づいて適切に行われ、往査時に公認会計士から出された意見等に対しては、十分協議検討し対応している。また、公認会計士と理事者とのディスカッションも行われ、情報の共有を図っている。

寄附金に関して平成30(2018)年度は、学園創立130周年を記念した募金に取組んだ。新たに取組む寄附金は、評議員会での諮問、理事会での審議、決定を経て適正に取り組んでいる。

短期大学部及び各学科の入学定員、入学者数、入学定員充足率【表Ⅲ-D-1-1】、並びに収容定員、在籍者数、収容定員充足率【表Ⅲ-D-1-2】は、少子化及び社会ニーズや学生ニーズの多様化等を背景に、平成27(2015)年度以降、低下傾向に転じている。志願者・入学者動向の調査分析やカリキュラムの見直し、奨学金制度の再構築、オープンキャンパス等の強化による定員確保を最重要課題として取り組んでいる。また、収容定員充足率に相応した財務体質にすべく、管理経費を中心に一層切りこんだ効率化を推進し、経費削減に努めている。

【表Ⅲ-D-1-1】 入学定員、入学者数、入学定員充足率（平成 26 年度～令和元年度：各年度 5 月 1 日現在）
（単位：人）

学 科	事 項	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
総合生活学科	入学定員	100	100	100	80	80	80
	入学者数	72	49	45	58	74	41
	充足率	72%	49%	45%	73%	93%	52%
食物栄養学科	入学定員	80	80	80	80	80	80
	入学者数	82	78	78	74	57	73
	充足率	102%	97%	97%	92%	71%	91%
幼児教育学科	入学定員	150	150	150	150	150	150
	入学者数	159	155	150	125	149	132
	充足率	106%	103%	100%	83%	99%	88%
短期大学部計	入学定員	330	330	330	310	310	310
	入学者数	313	282	273	257	280	246
	充足率	94%	85%	82%	82%	90%	79%

【表Ⅲ-D-1-2】 収容定員、在籍者数、定員充足率（平成 26 年度～令和元年度：各年度 5 月 1 日現在）
（単位：人）

学 科	事 項	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
総合生活学科	収容定員	200	200	200	180	160	160
	在籍者数	124	116	94	103	133	118
	充足率	62%	58%	47%	57%	83%	74%
食物栄養学科	収容定員	160	160	160	160	160	160
	在籍者数	169	157	157	148	128	127
	充足率	105%	98%	98%	92%	80%	79%
幼児教育学科	収容定員	300	300	300	300	300	300
	在籍者数	322	312	302	277	272	281
	充足率	107%	104%	100%	92%	90%	94%
短期大学部計	収容定員	660	660	660	640	620	620
	在籍者数	615	585	553	528	533	526
	充足率	93%	88%	83%	82%	85%	85%

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

平成 29(2017)年 1 月の「全学グランドデザイン」制定に伴い、「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の第 2 回改定及び「中期財務計画」「中期人員計画」「中長期施設整備計画」の制定・改定等を行い、それと連動した年度事業計画及び予算を策定し、事業開始前の 3 月には評議員会の諮問を経て理事会で承認を受け執行している。また、平成 29(2017)年度予算からは、事業計画の執行に当たり、資金的リソースを明確にするため、各学科・部局・委員会等で作成した「年度実施計画」に基づき、理事長及び常務理事に対するブリーフィングを実施し、関係部門間でのコンセンサスをより密にしている。決定された事業計画は、大学・短期大学部評議会、教授会、学科会議等のほか、学内 Web ページや広報誌等で周知徹底され、予算関連については、関連規程等に則り、関連部門に対し速やかに通知されている。

年度予算は、確定した予算内での執行を大原則に経理規程等に基づき適正に執行しているが、大科目で予算超過が発生する場合は、補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て理事会で審議・承認を受けている。

年度予算に基づく予算執行伝票である会計伝票は、各部署で起票され、部門や経費の区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付される。総務部経理課では、回付を受けた会計伝票と証憑書類の内容を、学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を正確に行っている。また、これらの処理を行うため、「経理規程」、「経理規程施行細則」、「固定資産及び物品調達規程」、「固定資産及び物品管理規程」、「資金運用管理規程」、「旅費規程」、「決裁権限規程」、「文書取扱・管理規程」などの諸規程を整備し、それぞれ資産等の管理台帳や資金出納簿等に記載・記録し、安全かつ適正に管理運用している。

予算の執行状況は、毎月末に月次決算を行い、当該年度の収支状況等を学園事務局で精査・検証し、経理責任者である学園事務局長から理事長に報告している。特に、9 月の中間期収支状況は年度末の決算見通しとともに理事会及び評議員会へ報告している。

3. 課題

平成 29(2017)年度を初年度とする 6 年間の中期財務計画に基づき、単年度計画の確実な履行による安定した財政基盤の確立に努める必要がある。特に、収入面で最大である学生生徒等納付金については、入学定員・収容定員の充足を最大課題と捉えていることから、入学者確保に関する調査・分析の精度を向上させ、具体的施策の企画立案と強力な推進を図る必要がある。また、当初経過に対し想定外の事象が発生した場合は、速やかに収支バランス及び財政基盤の安定に努める。

4. 改善計画

入学者確保のための諸施策については、具体的な工程も含め、数値目標を設定し、年度事業計画に盛り込む。

5. 事業計画への反映

事業計画において、学生生徒等の定員未充足の解消と学生生徒等納付金の見直しによる収入の確保を掲げている。

基準Ⅲ-D-2

基 準	基準Ⅲ	教育資源と財的資源
テ ー マ	基準Ⅲ-D	財的資源
区 分	基準Ⅲ-D-2	日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。
担 当	学園事務局総務部経理課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 短期大学の将来像が明確になっている。 (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 ①学生募集対策と学納金計画が明確である。 ②人事計画が適切である。 ③施設設備の将来計画が明瞭である。 ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。 (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

2. 現状

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。 「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」における大学・短期大学部の将来像については、平成 29(2017)年 1 月の「全学グランドデザイン」の制定を機に、教職員参画のもと、改めて見直し、学科会議、教授会、教務連絡協議会、大学・短期大学部評議会、将来計画員会、常勤理事会で協議検討し、評議員会での諮問を経て、理事会で審議決定し一層の明確化を図った。 また、これら「全学グランドデザイン」「長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」等は、学園 Web ページや広報誌「礎」のほか、学内 Web ページ等にも掲載し、学内外に対して周知を図っている。 (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 平成 28(2016)年度以降、各学部学科の SWOT 分析を毎年実施し、平成 30(2018)年度においても客観的な環境分析を行った。また、学生確保を主眼に、本学を取巻く環境変化や学生の志向変化に対し、志願者・入学者動向調査（地域別・高校別分析）やアンケート調査などの客観的な分析も同時に行っている。 (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 ①学生募集対策と学納金計画が明確である。 ②人事計画が適切である。 ③施設設備の将来計画が明瞭である。 ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 「全学グランドデザイン」の制定を機に「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の第 2 回改定を行い、これに伴い「中期財務計画」も見直した。この「中期財務計画」は、平成 29(2017)年度を

スタートに6年間の計画で、各学部学科の学生数や学納金計画を中心に、補助金や外部資金、寄附金等を計上するほか、新たに策定した「中期人員計画」「中長期施設整備計画」を基に算出した人件費や教育研究経費、管理経費、施設設備費等を盛り込んでおり、安定した財務基盤の構築を目指している。また、外部資金獲得のための規程等の改正や事務職員の積極的関与・アナウンス、施設設備資金としての新たな寄付金募集にも着手している。

(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

短期大学部及び各学科の収容定員は、少子化及び社会ニーズや学生ニーズの多様化等を背景に、学科によっては入学定員確保が厳しく、食物栄養学科においては平成27(2015)年度以降、幼児教育学科においては平成29(2017)年度以降、入学定員・収容定員ともに低下傾向に転じている。このことから、各学科の志願者・入学者動向の調査分析やカリキュラムの見直し、奨学金制度の再構築、オープンキャンパス等の強化による定員確保を最優先課題として取り組んできた。平成29(2017)年度には、特に低下傾向が顕著だった総合生活学科の入学定員・収容定員を20名減員し、入学定員確保のためのこれら施策を強化推進した結果、平成30(2018)年度入学者数は回復の兆しが見えた。また、短期大学設置基準第22条に定める必要専任教員数の充足及び同基準第20条第1項に基づき、学科の規模および授与する学位の分野に応じて適切な教員を配置し適正な人件費を確保していることに加え、各学科の教育研究の維持・充実に必要な施設設備費等の資金配分を行っている。更に、収容定員充足率に相応した財務体質を図るため、管理経費を中心に効率化を推進し、経費節減に努めている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

予算・決算などの財務情報をはじめ、事業計画や事業報告等の経営情報は法令及び規程等に則り、学内に学園Webページや広報誌「礎」等に掲載し適切に開示し教職員の情報共有化に努めている。また、理事会・評議員会等で審議・報告された経営情報等は、理事会・評議員会開催直後の大学・短期大学部評議会で報告されるとともに、常勤理事会等で協議検討した事項については、学長・学長補佐会議で報告され、教授会等へも速やかに伝達可能な態勢を整備している。また、財務情報については、財務分析や部門別損益分岐点分析を実施し、理事会・評議員会で審議報告するほか、教職員へは、SD研修会等を活用して危機意識の共有化を図っている。

3. 課題

将来像やそれを実現するための計画及び財務分析をはじめとした経営情報の共有化を図っているが、その認識や理解度には個人差が大きく、一層の浸透を図る必要がある。また、最大の課題である入学定員の確保については、多様化する学生ニーズを的確に捉え、短期大学部の強みを前面に打ち出した取り組みを展開するとともに、改組を含め各学科の見直しを早急に行い、財務上の安定を確保する必要がある。

4. 改善計画

志願者・入学者動向の把握や短期大学部としての強み、学生ニーズや社会からの要請などを十分精査検証し、財務分析結果等を基に、具体的な入学者確保策を更に強化する。

5. 事業計画への反映

事業計画において、中期財務計画に則った厳格な財務運営の実現、学生生徒等の定員未充足の解消と学生生徒等納付金の見直しによる収入確保を掲げている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1

基 準	基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス
テ ー マ	基準Ⅳ-A	理事長のリーダーシップ
区 分	基準Ⅳ-A-1	理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。
担 当	学園事務局総務部総務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。 (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。 ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。 (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。 ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。 ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。 ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

2. 現状

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標等を十分理解し学園運営にあたっている。年初に開催される全教職員が参加する年頭交流会において、その年の経営方針を明確に表明しているほか、理事会の議長、将来計画委員会・危機管理委員会の委員長、常勤理事会の議長も兼務している。更に、「全学グランドデザイン」や「長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」、年度毎の「事業計画」「事業報告」などの策定を主導し、それらを学園ホームページや広報誌等を通し周知を図るなど、全教職員が情報を共有・理解した上での的確に行動できるよう、学校法人の運営全般に対し適切にリーダーシップを発揮している。
--

また、決算及び事業の実績（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、監事監査を受け、理事会の議決を経た上で評議員会へ報告し意見を求め、監査法人監査を受けており、適法に行われている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
- ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事長は、学校法人の最高意思決定機関である理事会を寄附行為の規定に基づき開催し適切に運営している。理事会は、理事長が招集し年 5 回の定例理事会のほか、必要に応じて臨時理事会を開催している。平成 30(2018)年度は、平成 30(2018)年 5 月 29 日、7 月 17 日、10 月 22 日、12 月 17 日、平成 31(2019)年 2 月 25 日、3 月 25 日に開催したが、これらは全て理事長が招集し議長を務めている。理事会は、健全に運営されることで第三者評価に対する役割を果たし責任を負うとともに、本学の発展のため、学内外の必要な情報を収集しており、本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。また、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程が整備されている。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

理事会を構成する理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しており、私立学校法第 38 条（役員の選任）及び寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。

また、学校教育法第 9 条に定める校長及び教員の欠格事由の規定は寄附行為第 10 条第 2 項第 3 号に準用されている。

3. 課題

理事会・理事長・理事については、法令、寄附行為等に則り、適正に機能しており、特に問題はないと認識している。

4. 改善計画

学校教育法や私立学校法の改正や学校法人の公共性、公益性の観点から一層のガバナンス強化への弛まぬ改革を推し進める必要があると認識している。

5. 事業計画への反映

事業計画において、経営力の強化をうたい、役員の責任と権限の明確化及び監事機能、評議員会機能の充実、自主行動基準であるガバナンスコードの策定等を掲げている。

基準IV-B 学長のリーダーシップ**基準IV-B-1**

基 準	基準IV	リーダーシップとガバナンス
テ ー マ	基準IV-B	学長のリーダーシップ
区 分	基準IV-B-1	学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。
担 当	評議会、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。 ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。 ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。 ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。 (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。 ①教授会を審議機関として適切に運営している。 ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。 ⑤教授会の議事録を整備している。 ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

2. 現状

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 本学学則に学長について次のように定めている。

(学長権限)

第4条の2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

(学長、教授その他の職員)

第59条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、学長補佐、短期大学部部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

また、本学の教授会及び評議会について、学則につきのように定めている。

(教授会)

第62条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(評議会)

第63条 本学及び尚絅大学の運営上の重要事項を審議するため、尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

尚絅大学短期大学部教授会規程には、教授会と学長の関係について次のように規定している。

(教授会の構成)

第2条 教授会は、短期大学部の教授をもって組織する。

2 学長は、教授会の議を経て、教授会の組織に准教授その他の教職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第3条 学長は、教授会を招集し議長の任にあたる。短期大学部部長は、原則として学長の任を代行する。ただし、短期大学部部長に支障があるときは、学長と協議の上指名した教授がこれを代行する。

教授会規程第3条に基づき、学長は短期大学部部長に教授会の運営を代行させている。ただし、短期大学部部長は事前に教授会の議題について報告を行い、必要に応じて審議内容、審議方法についても学長に打合せを行っている。教授会資料は学長に送付され、教授会終了後は教授会で確認された議事要録が学長に送付されている。

また、併設の尚絅大学とともに設置する尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会では、両大学の運営上の重要事項を審議している。審議する事案の性格ごとに議決権者を定め、両大学の独立性を保ちつつ、両大学共通の事案、各大学固有の事案ごとに審議を行う。評議会の議長は学長（本学学長が尚絅大学学長を兼務している）が務め、学長が短期大学部部長、大学の各学部長等と相談の上議題の選定を行っている。

このように、学長は教授会の意見を聴き、評議会における審議と調整を経て、大学としての最終的決定を行っている。

②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

尚絅大学・尚絅大学短期大学部学長選考規程に次のように定められている。

(学長の資格)

第 5 条 学長は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者とする。

現学長は、本選考規程に定める選考基準に基づき学長選考委員会が選考を行い、最終候補者を選考して理事会に報告し、これに基づき理事会が選考し、平成 31(2019)年 4 月 1 日に理事長が発令した。

③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

本学及び併設の尚絅大学は、尚絅学園の建学の精神及び教育理念に基づき、「智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する」という理念を掲げ、このもとに本学の目的及び使命を学則第 1 条に定め、学則第 4 条に総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の目的を定め、これらに基づいて各学科は 3 つのポリシーを定めている。本学はこの学則に基づき、3 つのポリシー等を中心に運営されている。学長はこれらに基づく評議会、教授会、各種委員会の審議及び事務部の運営を掌握し、適正な審議運営がなされるよう管理に努めている。

④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。

本学学則第 70 条に懲戒について次のように定めている。

(懲戒)

第 70 条 学生が本学の規則に違反し、また、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績不良で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 第 2 項に定める懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

これに基づき、尚絅大学短期大学部学生懲戒規程を制定し、この規程に基づき尚絅大学短期大学部学生懲戒処分細則を定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

本学学則に、学長、教授その他の職員について次のように規定している。

(学長、教授その他の職員)

第 59 条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、学長補佐、短期大学部部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

上掲第 3 項に基づき、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長の選考については、前項②にも記載のとおりで、現学長は尚絅大学・尚絅大学短期大学部学長選考規程により選考され、平成 31(2019)年 4 月 1 日に任命され、以来教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

本学学則第 63 条に基づき教授会を設置し、教授会は尚絅大学短期大学部教授会規程によって運営されている。同規程第 3 条により、学長は短期大学部部長に学長の任を代行させ、教授会の運営を委ねている。ただし、短期大学部部長は事前に教授会の議題について報告を行い、必要に応じて審議内容、審議方法についても学長に打合せを行っている。教授会資料は学長に送付され、教授会終了後は教授会で確認された議事要録が学長に送付されている。

このように、学長は教授会を審議機関として適切に運営している。

②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

尚絅大学短期大学部教授会規程第 4 条に次のように定めている。

第 4 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び規程に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 退学、転学、休学、復学及び除籍等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 人事に関する事項
- (8) 尚絅大学評議会から審議を附託された事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 試験及び資格取得に関する事項
- (2) 校務分掌に関する事項
- (3) 各種委員会設置に関する事項
- (4) 教育研究上必要と認める事項
- (5) その他本学教授会において必要と認める事項

これにより、教授会が意見を述べる事項は明らかにされ、周知されている。

③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

前述の尚絅大学短期大学部教授会規程第 4 条に定めるところに従って、(1) 学生の入学及び卒業に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項等及び教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。

④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

本学は、学則第 61 条第 2 項に基づき尚絅大学短期大学部教授会規程を制定し、これに基づき原則として毎月 1 回定例教授会を開催し、必要に応じて臨時教授会を開催している。また、併設の尚絅大学と、大

学・短期大学部評議會を置き、両大学の教育・研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項、学則その他重要な組織の設置又は廃止及び定員に関する事項等を審議している。

⑤教授会の議事録を整備している。

教授会の議事要録は九品寺キャンパス事務部教務課が案を作成し、短期大学部部長が確認の後、次回教授会の開催通知と同時に構成員に電子メールで送信し、次回教授会の開催に先立ち構成員で確認して確定する。確定した議事要録は、学長、学園理事長、学園常務理事に送付されるとともに、両キャンパス事務部及び大学企画室に保管されている。

⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

本学の3つのポリシーは学科ごとに作成している。各学科で案を作成し、あるいは見直しを行い教務連絡協議会で全学的な観点から調整と整理を行い、短期大学部教授会において審議し最終案を確認したうえで、尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議會で審議し確認を行っている。評議會の審議及び報告連絡事項は教授会に報告される。このような審議手続きを通じて、3つの方針は教授会において認識を共有している。

⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

本学学則第70条第2項に基づき、尚絅大学短期大学部部会及び委員会規程を制定している。同規程には、次のとおり部会及び委員会の設置を定めている。

(部会)

第2条 本学に下記の部会を置く。

- (1) 将来計画委員会短期大学部会
- (2) 入試管理委員会短期大学部実施部会
- (3) 学生支援委員会九品寺キャンパス部会及び楡木キャンパス部会
- (4) 図書館運営委員会本館部会及び分館部会

2 その他、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会に関する規程は別に定める。

(委員会)

第3条 本学に下記の委員会を置く。

- (1) 教務委員会

上掲第2条第2項に基づき、上記のほか必要に応じて委員会を設置している。

3. 課題

学則に基づく学生懲戒規程、学生懲戒処分細則については、併設の尚絅大学の規程との整合性を含めて見直しが必要である。

4. 改善計画

なし

5. 事業計画への反映

なし

基準IV-C ガバナンス

基準IV-C-1

基 準	基準IV	リーダーシップとガバナンス
テ ー マ	基準IV-C	ガバナンス
区 分	基準IV-C-1	監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。
担当部局	学園事務局総務部総務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。 (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

2. 現状

(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。 寄附行為第 5 条第 2 項で定める監事 2 名は、いずれも学外の非常勤監事で、それぞれ金融機関の監査役経験者と弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後は文部科学省主催の研修会に参加するなど、本学園の業務及び財産の監査に関し研鑽を積んでいる。また、財産の状況把握のため監査法人の期中監査の際には、ほぼ毎回立ち合い公認会計士との意見交換を行っているほか、「監事監査基準」「監事監査マニュアル」等を活用し、平成 30(2018)年度は、年度監査計画を基に年間を通じて単独で監査業務を行うなど、適宜適切な監査を行っている。
(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 理事会及び評議員会には少なくとも 1 名が出席し、予算・決算などの審議のほか、中長期行動計画に関する審議、事業計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関し意見を述べている。
(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。 寄附行為第 14 条第 3 項に、監事は当該会計年度終了後 2 カ月以内に監査報告書を提出することと定めされており、監事は 5 月の定例理事会及び評議員会において監査報告を行ない、報告書を提出している。

3. 課題

内部監査室、公認会計士（監査法人）及び監事の三様監査体制による一層の内部統制及び監事監査強化を図る。特に、平成 28(2016)年度に設置した内部監査室については、平成 30(2018)年度から室長を理事長兼務から専任職員に配置替えするとともに、内部監査マニュアルや年度計画に基づく監査結果を監事等と情報共有し、監査精度の向上に努める。

4. 改善計画

学校教育法や私立学校法の改正や学校法人の公共性、公益性の観点から一層のガバナンス強化への弛まぬ改革を推し進める必要があると認識している。

5. 事業計画への反映

事業計画において、経営力の強化をうたい、役員の責任と権限の明確化及び監事機能、評議員会機能の充実、自主行動基準であるガバナンスコードの策定等を掲げている。

基準IV-C-2

基 準	基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス
テ ー マ	基準Ⅳ-C	ガバナンス
区 分	基準Ⅳ-C-2	評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。
担 当	学園事務局総務部総務課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。 (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

2. 現状

(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

寄附行為第19条第2項において「評議員会は18人以上21人以内の評議員をもって組織する。」とし、寄附行為第5条で「理事の定数は7人以上9人以内」と規定している。平成30(2018)年5月1日現在の評議員数は20人、理事は9人となっており、理事の2倍を超える数の評議員をもって組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

評議員の構成は、設置校の学長・校長の職指定2名のほか、職員評議員4名、設置校の同窓会からそれぞれ1名の計3名、設置校の保護者からそれぞれ1名の計4名及び学識経験者7名となっている。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催され、私立学校法第42条に掲げる予算や事業計画などについて予め意見を聞くことに加え、寄附行為第33条第2項に定める監事の意見が附された決算及び事業の実績について報告を受け意見を述べている。また、寄附行為第21条に定める事項に対して多面的な見地から意見を述べるなど、経営の透明性、健全性を担保するために適切に運営されている。

平成30(2018)年度の評議員会の開催状況及び出席状況は【表1】のとおりである。なお、評議員会に欠席する評議員は、事前配布の資料等に基づき賛否を表明する「議決権行使書」を提出し全員の意見を反映している。

【表 1】平成 30(2018)年度評議員会開催状況及び出席状況

評議員会	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況 (名/名)
	定員	現員(a)		出席者数 (b)	出席率 (b/a)	うち意思表示者数	
第1回	18～21人	20人	平成30年5月28日	19人	95%	2人	1/2
第2回	18～21人	20人	平成30年7月17日	20人	100%	1人	1/2
第3回	18～21人	20人	平成30年10月22日	20人	100%	1人	2/2
第4回	18～21人	20人	平成30年12月17日	20人	100%	0人	2/2
第5回	18～21人	20人	平成31年2月25日	20人	100%	1人	1/2
第6回	18～21人	20人	平成31年3月25日	20人	100%	0人	1/2

3. 課題

評議員会は、寄附行為に則り適切に運営され、理事会の諮問機関としての役割を果たしており、特に問題は無いと認識している。

4. 改善計画

学校教育法や私立学校法の改正や学校法人の公共性、公益性の観点から一層のガバナンス強化への弛まぬ改革を推し進める必要があると認識している。

5. 事業計画への反映

事業計画において、経営力の強化をうたい、役員の責任と権限の明確化及び監事機能、評議員会機能の充実、自主行動基準であるガバナンスコードの策定等を掲げている。

基準IV-C-3

基 準	基準IV	リーダーシップとガバナンス
テ ー マ	基準IV-C	ガバナンス
区 分	基準IV-C-3	短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。
担 当	経理課、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス庶務会計課	

1. 自己点検・評価のための観点

観 点
(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

2. 現状

(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 本学の教育研究上の目的に関することをはじめとして、学校教育法施行規則の規定に基づき資料1のとおり教育情報を本学ホームページ上で公表している。 また、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレートのサイトにも本学の教育情報を掲載し公表している。 (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。 私立学校法第47条の規定に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書に加え、経年比較やグラフ化による決算の概要、科目等の解説、学校法人会計と企業会計の違い、さらに、長期ビジョンと中長期行動計画、単年度の事業計画の概要などを学校法人のホームページに公表するほか、一部は学園広報誌「礎」や大学ポートレート等にも掲載し、一般に広く情報提供するなど、積極的な取組・工夫を行っている。

3. 課題

学校法人の公共性、公益性に鑑み、学校教育法・私立学校法等に基づき既に適宜適切かつ正確な情報公表を実施しているが、一層の社会への説明責任、ステークホルダーへの十分な情報提供の観点から、情報公開に関する規程が未整備であると認識している。

4. 改善計画

本学のガバナンス改革を自主的に進めるうえで、ガバナンスコードの策定も視野に、情報公開に関する規程を制定することとしている。
--

5. 事業計画への反映

令和元(2019)年度事業計画において、学園全体・学校法人(1)経営の強化の重点施策に自主行動基準である「ガバナンスコード」の策定とともに、積極的な情報公開と経営状況の可視化を掲げており、その中に「情報公開規程」の制定と適切な情報開示の実施を行うこととしている。